

はその減り方の如何だ。本年は上半期の最巨數を五月に見たが、それから十月迄に三千百萬個から二千二百萬個に約三割近くを激減した。昨年上半期の巨數を四月に見て、それから十月までには約一割七分しか減つて居らぬ。今年の在荷の多いのは入り方が多いからで當然だが、一方減り方がまた秋口から非常に多くなつた。五大都市だけの倉庫から見た入出庫數を第六表で見るとこの關係が稍よ明かに判る。

(六) 五大都市營業倉庫入出庫高個數(千個)

月別	入庫		出庫		在荷
	一	二	三	四	
一月	五,〇三六	三,四七二	一八,八八二	三,〇六六	四,二〇六
二月	四,五九二	三,三〇四	一九,八八八	二,六三二	四,七〇六
三月	四,九七八	四,二七七	二〇,四二九	三,〇〇八	四,四三三
四月	四,三三〇	三,二九九	二〇,四二〇	二,五五九	四,〇八七
五月	五,八五六	四,一〇五	三三,三三四	二,五五九	四,〇八七
六月	四,〇二五	四,一八八	三三,三三四	二,〇三二	三,四六六
七月					三,一〇一
八月					二,〇〇七
九月					一八,六五三
十月					一六,六五三
昨年十月					一四,三三六

四、「事業活動指數」より見たる景氣

次に第三四半期を中心とせる我が國に於ける經濟活動の狀況を考察して見やう。

經濟活動といふ言葉は、見解の如何に依つては、著しく廣汎なる意味を包含するかも知れない。併し、今の場合は、問題を主として物資の動きにのみ限るとしやう。

右に關して、以下は、主として現實の統計數字に立脚し、然も出来るだけ簡明なる手段に依つて、事實の表現を試みるつもりである。

財貨の動きを中心とする所の經濟活動の推移は、商品の生産、交換、分配、消費に關する複雑なる過程を、あらゆる商品、あらゆる手段に互りて、克明に觀察することに依り、極めて理想的に之を認識し得るであらうが、夫は言ふべくして到底實現し難き話である。

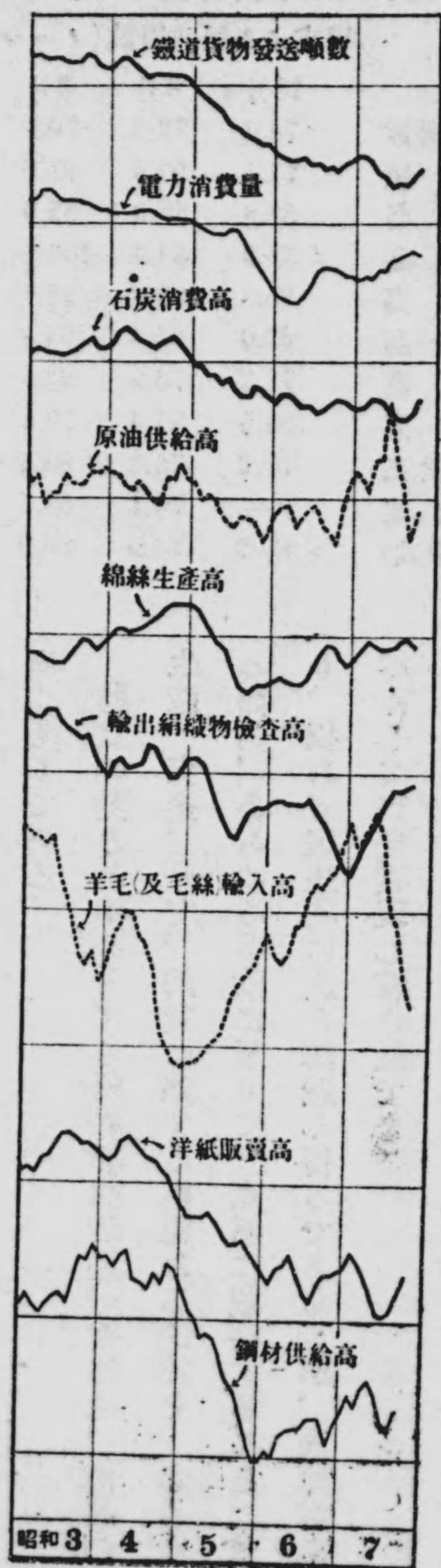
限られたる資料に拘束されたる統計的研究に於ては、なるべく基本的なる比較的少數の現象を選択して、その全般的景況を出来るだけ妥當に代表せしむることに努力しなけ

第七表 東洋經濟調査「本邦事業活動指數」を構成する個別指數(ノーマル=100)

	10月	9月	8月	7月	6月	5月
噸數發送物貨道鐵	74.8	72.6	70.7	71.1	70.4	72.5
量最高消費電力	91.1	91.5	91.0	89.7	88.5	86.5
量最高消費炭石	88.8	85.0	82.9	83.1	85.0	88.1
* 量最高供給石油	95.9	84.9	103.1	110.1	126.6	111.6
量最高生産絲綿	96.8	98.8	98.7	96.7	96.0	96.2
量最高検査輸出	96.0	95.4	94.8	95.0	91.6	86.8
量最高輸入羊毛	72.2	76.9	94.6	100.1	120.8	128.4
量最高販賣紙洋	84.5	81.4	76.3	72.3	73.1	72.9
量最高消費メント	73.2	76.1	62.4	61.6	62.3	67.6
量最高供給材鋼	—	74.1	68.7	70.3	78.0	83.4
* 總平均(加重式)	88.2	86.9	86.9	86.5	88.4	88.3

第三部 各經濟部面の分析と見透
ればならない。

かゝる目標の下に、吾々は、第七表に掲ぐる如き、また次圖に圖示せる如き十項目を選択した。而



して、之等の數字は、景氣變動の影響を出来るだけ如實に表現せしむることを目的として、之を阻む所の例へば季節的變化、一般趨勢或は短期的不規則を原數より除去し、ノーマルを100として表はせる指數である。

第三四半期に於て、最も顯著なる變化を見せたものに、鐵道貨物、石炭、洋紙並にセメントの類が

第八表 東洋經濟調査「本邦事業活動指數」(ノーマル=100)*印概數

月	昭和1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
1月	102.0	105.5	105.5	104.3	102.4	84.7	87.6
2月	102.7	104.2	104.0	106.0	100.4	84.8	88.9
3月	103.2	105.5	103.0	105.0	98.0	83.7	88.5
4月	103.9	105.6	102.8	104.8	96.2	82.8	88.9
5月	103.7	104.9	102.3	104.8	94.4	83.4	88.1
6月	103.5	104.7	102.5	103.9	93.3	84.1	88.2
7月	103.7	104.4	103.0	104.2	90.5	85.6	86.3
8月	103.7	105.3	103.6	104.2	88.1	83.5	* 86.8
9月	103.9	104.9	104.9	104.3	87.2	87.3	—
10月	103.8	105.4	105.5	105.8	87.0	86.6	—
11月	104.4	105.2	103.9	105.0	85.7	85.8	—
2月	104.6	104.7	103.9	103.9	84.9	86.3	—

第二節 一般指標の動き

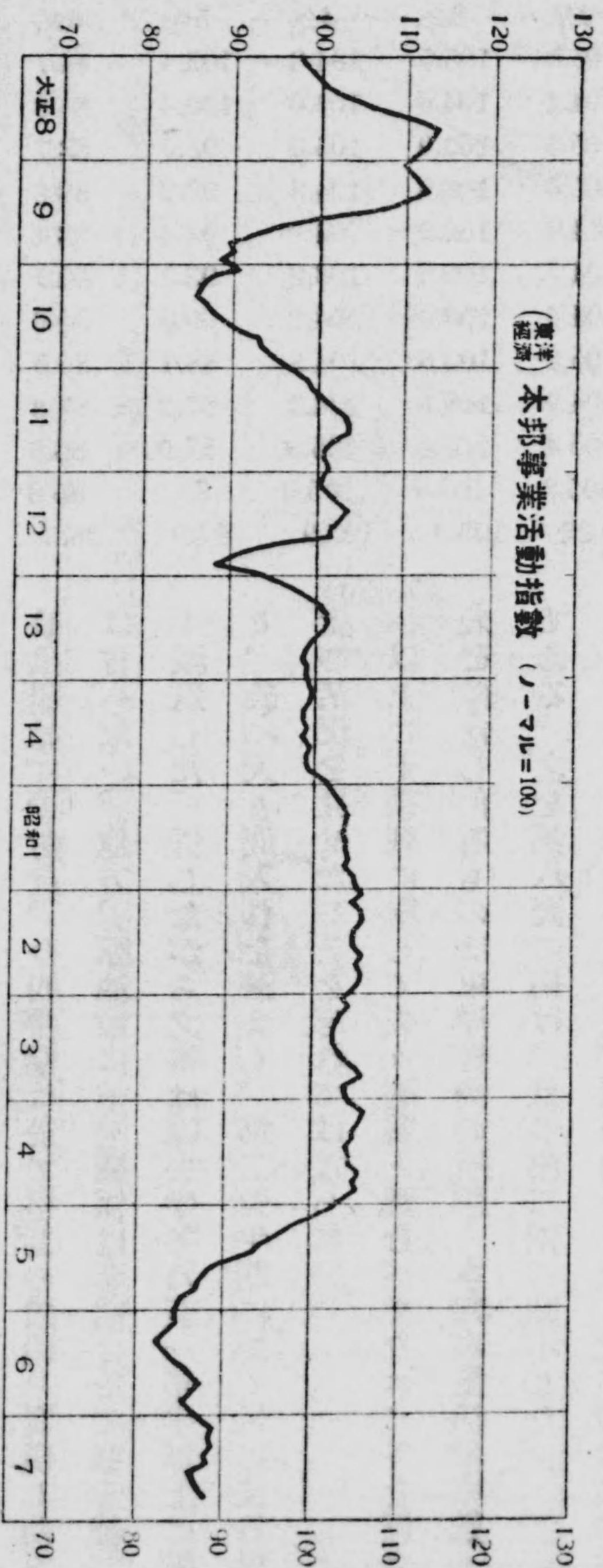
ある。之等は六、七月頃に於て永き不況の底を入れ、爾後頗る堅實なる歩調を以て恢復の一路を辿つてゐる。電力、綿絲輸出絹並に鋼材は、今四半期に於て格別の飛躍を實現したとは言へない。他方、原油並に羊毛關係は今期に於て寧ろ著しく減退した。併しながら之等は過去半年乃至一年半以上に溯り、既に夫々底入れを済まし、第二四半期に於て夙に或る程度の活況を見せたことを忘れてはならない。

以上の十系列に對して夫々適當と認むべきウエイトを置き夫を綜合したるものは東洋經濟の所謂「本邦事業活動指數」である。之を第八表に掲げ、且つ第二圖に圖示した。

本指數の示す所に依れば、總體的に見たる我が國の經濟活動は、昨年四月頃に於て既に底を入れ、途中多少の起伏を畫きつゝ今や恢復の途上にありと云へやう。而して今後の推移如何——このまゝの緩急配を續けるか、或は目覺しき一大飛

躍を實現するか、目下はまことに興味ある場面に立つものと考えられる。

(備考) 「事業活動指數」の構成に關する詳細なる説明に就ては、東洋經濟新報昭和七年十月十五日號並にそれ以來の商品界欄を参照されたい。



第三節 大好調裡の外國貿易

爲替下落の效果は貿易の動向に於いて最もハッキリと窺はれる。而して爲替下落に基く貿易の驚くべき好化こそ、金融部門及び産業部門に對し異常なる效果を及し、遂に第三四半期に於ける景氣の全般的上昇を招來せしむる有力な一因と迄なつたのである。

一、輸出の激増と輸入の著減

先づ全體の數字に就いてみると、七、八、九の三ヶ月に亙る第三四半期の對外貿易は、輸出三億八千八百二十二萬圓、輸入二億三千七百二十八萬圓を算し、差引出超額は一億五千九十九萬圓の多きに達した。之を前年同期と對比すれば、輸出は七千六百三十五萬圓(二四%五)の激増に當り、輸入は三千七百六十一萬圓(二三%七)の著減に相當し、その出超額は一億一千四百萬圓の巨額に上る。第一四半期の輸出額が對前年四千六百六十萬圓(一四%三)の減少、同輸入が八千四十萬圓(二四%三)の増加、第二四半期の輸出額が對前年一千四百萬圓(五%)の増加、同輸入が四千五百三十萬圓(二二%六)の増加

(一) 四半期別外國貿易 (千圓)

四半期別	輸出	輸入	出超
六年第一	293,429	330,350	入 36,921
同第二	283,980	360,402	入 76,422
同第三	311,871	274,896	出 36,975
同第四	257,702	270,027	入 12,325
七年第一	251,733	410,781	入 159,048
同第二	298,014	405,738	入 107,724
同第三	388,218	237,288	出 150,930
前年比較	(+) 76,347	(-) 37,608	(-) 113,955
10—11月	283,336	170,791	出 112,545
前年比較	(+) 91,168	(+) 40,459	(+) 50,709
1—11月	1,178,076	1,226,354	入 48,278
前年比較	(+) 140,338	(+) 127,595	(-) 12,743

(備考) 十一月は中旬迄

半期に於ける大入超を悉くカバーした上、猶前年同期に比し一千三百萬圓の入超減となつたのである。斯の如く、第三四半期の貿易状態が顯著なる改善を呈した理由は、同期間に於けるわが爲替相場が未曾有の慘落を示し、對外物價の位置が急激に低められた事實を顧れば容易に首肯し得られる。即ち、再禁止後漸落の一途を辿つた爲替相場は、第二四半期末より落勢を強め、第三四半期に入つ

(二) 月末對米爲替相場

	實數(1)	指數(2)
6年11	49,375	99.1
12	34,500	69.2
7年1	34,500	69.2
2	32,000	64.2
3	33,000	66.2
4	32,313	64.8
5	32,375	65.0
6	27,250	54.7
7	22,500	55.2
8	23,000	46.1
9	24,000	48.1
10	21,375	42.9

(1) 對米電信實東京市場相場

(2) 平價 49 弗 846 を 100 とする指數

(三) 對外物價比較

(大正2年1月=100)

月末	日本金物價	對米國物價比較%
6. 11	114.9	(+) 37.4
12	86.5	(+) 5.9
7. 1	90.1	(+) 13.3
2	86.3	(+) 11.5
3	85.1	(+) 12.6
4	81.0	(+) 10.9
5	791	(+) 12.0
6	66.9	(-) 5.9
7	68.6	(-) 4.5
8	65.1	(-) 14.2
9	69.3	(-) 9.8
10	63.8	(-) 13.9

を示し、米國に比し一割以上の下落となつた。易關係を通じてバランスされねばならぬ。その一過程として、輸出貿易は必然強化せられ、之に反し輸入は甚しく防壁せられたのである。これが第三四半期の、そして再禁止後當然生ずべき最も典型的な、貿易の主要動向であつた。従て、其他諸外國に於ける關稅障壁の高度化、排日貨運動の繼續、爲替先安及び海外物價先高懸念の見越輸入、等諸種の反對的條件もあつたけれども、結局に於いては爲替安を基

(五) 第三四半期重要輸入品表 (千圓)

品目	第三四半期		10年		1-10月累計	
	7年	6年	7年	6年	7年	6年
米及類	2,969	1,985	787	726	9,995	5,963
小麥類	4,979	5,262	2,784	2,216	41,381	29,369
豆類	2,108	5,900	2,122	2,637	29,447	29,866
砂糖	422	5,378	10	585	2,572	14,459
原油及油	3,624	8,691	5,153	4,103	44,639	37,282
生ゴム	2,996	3,462	1,923	981	12,306	11,174
硫酸アンモニウム	173	1,004	—	992	7,026	11,888
棉花	64,557	4,995	31,059	10,793	634,543	247,856
麻類	3,241	3,635	2,018	1,278	10,872	10,321
羊毛	6,201	19,134	3,332	3,692	61,548	70,978
毛織物	1,256	3,893	418	1,141	4,396	10,629
毛織物及毛綿織物	4,371	4,826	520	362	10,168	9,494
石炭	6,057	6,076	2,552	2,509	22,538	23,099
鐵	4,960	3,869	1,798	1,138	13,550	12,433
パルプ	2,894	2,914	1,112	793	12,888	10,084
鐵	13,022	13,065	4,419	4,607	54,592	39,726
自動車及同部分品	2,359	3,731	1,175	1,229	13,026	13,808
機械類	13,485	11,047	4,752	4,931	46,343	43,642
木材	7,276	13,232	2,655	3,907	23,184	36,576
靴	1,029	1,482	332	520	5,358	6,593
油	2,641	4,032	995	1,536	30,375	40,031

ない。先づ輸出商品に就いてみるに、第三四半期に於いて前年同期に比し輸出の増加せる重要品目は、小麥粉、製茶、罐詰、綿絲、生絲、綿織物、絹織物、人絹織物、メリヤス製品、石炭、硝子及同製品、陶磁器、鐵製品、木材、眞田、玩具等の多きに上る。就中、顯著なる増加をなせるは、綿織物の二千四百三十萬圓増を初めとし、生絲千二百

(四) 第三四半期輸出重要品表 (千圓)

品目	第三四半期		10月		1-10月累計	
	7年	6年	7年	6年	7年	6年
米及類	1,589	5,044	123	495	3,084	15,463
小麥類	4,654	2,139	2,015	386	14,879	8,683
製茶	3,192	2,639	822	490	6,395	6,899
精糖	1,673	5,204	285	390	6,279	14,175
水産物	1,968	3,544	1,167	616	5,445	9,463
罐詰食品	6,857	6,452	2,546	1,411	19,546	17,274
綿織物	6,755	2,450	1,863	920	17,976	6,783
絹織物	306	216	121	121	1,000	2,190
生絲	108,816	96,419	46,064	40,557	292,340	293,315
綿織物	83,843	59,529	30,130	14,396	221,839	176,414
絹織物	14,610	12,205	4,541	2,999	41,174	38,330
人絹織物	16,600	10,337	5,704	2,469	47,992	33,087
メリヤス製品	7,678	5,953	2,949	2,014	20,590	18,716
帽子	1,194	1,791	606	789	6,012	8,644
紙類	3,843	5,544	1,496	1,202	10,980	18,927
石炭	3,559	3,298	1,166	914	10,939	12,939
陶磁器	6,082	5,997	2,409	1,572	17,193	16,935
硝子及同製品	2,109	1,444	928	504	6,788	5,838
鐵製品	3,548	2,307	1,590	700	10,535	9,495
機械類	2,681	3,527	922	1,419	8,319	10,051
木材	3,187	2,426	924	801	9,163	8,878
製帽用眞田	714	395	295	139	2,194	1,504
玩具	4,056	2,721	1,673	827	11,054	8,499

調とする主要動向の裡に統一せられたのであつた。

二、輸出入増減の内容

右の如く、第三四半期の貿易状態を特徴づける主要モメントは極めて明白であるが、それが各貿易商品に及ぼせる影響の程度は必しも単一で

四十萬圓、人絹織物六百三十萬圓、綿絲四百三十萬圓等であり、また増加率の高きものは、小麦粉の十一割七分増を筆頭に玩具五割、人絹織物六割、鐵製品五割三分、等の各増加が注目に値する。斯如き重要商品の輸出は最近の十月に至り一層の躍進を遂げ、米及粃、水産物、帽子、機械類の四品を除き爾餘の諸品は軒並みの激増を示し、殊に小麦粉の如きは前年同月の約六倍の著増を呈し、其他製茶、水産物、罐頭詰、綿絲、綿織物、人絹織物、鐵製品、玩具類は孰れも二倍前後の増加を來した。従て年初來の累計に於いても前年に比し増加せるもの多く、たゞ精糖、水産物、紙類、石炭等主として對支輸出關係品の増加が比較的低下である。

かくの如き輸出商品の大躍増と全然對蹠的な現象が、輸入商品に就いてみらるゝ。即ち、第三四半期の輸入商品は爲替安の影響を初め見越輸入の一巡、關稅引上の打撃に沮まれ軒並みに甚しき衰退を余儀なくされた。即ち、第五表に照せば明かな如く、前年同期に比し増加せるは、米及粃、棉花、バルブ、木材等の數品に過ぎず、他は悉く非常な減少を招來してをる。例へば砂糖の如きは前年の五百三十余萬圓の輸入に對し、今年は僅か四十二萬圓と、十分の一以下の激減を呈してをる程だ。其他、豆類は約三分の一、硫安は六分の一、毛絲が三分の一、と云ふ猛烈な減少を示してをる。最近の十月は、原料品關係の輸入が増加したが、從來内地品と競争關係に在つた諸製造品の輸入は一層減少し、殊に砂糖、硫安を初め、毛織絲、木材、バルブ等のそれが著るしい。

二、帝國總貿易と國際收支

上述の如く、第三四半期の内地及樺太の對外貿易は非常な好調を現はしたが、同時に植民地の對外貿易もまた顯著なる改善を齎した。即ち、第三四半期に於ける朝鮮の對外輸出額は前年同期に比し二百一十一萬圓(六割四分)の増加を示し、反對に輸入は六十四萬圓(六分)の減少を來したる結果、差引入超額は二百七十五萬圓の減少をみた。また臺灣のそれは、輸入が百一十一萬圓を著減したるため、輸出が約五十萬圓減つたにも不拘、貿易尻は前年の入超三十八萬圓より二十八萬圓の出超に轉化した。自然、同期間の帝國總貿易は一億四千六百萬圓の出超をなし、前年に比し一億二千萬圓近くの激増を招來した。其後十月の帝國貿易もまた順調を極め、朝鮮の貿易尻が僅か數萬圓の入超(前年同月百八十三萬圓の入超)に過ぎず、臺灣のそれも約十萬圓の出超(前年同月二百萬圓の入超)を示したる結果、その出超額は五千萬圓近くに達し、前年に比し三千六百萬圓の出超増を呈した。従て、七月以降十月迄の帝國總貿易尻は一億九千六百萬圓の大出超を現し、前年同期に比較して一億五千萬圓の出超増加を數へたわけだ。猶、最近の十一月上、中兩旬に於ける十六港貿易概算は千八百萬圓の出超を示

第三部 各經濟部面の分析と見透

(六) 帝國貿易表 (千圓)

帝 國	輸 入		輸 出		七 年	六 年	比 較
	入 超	出 超	入 超	出 超			
帝 國	三九,二二	二五,六三	二二,九五	二九,三三	(+) 七,五二	(+) 七,五二	
(内) 朝鮮	四,四七	九,九六	一〇,五六	七,五二	(-) 二,七五	(-) 二,七五	
臺灣	五,六六	五,六六	六,一三	六,一三	(-) 一,三〇	(-) 一,三〇	
其他	二九,二八	一〇,〇〇	一〇,〇〇	二二,二二	(+) 一七,六四	(+) 一七,六四	
總計	五〇,〇〇	四一,二八	三九,六六	四三,七七	(+) 一〇,三三	(+) 一〇,三三	
再禁止前	三九,二二	二五,六三	二二,九五	二九,三三	(+) 七,五二	(+) 七,五二	
本年下半期	二二,九六	一〇,〇〇	一〇,〇〇	二二,二二	(+) 一七,六四	(+) 一七,六四	
本年上半期	二七,二六	一五,六八	一〇,〇〇	二一,二二	(+) 一七,六四	(+) 一七,六四	

した故、之を右に加算すれば、其の出超額は既に二億一千四百萬圓の巨額を算するに至つた。

右の如く第三四半期の貿易状態が非常なる好調を示しつゝあるので、國際收支關係もまたよくバランスを維持し、恐らく茲當分は何等の悪化を來すことなしに推移するものと考へられる。即ち、先づ貿易收支よりみるに、既述の如く本年下半期の帝國總出超額は既に二億一千四百萬圓に達してをる故假りに之を平價の半分を以て爲替低落前の圓貨に引直せば、その出超額は約一億圓に相當する。而して

再禁止前の六年上半期に於ける入超額は約一億圓であつたが、明年上半期に於ける入超額は、爲替の平價に於ける圓貨に換算すれば、それ以下に減するであらう。従て、明年上半期に於ける輸入超過は本年下半期の出超を以て先づ相殺し得るわけだ。

次に貿易外收支も改善されつゝある。勿論、爲替低落の結果外債元利拂及び政府海外諸支拂金は現在の圓貨を以てすれば著しく増加する。併し乍ら、同時に海外よりの貿易外收入も同じく現在の圓貨計算に於いて増加するわけだから何等懸念するには當らない。寧ろ、我國の貿易外收支勘定は元來が受取超過であり、昭和六年度(兒玉正金頭取の推計に依る)は六千二百十萬圓の受取超過を示したる故之を現在の圓貨に換算すれば一億四千萬圓に増加するわけだ。のみならず、こうした計算上の受取増加のみならず、貿易外受取額そのものが増加する。即ち、爲替低落の結果、我船舶の歐洲及北米大西洋方面への出動が多きを加へ、また移民送金の増加の如きはその一證左である。以上の如く、貿易及び貿易外を通じて、經常收支が相當の受取超過を示すであらうことは明かだ。他方、資本關係も、外債の償還は明年に約三千萬圓を數ふるのみだ。其他、短期資本の流出入も、先づ懸念するに足らぬ様だ。とすれば、今後の我國國際貸借は大いに良好であると見透し得る。爲替相場は圓に對する信用の動搖から依然軟調を免れぬとは云へ、國際貸借の實質が右の如く良好なることは、インフレーション效

果を充分徹底せしむる迄それを維持する處の對外的要因に外ならない。

四、産業界に及ぼす影響

以上の如く、貿易の好調、従つて又國際收支の改善は、インフレーション政策の遂行を外的に擁護しつゝあるが、同時にそれは國內産業界に對し直接多大の効果を爲しつゝある。即ち、最近數ヶ月に亘る物價の續騰が爲替安及びインフレーション等の貨幣的要因を主材とせるは云迄もないが、同時に

(七) 貿易及在荷數量指數 (前年同月=100)

	輸入	輸出	比較	國荷 全在
一月	125.5	76.9	48.6	115.1
二月	137.8	97.1	40.7	126.1
三月	127.8	112.3	15.5	126.6
四月	106.1	119.4	→13.3	126.9
五月	109.2	107.5	1.7	135.5
六月	91.8	107.5	→15.7	134.4
七月	63.4	115.5	→52.1	129.3
八月	67.8	127.5	→59.7	128.8
九月	71.7	121.7	→50.0	116.9

(備考) 貿易指數は正金銀行調査

商品の需給状態が、單に見越需要の増加のみならず、貿易の好調に伴ふ實需要の増大により漸次改善されつゝあることもその有力な一因に數へられるのだ。蓋し、貿易の好調は輸出の二方面に於いて巨額の新たな實需を生ぜしめ、滯貨整理上頗る重要な役割りを占めてをることは上表に照せば明らかである。即ち、去九月の輸出數量指數は前年同月に比し二割二分の増加を示し、反對に輸入は三割近く減少した。かゝる現象は第三四半期を通じて一般的に認められ、自然そこに滯

貨處分の途が拓けた結果財界好轉を尠なからず促進せしめたのであつた。いま試みに一―九月の輸出數量が前年に比し増加せる品目を擧ぐれば、無慮百四十五品の多きに達し、その中二割以上の増加を遂げたものゝみでも百四品の如き多數に上る。(詳細は東洋經濟新報一五二五號二―頁参照)従て、之等輸出向け諸産業の生産活動が、恰も軍需品工業のそれと並んで目下大活況を呈しつゝあるは云迄もない。併乍ら、かように生産活動が旺盛となりつゝあるにも不拘、労働状態が未だ顯著なる改善を示してをらぬのは、稍々奇異の念に打たれる。が、これは残業、夜業、合理化、等諸般の労働強化を行ひつゝあるので、失業者數も未だ顯著なる減退を示さず、労賃の騰貴も亦僅少なるを免れぬからだ。

五、原料輸入と製品輸出の關係

併乍ら、輸入總額の七割迄が原料品及び原料用製品より成るわが貿易機構は、爲替安の効果を享受し得る期間の比較的短きものと云へよう。蓋し、さうした國に於ては、原料品關係を通じて國內物價を高めること極めて急であり、自然貿易好調の停止するに至るのも亦急なるを免れない。この意味に於いて貿易の類別を分析することが必要である。先づ輸入に就てみると、原料品及同製品は第三四半期に於いて各々五百萬圓程度の減少をみたが、一―一〇月の累計に於いては前年同期に比し合計一億七

(九) 輸入額類別表 (千圓)

品名	六年	同百分比
食品	158,612	12.9
粗製品	111,205	9.0
製造品	47,407	3.8
原料用品	684,338	55.5
原料用品計	181,138	14.7
食料	197,534	16.0
食甲、乙、原料	10,115	0.8
食料全雜合	1,231,737	100.0

これは次にみる如く、同期間に於ける全製品及び同原料品輸出が九千萬圓の激増を示せるのと相照應する現象と云へよう。次に食糧品の輸入は孰れも著減し、殊に製造品の如きは十月迄の累計で四割近い減少を示した。全製品の輸入は年初來の累計では尙九百萬圓の増加を呈するが、第三四半期のみでは八百八千萬圓の減少である。これら原料品以外の輸入は孰れも今後一層の衰退を來すものと考へられる。之に反し輸出部門に於いては全製品、原料用品の輸出増加が著るしく、一〇月の輸出總額中に占めるそれらの割合は八九%の如きに達し、前年同期の八六%に比し更に高率と化した。かような貿易構成の下に於いては國內物價が爲替相場にアヂヤストし易く、自然輸出マージンの低下を促す結果となる故、それを阻止せんがため勞銀の上昇を極力抑壓せんとする方策がとらるゝことは云迄もない。

(十) 輸入額類別表 (千圓)

四半期別	食料品			原料品	原料用品	全製品
	粗製品	製造品	合計			
6年 第一	30,925	13,309	44,234	189,058	42,993	51,213
〃 第二	32,074	10,145	42,219	212,358	51,053	51,448
〃 第三	22,523	14,987	37,470	135,160	47,084	50,592
〃 第四	25,683	8,966	34,649	147,762	44,279	44,283
7年 第一	38,928	7,572	46,500	259,008	52,351	52,351
〃 第二	38,317	7,542	45,859	222,158	68,928	68,928
〃 第三	20,147	8,919	29,066	129,421	41,767	41,767
7年1—10月	104,274	25,808	130,092	670,131	163,894	177,943
對前年用期	↖11,149	↖15,677	↖4,528	↖96,432	↖10,340	↖8,713

(十一) 輸出額類別表 (千圓)

四半期別	食糧品			原料品	原料用品	全製品
	粗製品	製造品	合計			
6年 第一	10,391	17,043	27,434	12,104	103,696	135,157
〃 第二	10,239	18,311	28,550	13,288	89,077	142,477
〃 第三	10,560	18,996	29,556	9,657	111,692	147,938
〃 第四	6,473	10,284	16,757	9,753	117,379	101,358
7年 第一	4,879	15,567	20,446	9,457	96,161	111,387
〃 第二	4,527	16,916	21,443	10,643	82,895	159,853
〃 第三	5,706	20,833	26,539	13,996	139,704	193,452
7年1—10月	17,051	61,649	78,700	39,590	374,832	536,343
對前年用期	↖16,468	↖3,759	↖12,709	↖1,322	↖24,131	↖66,772

六、排他的貿易好調の持続性

更にも一つ考慮せねばならぬのは、世界の購買力が未だ捗々しき恢復をみるに至らず、主要國の貿易は第十二表の如く甚しき衰退を示し、ある折柄、わが國の貿易のみが排他的・獨占的に好調を招來せるは之等諸外國の販路を收奪せることに基くのだ。従て、夫等諸國が、凡ゆる貿易政策を盡して、其の市場の奪回に努めるであらうことは極めて明白である。そこで先づ、第三四半期に於ける國別貿易の分析が問題とされねばならない。

第十三表に依れば、第三四半期のわが輸出貿易は世界の凡ゆる

(十二) 1-9 月世界主要國貿易

	輸 出		輸 入	
	7 年	對前年比較%	7 年	對前年比較%
日本(百萬圓)	938	(+) 5.5	1,054	(+) 9.1
英國(百萬磅)	310	(-) 9.0	520	(-) 16.3
國(百萬弗)	1,189	(-) 35.4	1,011	(-) 37.5
逸(百萬馬克)	4,292	(-) 40.7	3,444	(-) 34.7
國(百萬法)	14,562	(-) 37.8	22,169	(-) 33.6

支那市場に於いて占むる本邦品の位置を採り上げて詳説しやう。

(十三) 第三四半期國別輸出額 (千圓)

	七 年	六 年	比 較 増減(→)
ア 州	185,986	142,204	(+)43,782
内 中 國	43,484	49,780	(-) 6,296
關 東 州	32,969	17,600	(-)15,369
香 港	4,522	13,272	(-) 8,749
英領印度	57,895	27,573	(+)30,322
海峽植民地	6,493	5,473	(+) 1,020
蘭領印度	26,787	17,174	(+) 9,613
比 律 賓	4,478	4,114	(+) 364
歐 洲	32,297	26,922	(+) 5,375
内 英 國	13,865	14,042	(-) 177
佛 蘭 西	5,638	4,086	(+) 1,552
獨 逸	2,584	2,477	(+) 107
和 國	3,995	2,341	(+) 1,654
北 米 國	126,275	115,721	(+)10,554
内 合 衆 國	124,219	112,668	(+)11,551
中 南 米 國	1,555	860	(+) 695
ア 州	3,995	3,072	(+) 923
内 埃 及 州	22,814	15,630	(+) 7,184
大 洋 州	9,908	5,261	(+) 4,647
内 濠 洲	14,921	8,656	(+) 6,265
	12,555	6,172	(+) 5,983

市場に向つて大躍進を遂げ、殊に對印輸出の如きは前年同期に比し三千萬圓(十一割)の激増を示した。之に次いで對關東州への輸出増加が著しく、その額は一千五百萬圓を超えた。之に反し、對中國及び對香港向輸出は合計千五百萬圓の輸出減を示してをる。が、右の對關東州輸出の著増にカバ

(十四) 4-7月印度輸入額國別表 (%)

	1930	1931	1932
國 逸 蘭 義 西 利 哇 國 本 國	37.0	44.9	44.3
帝 英 本 國	30.1	33.2	35.8
英 內 獨 和 自 佛 伊 布 中 日 米	5.3	7.9	8.2
耳 蘭 太	1.3	1.7	1.3
國 義 西 利 哇 國 本 國	2.2	3.0	2.5
國 義 西 利 哇 國 本 國	1.2	1.8	1.3
國 義 西 利 哇 國 本 國	1.7	2.9	2.4
國 義 西 利 哇 國 本 國	3.7	2.8	2.5
國 義 西 利 哇 國 本 國	1.4	2.0	1.7
國 義 西 利 哇 國 本 國	7.4	10.4	14.2
國 義 西 利 哇 國 本 國	5.9	11.5	11.9

印度市場に於けるわが輸出の躍進は實に目覺しきものがある。即ち四一七月に於ける印度總輸入額中に占める日本品の位置は、一九三〇年の七%四より、一九三二年の一四%二に擴大された。之に反し、英帝國のそれは四四%九から四四%三に低下した。

對し輸入關稅の引上を實施し、更に過般のオッタ協定に依つて英帝國間の特惠關稅を設定し、以て其の植民地に於ける販路の確保を計るに至りたるため、最近のわが對印輸出も漸く頭打ちの状態をみるに至つた。

次に支那市場に於ける本邦品の輸出は、未だ抄々しき恢復をみるに至らない。即ち、一九三〇年の中華民國

(十五) 中華民國輸入額國別表 (%)

	1930	1931	1932		
			1-3月	1-6月	1-9月
米 國	17.5	22.4	31.31	26.51	25.83
日 本	20.6	20.4	11.92	14.58	14.17
英 國	8.2	8.6	9.93	10.59	11.33
獨 逸	5.2	6.0	5.87	6.07	6.73
印 度	16.0	5.8	7.56	7.96	7.17
蘭 印	3.6	4.1	5.52	5.36	5.40
白 耳 義	2.5	2.0	1.59	1.40	1.36
佛 國	1.3	1.6	1.23	1.29	1.40
加 奈 陀	1.0	1.6	1.27	0.92	0.99
香 港	16.4	13.4	6.20	6.06	5.70
ロシヤ	—	—	0.80	0.75	0.73

輸入額の二〇%六を占めたわが國よりの輸出は一九三二年一—三月、即ち上海事件の突發せる期間に於いて僅か一一%九に激減し、一—六月に至り稍々恢復したが尙一四%六に過ぎず、米國の二六%五に比しはるかに及ばず、また次位の英國に凌駕せられんとする勢ひだ。最近の九月迄の累計に依れば、米國二五%八、日本一四%二、英國一一%三の順位だ。然し、日本のブルジョア階級は決して其の販路としての中國を見捨てはしないだらう。否、機會あれば一舉にして市場の奪回を圖らうと常にそれを狙つて

(十六) 各國銀物價比較
(昭和四年末=100)

年月	日本	英國	米國	中國
4. 12	100.0	100.0	100.0	100.0
5. 12	118.6	115.1	121.0	107.7
6. 9	119.3	98.8	116.2	123.0
6. 12	85.7	80.0	102.3	115.9
7. 3	85.2	90.0	95.9	112.5
7. 6	73.2	85.2	99.9	109.8
7. 7	74.8	85.2	100.7	107.7
7. 8	66.7	81.1	99.8	105.4
7. 9	75.0	87.5	106.5	104.0
7. 10	70.8	82.2	103.1	102.9

をるのだ。上表に示す如く、爲替下落の結果日本の銀物價は英、米、中の各國に比し孰れも低位に在る。斯如く物價の低廉と云ふ中國民衆にとつてこの上もない好餌は既に揃つてをる。残るはたゞ武力を以て排日運動の根絶を計るのみだ。然乍ら、爲替ダンピングに對しては關稅の引上を以て、武力に對しては排日運動の擴大強化を以て迎ふるは明だから、恐らく市場の復舊もまた容易でない。とすれば、爲替・貿易間の有機的關係を抜きにしても、諸外國關稅障壁の高度化により、わが外國貿易の排他的獨占的好調が果して何時迄持續しうるか頗る疑問であると云はねばならぬ。

第四節 インフレーションと産業界の動向

一、産業界好轉の主要因

産業界の立直りは、部分的には既に昨六年頃より認められてゐた。即ち紡績、洋灰、砂糖の各事業はその代表的産業部門である。併し全體的に事業の採算が好化し會社が儲るようになったのは、なんと云つても再禁止後の七年からであるが、特に第三四半期の後半に至つて愈よ顯著になつて來た。

では何故に特に第三四半期の後半に至つて好くなつたか。それは第二節の「第三四半期の概観と一般指標の動き」に見らるゝ通りであるが、大體二つに區別することが出来る。

一つは海外重要商品、例へば棉花、砂糖、ゴム等が六、七月を底として昂騰に轉じたこと、他の一つは、圓爲替の暴落によつて貿易關係の商品が暴騰したこと、つまり、二重の原因に基く商品暴騰によつて、原料を多く手當してゐた會社が恩恵を蒙つた。更に爲替下落によつて輸出が刺戟せられて、その關係會社が利益を増加したことも云ふまでもない。

その他軍需工業會社が、引續いて軍需品の整備改善で利益を増加せることも勿論である。また時局

禁止直後の空景氣の反動で寧しろ一般的に悪かつたのであるから、九月末決算會社は爲替下落の影響は一、二ヶ月しか受けてゐない。それでも其影響の一端が現はれてをる。九月末決算會社三十社（東邦電力は十月末決算）の業績を示すと第一表の如くである。

(A) 業績の悪化せる事業

順序として先づ配當率から見ると、減配した會社が五社、増配した會社が四社で、残り二十一社は配當を据置いてゐる。此の點からは産業界は大して好くない。而して、減配した會社は勿論利益も減つてをるが、此の中二社は宇治電と東邦の電力會社、二社は京阪、青梅の電鐵會社、残りの一社が日本石油である。即ち日石を除いた四社までが電力と電鐵會社である。此の外大同電力も二分減配に内定してをるが、かく電力會社の減益減配せるは、爲替下落による外債利拂の爲替損を補填するためである。實際の業績はそれ程悪くなつてゐる譯ではない。また外債を持つてゐない東信電氣は八分配當を持続し、利益金も減つてゐない。即ち、外債を持つてをる電力會社は爲替下落で却つて悪影響を受けた代表的産業である。

電鐵會社二社の減配の中京阪の減配は全く業績の悪化せるためで、利益も激減してをる。青梅の減配は前期に三分配當したのが無理なので、此期に再び無配にしたのである。その他電鐵會社も利益を

見ても判るように、積極的に好くはなつてゐない。即ちインフレーション景氣も、第三四半期には少くとも鐵道業には未だ及んでゐないことが判る。

日石の減配は爲替低落と關稅引上のため、輸入原油は騰貴したが、製品はその割に騰貴せず、つまり原料高製品安の結果、利益が減少したからである。

かように爲替が下落して好いように思はれ乍ら、却つて悪いのは原料を海外に仰ぐ事業の共通の悩みである。されば、いまこそ一時的に爲替下落で儲けてをる會社も、將來原料高で悪影響を蒙むることを非常に怖れてをる。日本石油はそれを實際に早く現はしたのである。

(B) 業績の好轉せる事業

次に増配した會社の中、明葉は賣行の増加によるもので、同業會社の森永が依然無配ではあるが、利益金は目立つて増加してをると同様、財界の好轉して來た一つの指標として注目し値する。他の増配會社は三菱鑛業と日本鑛業であるが、兩社とも爲替下落によつて齎らされた金と銅の値上りによつて、利益を増したのである。日本製鋼の利益増加は軍需工業のためだ。

轉じて配當を据置いた會社の利益金及び利益率の變化について窺ふと、前述の如く電力及び電鐵會社は、中には利益の増加せる會社もないではないが、概して好くない。併し他の事業會社は利益金の

増加、利益率の向上を示した會社が多い。就中目につくのは、日本郵船が前期には缺損を出してゐたのが、此期には一舉に利益を出してをる。これが原因は圓貨低落のため外貨建運賃収入の増加せるためである。たゞ支那航路を主とする日清汽船は上海事變の祟りで缺損を増加してをる。運輸會社では船會社のみならず、乗合業も好く、東京乗合の利益は増加し、また日本航空も殆ど倍以上増加してをり、國際通運も前年同期に比すると増加してをる。

更に最近事業界の花形となつてをる砂糖會社は、灣糖、明糖、鹽水港、帝糖の四社ともそろつて利益は著増してをる。従つて四社とも利益率は著騰してをる。尤も配當はみな据置いたが、實力は増配も容易であつた。此の利益の増加は、主として經費の節約に基くものであり、砂糖の値上りによる利益増加は今後に現はれる筋合にある。

尙ほ利益の増加してゐる會社で目につくのは、日本セメントと豐國セメント會社がある。この利益増加は、爲替下落の直接の好影響を受けた譯ではない。主としてカルテルの強化によるセメント相場の釣上げによるものであるが、時局匡救事業の進捗氣がまへが、前途に期待を持たしめた。

(c) 其他の事業

以上に見る如く、第三四半期後半に現はれた事業の好轉は爲替下落に鋭敏な産業が多いが、更に右

に九月末決算會社がないため窺ふことの出来なかつた事業で人絹事業、製絲事業、羊毛工業、製紙事業等も爲替下落で活況を呈した。就中人絹事業の如きは八月には帝人一二〇〇相場は百五十七圓に暴騰し五月の七十四圓に比すると倍以上となり、その上爲替下落で輸出が刺戟せられ、人絹事業は全く黄金時代を現出した。

製絲事業は爲替下落に加ふるに米國財界好轉に強く刺戟せられて、十年振りの活況を呈した。相場を見ると八月には千百十圓を現出し、六月の最低三百九十圓に比すると約三倍の大暴騰を演じた。輸出も旺盛になつた。

製紙事業も爲替安に恵まれ、且つ十月に王子、富士、樺工の三社合同が決定し、製紙界を獨占した。以上は爲替安で恵まれた事業を擧げたが、尙ほ良好化した事業は造船事業である。造船事業は第六十三議會を通過した船舶素質改善案、其他軍事工業の引續きで好轉に向つた。

肥料事業は生絲暴騰を直接原因として賣行激増し、その需給關係は改善された。

ゴム事業はゴム相場の昂騰で息をついだ。その上爲替下落でゴム製品の輸出が増加し、内地のゴム雜貨工業は恵まれた。

右は良好化した事業だが、次には爲替安で積極的に悪くはならなかつたにしても、日本石油の如く原

料高のため採算の良くなかつた事業がある。紡績事業もその中に入る。勿論紡績事業は爲替安の好影響をも受けて會社の業績は稍や回復したが、原料(原棉)高で採算は良くないし、その上印度關稅の不安もあつて餘り冴えなかつた。

製粉事業も原料(小麥)の輸入採算高に悩まされ、小麥の手當の少い會社は却つて困つた。

更に爲替安で積極的に悪影響を受けた事業は前述の外債所有の電力會社以外に映畫事業も生ファイルの暴騰で非常に困つた。

終りに爲替に直接關係を持たぬ事業は、矢張り好くなつたものは少く、寧ろ依然たる財界不況の深刻さが反映してをる。鐵道の不振はそれを物語つてをるが、その他、百貨店、映畫、麥酒と云つたような事業は依然好くはなつてゐない。それ等産業の好轉は第三四半期以後のインフレーション景氣の進行に俟つ外ない。たゞその先驅として製菓業の好轉が第三四半期に現はれてをるのが注目せられる。

三、生産制限緩和の機運動く

以上の如き産業界の一般的好轉の傾向は、既に八月下旬以降著しく向上して來た事業株の價格に現はれてゐるが、更に操短緩和の機運が動いて來たことも亦、其の反映である。左表は主要事業の生産

制限率であるが、それによつても判る如く、從來の如き生産制限擴張の傾向は第三四半期に至つて殆んど一掃され、寧ろ緩和の傾向が現はれて來た。

(二) 主要産業の生産制限率一覽

年月	紡績	絹紡	ラミ	人絹	晒粉	石灰	過燐酸	硫酸	洋紙	和紙	板紙	洋灰	鐵鋼	石炭
一	三・四	二五・六	三〇・〇	二五・〇	五五・〇	四〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	全休	五〇・〇	三八・〇	二七・〇
二	三・四	二五・六	三〇・〇	二五・〇	五五・〇	四〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	三八・〇	二七・〇
三	三・四	二五・六	三〇・〇	二五・〇	五五・〇	四〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	四九・〇	五〇・〇	三八・〇	二七・〇
四	三・四	二五・六	三〇・〇	二五・〇	五五・〇	四〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	四七・五	五〇・〇	三八・〇	二七・〇
五	三・四	二五・六	三〇・〇	二五・〇	五五・〇	四〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	四七・五	五〇・〇	三八・〇	二七・〇
六	三・四	二五・六	三〇・〇	二五・〇	五五・〇	四〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	四七・五	五〇・〇	三八・〇	二七・〇
七	三・四	二五・六	三〇・〇	二五・〇	五五・〇	四〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	四七・五	五〇・〇	三八・〇	二七・〇
八	三・四	二五・六	三〇・〇	二五・〇	五五・〇	四〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	四七・五	五〇・〇	三八・〇	二七・〇
九	三・四	二五・六	三〇・〇	二五・〇	五五・〇	四〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	四七・五	五〇・〇	三八・〇	二七・〇
十	三・四	二五・六	三〇・〇	二五・〇	五五・〇	四〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	四七・五	五〇・〇	三八・〇	二七・〇
十一	三・四	二五・六	三〇・〇	二五・〇	五五・〇	四〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	四七・五	五〇・〇	三八・〇	二七・〇
十二	三・四	二五・六	三〇・〇	二五・〇	五五・〇	四〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	四七・五	五〇・〇	三八・〇	二七・〇
十三	三・四	二五・六	三〇・〇	二五・〇	五五・〇	四〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	四七・五	五〇・〇	三八・〇	二七・〇

即ち人絹は九月十四日の人絹聯合會の協議會で、九月まで二割五分を維持するが十月から一割五分に、十一月から一割に、十二月からは供給制限を全部解除することに決定した。また晒粉も十月十九日の晒粉聯合會の總會で十一月から二割緩和して三割五分とすることに決定した。緩和に決定したも

のは右の二事業に過ぎないが、その他九月から十月にかけて次の諸事業に緩和要望の機運が湧いた。

紡績	次期(十二月—二月)	操短率を五分程度の緩和要望
鋼材	次期(十二月—二月)	減産緩和説擡頭
洋灰	次期(十二月—二月)	四、五分の緩和要望
銅	來年度に減産、緩和説擡頭	

即ち紡績の如きは先に十月から生産制限率を擴張することに決定したが、擴張された十月には早くも緩和説が起り、また洋灰も九月から生産制限を擴張したが、十月にはこれまた緩和要望の聲が起ると云ふ有様であつた。(因みに洋灰は十一月十五日の洋灰聯合會で十二、一、二の三ヶ月は二分三厘を緩和することに決定した。紡績も十一月十日の委員會で明年一月以降三月まで二割七分に緩和決定、鐵鋼も十一月二十二日の鋼材聯合會で丸鋼を十二月より明年二月まで一割緩和を決定。

尤も第三四半期から擴張された産業もない譯ではない。鐵鋼が八月から從來の四割五分を五割に、石炭が七月から從來の二割七分を三割四分八厘に擴大された。また操短緩和の機運が動いたとは云へその事業も未だ僅であり、またその率も低く、依然として巨大な生産制限が行はれ、産業界を壓迫してゐるので、産業界が根本的に好くなつたとは云へない。けれども從來の操短擴張傾向が中止せられたと云ふ限りに於いて産業界の好化が窺はれるのである。

四、新設擴張計畫の増加

(A) 新設増資計畫資本の増加

以上に於いて第三四半期後半に現はれた産業界の特徴として、爲替急落の影響による転、生産制限率の緩和傾向を擧げてをいたが、更に他の一つの特徴として看過出来ない現象は、第三四半期に新設擴張計畫の増加せる點である。いま日本銀行調査にかゝる「銀行會社計畫資本調」によると第三表

(三) 銀行會社計畫資本(百万円)

年	月	新設	増資	計
6,	1—3	66.1	39.2	105.3
	4—6	82.5	87.4	169.9
	7—9	97.7	72.0	169.7
7,	10—12	62.5	2.7	65.2
	1—3	48.7	18.5	67.2
	4—6	37.9	40.0	77.9
	7—9	40.5	71.6	122.1

(四) 新設増資産業別(千円)

	七 第 半 期	年 七 第 半 期	年 七 第 半 期
金融	6.980	6.150	200
倉庫	—	—	700
運輸	700	1.535	6.030
電氣	6.030	3.100	120
製造	120	—	77.879
水産	77.879	29.991	1.300
林業	1.300	13.750	600
其他	600	2.300	19.019
合計	19.019	20.720	112.029
	112.029	20.746	

の如く、増資計畫資本は急増した。即ち六年第四々半期には僅に二百七十萬圓に過ぎなかつたのが、本年第一四半期より増加に轉じ、第三四半期には七千一百六十萬圓に上つた。

新設計畫資本は増資計畫資本に比すると少く、第三四半期は四千五十萬圓

である。併し六年第三四半期以降減少傾向を辿つてゐたのが、本年第二四半期で底をつき、第三四半期より増加に轉ぜるとは注目すべき點である。

而してこれが産業別を見ると、第四表に見る如く、第三四半期に特に増加を示せるは製造工業で七千七百八十七萬九千圓で、合計の六割九分以上を占め、第二四半期より四千七百八十八萬八千圓、實に一五九%の激増である。また鑛業も六百萬圓で第二四半期に比し倍増してをる。即ち銀行や保險等の金融業に於てでなく、事業就中製造工業や鑛業に新設増資計畫の特に増加せることは、産業界の實體がこの方面から動きつゝあることを示すものである。

右のうち増資計畫資本は、必ずしも設備の擴張のためではないが、併し生産擴張費に向けられてゐるものも少なくないと思ふ。兎に角、我が産業界に近來新設計畫が頻出せることは、新たな産業界の動向として看過出来ない。第三四半期の新設増資計畫の増加はその先驅を物語るものである。

(B) 四大事業の擴張計畫

では如何なる事業にかくの如き現象が認めらるゝかと云ふと、前述の如く製造工業であるが、更に目につくのは紡績、人絹、セメント、硫安の如く、セメントを除き特に金再禁止の好影響を強く受ける事業に認めらるゝのである。而して右四大事業擴張計畫の概要は次の如くである。

(C) 高率操短との矛盾

(一) 紡績事業……近き將來實現可能と見らるゝもの即ち擴張錘數百十四萬錘餘に及ぶ。

(二) 人絹事業……擴張進行中のものに二十八廳、増設計畫に屬するもの五十五廳合せて八十三廳に達するから、現在能力九十三廳半に近く、將來の設備能力は大約倍増の傾向にある。

(三) セメント業……既に判明せる新設擴張を拾つたゞけでも、現在月産能力の二割に垂んとする。而も、尙ほ計畫は續出するかと思はれる。

(四) 硫安事業……現在判明してをるものゝみでも、明年度中の擴張能力十萬噸明後年の新能力十五萬噸と稱せらる。而も、これに加へて滿鐵の硫安工場が新設され、豫定の十七萬噸には多少の縮少が行はるゝとしても、このため一大新能力の附加する事情にあることは明だ。

併し茲で不思議に感ぜらるゝのは、前記の生産制限率にも見らるゝ如く、我が産業界は過去二三年來生産制限を續行し、多くは今尙ほ高率操短によつて、需給の均衡を維持してをる状況である。例へば、現に増設、擴張の先驅をなす紡績業に於ては現在三割五分の生産制限率である。セメント事業に至つては大減産の代表的事業たる觀があり、過去五割以上の操短を續くること既に三年、十二月から二分五厘を緩和されたが、それでも五割五分、それまでは五割七分五厘の高率操短であつた。硫安事

業に於ても、過去決議操短の記録こそ無いが、之れまた任意限産を餘儀なくされ、つい最近まで外安の侵入に絶えず壓迫せられてゐた。人絹事業は十二月から愈よ撤廢されることになつたが、併しそれまでは三割から二割の操短をしてゐた。

右の如くで、人絹事業を除く以外の事業は好くなつたと云つても今尙ほ高率の操短が行はれてゐる。にも拘はらず、敢て工場の新設、擴張を行ひ、また行はんとするの計畫増加せることは、一見甚だ矛盾してゐるように見える。

(D) 新設擴張計畫の理由

然らば此の矛盾は如何に説明せらるゝか。蓋し共通せる理由としては次の點があげられる。

- 第一、今日の騰貴せる物價を以てしても建設費の尙ほ低廉であること、況や、既設々備に比較すれば非常な相違のあること。
- 第二、經營合理化の立場から、新舊機械乃至設備の轉換を計り、生産費の低下を計ること。
- 第三、高率操短に悩む結果として、事業に新局面を開拓せんとすること。
- 第四、近來の爲替安に依つて極度の好運に恵まれ、需給の實勢が必然増設擴張を迫りつゝあること。
- 第五、新興産業と云ふ強味によつて乃至は軍需工業と云ふ刺戟あること。

例へば、紡績事業の如きは第一、第二の理由からであつて、特に需要が増大せるためではない。それは十月から操短を擴張しなければならぬ程、需給關係はいづれかと云へば一時より悪化さへ示したのである。この採算悪化を轉換せんとして新設擴張、設備改善が行はれてゐるのである。尤も第四半期に入つて綿絲の輸出好轉で需給状態の改善が認められては來たが、併し新設擴張は生産費低下を主目的としてゐる。

セメント事業の新設擴張も、紡績事業のそれと同様、第一、第二の理由に基く。殊にセメント事業は機械の進歩のテンポ著しく、舊設の工場は生産費高く、これが轉換の必要に迫られて、後から／＼新設擴張するのである。尤も時局匡救事業の進捗で、セメントの需要増加は見込まれる。併しその程度では、いまの高率操短を全廢するまでの需要増大は勿論望まれない。況んや新設擴張をや。即ち生産費低下、産業合理化が主原因である。

人絹事業の新設擴張は、これは全く第四の理由の爲替安によつて特に輸出の増進を見、操短を撤廢しても尙ほ需要増加を見越して計畫されてゐるものである。新設擴張せるは人絹會社だけでなく紡績會社にもその計畫を持つことによつて、如何に人絹事業の有望視せられてゐるか窺はれる。

硫安事業も人絹事業と等しく、爲替下落によつて輸入が阻まれ、他方インフレーションの影響で肥

料の需要せること、それから第五の理由として、硫安事業が軍需工業であると云ふ刺戟によつても新設擴張の機運を醸成してをる。

以上の紡績、人絹、セメント、硫安の四大事業の外、製絲業にも増設入替計畫があり、また絹紡事業にも擴張計畫があり、麥酒事業にも新設計畫があり、各種事業界に、それぞれ擴張の機運がある。第三四半期にそれが濃厚になつたのであるが、今後更にこの傾向はインフレーションの進行につれて増大してゆくであらう。併しこの新設擴張計畫と高率の生産制限との矛盾が如何に發展し、如何に解決せるか々注目すべき問題である。こゝにはセメント事業の新設擴張が、このまゝで進めばセメント業自體の自殺が豫想せられることを指摘するにとゞめてをく。

第五節 非常時財政の解剖

一、七年度豫算の總括

對内的には經濟恐慌と政治不安、對外的には滿洲事變並に上海事件（及それを契機として捲き起されたより大なる戦争の危機）を反映して、七年度の我國財政が急テンポを以て膨脹への第一歩を踏み出したこと、及びこれが今後更に拍車をかけて進展すべきことを我々は前二輯に於て分析した。そして閣議によつて正式決定を見た八年度豫算案は、一般會計歳出入とも二十二億三千九百萬圓と云ふ未曾有の龐大さを示し、かくして第二年度の「非常時財政」は今やその全貌を明にするに至つた。

併し、此の八年度豫算案を分析する前に、我々はもう一度七年度豫算を簡單に振り返つて置こう。何故なら、前二輯に於て提供された問題は第六十一、六十二及び六十三議會通過の個々の追加豫算に限られ、その総合的な説明を缺いてゐたからだ。

先づ、三回に互つて追加膨脹を強制された七年度一般會計豫算の合計額を第一表に就て見やう。同表によれば、七年度一般會計の歳出は十九億四千四百萬圓の巨額に達してゐる。之を六年度豫算に比

(一) 七年度一般會計豫算綜括表 (百萬圓)

歳	入	七年度	六年度	比	較
經	常	1,282	1,397	(-) 115	
臨	時	662	100	(+) 562	
計	入	46	70	(-) 25	
内	金	616	30	(+) 587	
計	出	1,944	1,497	(+) 447	
内	費	1,209	1,184	(+) 25	
計	費	260	259	(+) 1	
内	費	3	—	(+) 3	
計	費	735	314	(+) 421	
内	費	249	8	(+) 241	
計	費	160	—	(+) 160	
計	計	1,944	1,498	(+) 446	

(備考) 6年度滿洲事件費中には緊急勅令による財政處分、其他の同支出總計8千萬圓を含まず。

となり、一般會計豫算總額の三五%三に達してゐる。六年度の軍事豫算四億七千萬圓(但し緊急勅令による財政の緊急處分其他に基く八千萬圓の滿洲事件費を含まず)に比すれば六割八分、二億七千九百萬圓を著増したのである。

他方、深刻な不況により歳入豫算は激減(その詳細は後述)した。七年度の經常部歳入豫算は前年度

同豫算より一億一千五百萬圓を減少して十二億八千二百萬圓に止り、臨時部普通歳入豫算も亦二千五百萬圓を減するに至つた。軍事費の膨脹、時局匡救費の出現と相俟つて、公債の發行に依存すべき部分が斯くして激増せしめられた。臨時部歳入豫算中の公債金が六億一千六百萬圓に上つたのはそれが爲だ。此の外一般會計所屬交附公債七千二百萬圓、特別會計負擔分九千五百萬圓、七年度借換差増額三千二百萬圓、六年度未發行分二千五百萬圓等を加へるならば、七年度中の新規發行豫定公債額は八億四千萬圓を數へる。「非常時財政」への第一段階を劃した七年度豫算の第二の特質を、我々は一般會計に於ける此の前例なき公債支辨に求めなければならぬ。

二、八年度の新規要求

七年度豫算の膨脹状態は大體前述の如くであるが、八年度豫算は次の三理由によつて七年度より更に飛躍的膨脹を餘儀なくさるべきことが、既に豫想されてゐた。滿洲事件費が、匪賊の絶え間なき蜂起の故に何等の減少をも望み得ないこと、及び滿洲事變から誘導された國際的戰爭の危機に備へる爲め軍備費は必然増大すべきことがその第一である。第二には時局匡救事業が地方の疲弊とこれによつて齎さるべき國內政治不安を緩和せしむるには尙ほその繼續を必要としたことであり、此の繼續は既

(三) 六年度歳入國庫現計 (千円)

	六年度現計	同豫算との比較	五年度現計との比較	同百分比
經常部				
租 稅	735,504	(-) 42,783	(-) 99,534	(-) 11.9
所得 稅	144,501	(-) 19,272	(-) 56,115	(-) 27.9
地 租	63,915	(-) 874	(-) 4,120	(-) 6.1
營業收益 稅	37,904	(-) 7,088	(-) 6,372	(-) 30.1
資本利子 稅	14,770	(-) 1,206	(-) 881	(-) 5.6
相 續 稅	30,169	(+) 1,103	(-) 2,735	(-) 8.3
兌換銀行券發行 稅	8,998	(+) 362	(+) 1,559	(+) 20.9
酒 稅	188,798	(-) 22,009	(-) 30,056	(-) 13.7
砂糖消費 稅	77,386	(+) 759	(-) 503	(-) 0.6
織物消費 稅	33,748	(+) 2,081	(-) 136	(-) 0.4
取引所 稅	11,755	(+) 3,273	(+) 2,632	(+) 28.8
關 稅	114,274	(-) 2,006	(+) 8,895	(+) 8.1
其 他	9,281	(-) 1,918	(-) 1,694	(-) 15.4
印 紙 收 入	65,433	(-) 7,637	(-) 4,257	(-) 6.1
官業及官有財産收入	472,706	(-) 28,411	(-) 15,154	(-) 3.1
郵便電信及電話收入	229,139	(-) 12,748	(-) 124	(-) —
森 林 收 入	35,143	(-) 7,947	(-) 3,667	(-) 9.4
專賣局益金	190,461	(-) 7,787	(-) 7,878	(-) 4.0
其 他	17,961	(-) 931	(-) 3,485	(-) 16.2
雜 收 入	25,076	(-) 2,657	(+) 8,718	(+) 53.3
特別會計繰入	16,191	(-) 570	(+) 3,096	(+) 23.6
合 計	1,314,911	(-) 82,059	(-) 107,149	(-) 7.5
臨時部				
普 通 歳 入	56,789	(-) 13,515	(+) 10,005	(+) 21.4
官有物拂下代	3,645	(-) 173	(-) 754	(-) 17.1
雜 收 入	14,390	(-) 10,900	(-) 2,839	(-) 16.5
公供團體工事納付金	2,725	(-) 1,710	(+) 29	(+) 1.1
公供團體工業分擔金	8,736	(-) 4,060	(+) 4,117	(+) 89.1
特別會計繰入	6,870	(-) 376	(-) 7,365	(-) 51.7
其 他	20,420	(-) 3,701	(+) 16,817	(+) 466.8
公 債 金	120,272	(+) 90,693	(+) 82,272	(+) 216.5
前年度繰入金繰入	39,108	(+) 39,108	(-) 51,019	(-) 56.6
計	216,170	(+) 116,287	(+) 41,259	(+) 22.9
歳 入 合 計	1,531,082	(+) 34,229	(-) 56,790	(-) 3.7

第三部 各經濟部面の分析と見透

二一八

(四) 一般會計歳入累年表 (百萬円)

昭和元年度	租稅及印紙收入	官業及官有財産收入	其他經常歳入計	臨時部普通歳入	總計
昭和元年度	969	451	1,452	24	1,476
二	980	471	1,485	39	1,524
三	1,002	474	1,505	47	1,552
四	973	480	1,481	55	1,536
五	904	488	1,422	47	1,469
六	800	473	1,315	57	1,372

(備考) 六年度は現計、其他は決算數字。總計は總歳入より公債金、前年度剩餘金繰入を除く。

尙ほ我國の歳入が最近如何に急激な減少を辿り來つたかは第四表の明にする處であつて、昭和三年度決算に對する六年度現計の經常部歳入減は一億九千萬圓を數へる。

(B) 八年度の歳入見積

最近發表された八年度の經常部歳入見積額は、將に發展せんとしつゝあるインフレーションの効果を豫想して流石に幾分増加された。先づ租稅收入を見るに、從來加速的な減少を示してゐた所得稅、營業收益稅、酒稅等何れも四百萬圓乃至七百萬圓を増加し減收の甚だしいのは僅に關稅がある許りだ。租稅總額に於ける千六百萬圓の減少は、兌換銀行券發行稅が租稅中から除かれた爲に外ならず、別に日銀納付金として計上された二千七百萬圓の増收となる。印紙收入、官業及官有財産收入も亦増加し、雜收入の著減を差引いても八年度の經常歳入豫算總計は七年度豫算額より六百萬圓の増加に當る。

併し乍ら、前記せる十四億の新規要求に對照すれば、六百萬圓程度の歳入増位では殆んど問題にな

八年度見績		七年度豫算との比較	
1. 租 税	691,815	(-) 16,191	
所得 税	138,103	(+) 6,961	
地 租	58,255	(-) 227	
業 收 益 税	36,124	(+) 3,767	
資本 利 續 税	14,961	(+) 95	
兌換 銀行 券 發行 税	23,017	(-) 2,005	
酒 糖 消 費 税	180,459	(+) 3,971	
砂 織 物 消 費 税	74,145	(+) 2,193	
織 物 引 所 税	30,099	(-) 334	
取 關 其 他	11,898	(+) 105	
紙 收 入	113,448	(-) 15,536	
官 業 及 官 有 財 産 收 入	8,300	(-) 993	
郵 便 電 信 及 電 話 收 入	67,307	(+) 1,285	
森 林 收 入	457,530	(+) 8,710	
專 賣 局 益 金 他	240,663	(+) 9,578	
日 銀 納 付 金 入	31,132	(-) 372	
5. 雜 收 入	172,925	(+) 77	
6. 特 別 會 計 繰 上 金 入	12,807	(-) 573	
計	27,348	(+) 27,348	
	27,089	(-) 15,369	
	17,220	(+) 553	
	1,288,309	(+) 6,334	

り得ない。後述する如く、開議に於て決定されたる八年度經常部歳出額に對比すれば、六千九百萬圓の不足を生ずる有様である。

四、八年度豫算の編成

(A) 歳出豫算額の決定

八年度豫算はかくて未曾有

(五) 八年度經常歳入の見積

の窮迫状態の上に編成されねばならなかつた。殊に巨大な新規要求額の削減には、多くの波瀾を生み、結局大蔵省歳出査定額は廿一億五千萬圓に達した。にも拘はらず、更に滿洲事件費豫備金一千萬圓を追加され、次で十一月九日に至つて、藏相は陸海兩相からの直接交渉により九千五百萬圓の兵備費復

(六) 八年度省別歳出豫算案 (千円)

八年度豫算案	七年度豫算		比較
	經常部	臨時部	
4,500	—	4,500	4,500 —
15,995	10,395	26,390	25,831 (+) 559
49,567	168,841	218,408	220,554 (-) 2,146
433,136	40,877	474,013	374,516 (+) 99,497
172,013	275,870	447,883	361,633 (+) 86,250
178,822	193,783	372,605	297,593 (+) 75,012
32,826	1,663	34,489	32,692 (+) 1,797
129,230	22,546	151,826	146,623 (+) 5,203
28,880	88,775	117,655	98,112 (+) 19,543
5,274	8,503	13,777	11,184 (+) 2,593
305,144	44,790	349,934	345,260 (+) 4,674
1,954	25,880	27,834	25,304 (+) 2,530
1,357,396	881,928	2,239,324	1,943,812 (+) 295,512

活を承認せしめられた。而も其後陸海兩省以外からの復活要求に對しまた二千二百萬圓の承認を餘儀なくされたのである。

右の諸復活承認により、十一月二十五日の閣議に於て愈々正式決定を見た八年度歳出豫算案は、總額二十億三千九百餘萬圓に達したのである(第六表参照)。之を各省別に分類して七年度豫算のそれと比較するに、減少したのは僅に内務省の二百十萬圓があるのみで、其他は一齊に増加した。殊に大蔵省の九千九百五十萬圓、陸軍省の八千六百二十萬圓、海軍省の七千五百萬圓、農林省の千九百五十萬圓等は増加の特に著しいものだ。之が爲め歳出總額は膨脹の一新紀元を劃して七年度總歳出豫算より更に二億九千五百五十萬圓、一五%二を増加してゐる。

(B) 軍事費の内容

八年度豫算編成の根據を求むるため、七年度豫算を基礎として大藏省が算出した八年度の標準豫算(七年度豫算十九億四千四百萬圓から既定繼續費及び臨時費を削除した數字)は、十五億一千三百萬圓と稱せられた。従つて右の閣議決定豫算より之を控除した殘額七億二千六百萬圓が所謂新規要求承認額に相當する。併し其後此の標準豫算に若干修正を加へられ、十二月一日大藏省の發表す

(七) 八年度一般會計		歲出新規增加額 (單位千円)	
經常部	臨時部	計	
177,624	567,032	744,657	
經常部	臨時部	計	
1,098	8,357	9,455	
2,747	118,250	120,997	
111,631	28,015	139,646	
18,917	246,848	265,765	
37,906	108,523	146,429	
658	381	1,040	
1,381	3,865	5,246	
728	35,048	35,777	
687	4,013	4,701	
1,869	5,950	7,820	
—	7,776	7,776	
177,624	567,032	744,657	

經臨計
所管別
外務省
內務省
陸軍省
海軍省
司法省
農商省
文部省
陸軍省
海軍省
文部省
農商省
陸軍省
海軍省
文部省
農商省

る處に依れば、八年度一般會計新規歲出額は七億四千四百萬圓となつてゐる。既に一言した十四億の同要求額に比し約半減されはしたが、併し、それでも尙ほ總歲出豫算の約三三%に相當する。

而して新規要求額中最も多額に上るのは茲に繰返す迄もなく軍事費だ。先づ陸軍省の新規承認額を見るに、一般新規事項の増額五百十萬圓、兵備改善費二億四千七百四十萬圓で、其合計は二億五千二百十萬圓に達してゐる。兵備改善費の内容は在滿兵力の充實費一億三千八百萬圓、補備教育費九百萬圓、

緊急を要する諸制度費千二百萬圓、作戰資材の補填及整備費八千八百萬圓であり、此の中所謂滿洲事件費は各項目を通じ合計一億四千五百萬圓だ。

海軍に於ける新規歲出は陸軍に比較して幾分少いが、併し一億四千六百萬圓に及んでゐる。其主要費目は臨時部に於て、滿洲事件費の千五百萬圓、艦艇製造費追加及び艦船改装費三千六百萬圓、兵器充實更進費二千二百萬圓、其他共合計一億九百萬圓に上り、之に航空隊の經費其他の經常部歲出が三千八百萬圓を數へてゐる。之等陸海軍兩省の新規歲出額三億九千八百萬圓は總新規歲出額の五三%五を占め、基準豫算を加へた軍事費總額は八億二千萬圓(陸軍省四億四千七百八十萬圓、海軍省三億七千二百六十萬圓)、即ち一般會計歲出總豫算の三六%六に當つてゐる。軍事豫算たる性質の一層の濃化を我々は八年度豫算案に認めなければならぬ。

(C) 爲替差損金の壓迫

八年度豫算編成に關し更に注目すべきは爲替差損金の計上である。大藏省理財局の發表する國債明細表によれば、本年十月末現在の外貨公債總額は十三億九千八百萬圓に上るが、此の利拂は爲替下落によりそれだけ増加せしめられる。大藏省の新規歲出一億三千九百萬圓は、うち七千萬圓がかくして發生した貨幣交換差損金である。更に歳入不足額を總て公債發行に仰ぐこととなつた結果、新規公債

に對する支拂利子二千六百萬圓を新に計上するに至つた。此の外滿洲事件費第一豫備金二千萬圓を加へたものが大藏省新規歳出額の大部分を占めてゐる。尙ほ海軍省豫算中には經常部臨時部合せて千三百萬圓に近い爲替相場變動による増額を含むが、之も當然差損金たる性質を持つてゐる。財源難の八年度豫算に於て、此の差損金計上の必要は頗る大きな壓迫たること勿論である。

(D) 時局 匡救費

時局匡救費として纏まつた數字は今の處未だ不明であるが、此種新規歳出は大體一億六千萬圓、第六十三議會に於て繼續を決定せるものを合すれば二億七百萬圓前後と推定される。

此の匡救費中最も多額に上るのは内務省の農村及び産業振興土木事業費であつて、その額九千四百萬圓は同省新規要求承認額一億一千七百萬圓に對し八割強に相當する。土木事業以外の同省匡救費目中多額に上るのは失業應急施設費七百萬圓、地方改善施設費百五十萬圓等である。而して警察電話擴張費及び特別警察施設費として百五十萬圓を計上せるは所謂非常時對策の現れとして注目すべきだ。

農林省の時局匡救費も農業土木事業費四千八百四十萬圓が最も多く、其他農村經濟更生施設費三百廿三萬圓、米穀貯藏獎勵費五百萬圓、合計五千六百六十萬圓である。此の中には既に六十三議會に於て繼續に決定されたる分を含み、従つて新規承認額は三千五百萬圓に減少するが、八年度中支出さる

べき右の匡救費に就て見れば、七年度の同種歳出豫算額より千四百六十萬圓を増加してゐる。

右の外陸海軍兩省の費目中にも時局匡救費として承認されたものが可なりある筈だ。兎に角、七年度匡救事業に次で八年度に於ける二億圓餘の同國庫支出は、少くとも或程度まで地方の窮迫を緩和する役割を果し得るであらう。併し乍ら、軍事費、爲替差損金等の激増によつて相當削減されたことも明白な事實である。第六十三議會に於ける追加豫算通過に際し、政友會が附帶決議した匡救事業の一ケ年短縮は全然省みられず、また、三ヶ年間に六億圓の國庫支出をなすとの高橋藏相の口約は、八年度匡救費新規承認を一億六千萬圓に止めた事實より見て、到底實現さるべくもないであらう。

五、増稅論と巨額の公債發行

(A) 増稅論と政府の方針

時局匡救、滿洲事件費並に軍備整備の爲め、歳出の膨脹を到底阻止することの不可能な事が、政府及び諸政黨の間に默認せられるに及んで、その補填を如何にすべきか問題になり出した。これは既に第六十三議會以前から新聞紙上に取り上げられて來たが、殊に其後、巨額の軍事費が尙ほ將來に互つて要求されねばならぬとする見地から、軍部の間に強く提唱されて來た。例へば十月八日の東朝紙は、

同月七日の閣議後に於ける首相との會談に於て、荒木陸相は次の如く述べたと報じてゐる。

明年度豫算編成に關し財政當局の苦心はこれを諒するが高橋藏相のいふが如くその財源を悉く公債のみによらんとするのはどうかと思ふ。現に陸軍の豫算も五億を超え海軍も亦同様巨額に達すると聞くが、これを全部公債によることは現在及び將來の財政上多大の困難を招くものではないかと思はれる。よつてこの際は或程度の増税を必要とするやうに思はれる(十月八日、東朝による)。

増税に對する賛成は軍部の外に、立場は異なるが、公債増發に不利益を感じる金融資本家の中にも存在してゐる(九月卅日の東京手形交換所内經濟調査會の會合席上、歳入不足額を總べて公債に仰ぐ事に反對する者が多かつたと東朝紙は傳へてゐる)。

之に對する現齋藤内閣の見解及び方針は、十月廿五日の閣議席上、高橋藏相が行つた次の演説中に最も雄辯に表現されてゐる。

一部において強調されてゐると傳へられる増税論殊に富豪並に富裕階級への増税は、その根本義を没却せるもので、増税を斷行した結果果して期待する如き結果が得られるか否かを詳細に辨へてをらぬものである。英米兩國においては年所得額百萬圓以上のもの各約二百戸あるに比し、大藏省の調査によれば、わが國の富豪並びに富裕階級の件數、年所得額及びその税額は左の如くである。

年所得額	件數	税額合計
百萬圓以上のもの	五	約一五七萬圓

五十萬圓以上百萬圓以下	一一	約一八三萬圓
十萬圓以上五十萬圓以下	三三二	約一八〇萬四千圓
五萬圓以上十萬圓以下	八四五	約七四六萬二千圓
一萬圓以上五萬圓以下	一、三〇〇	約二、三〇〇萬圓
五千圓以上一萬圓以下	三九、四九一	約一、一〇〇萬圓
五千圓以下	四七〇、〇〇〇	約一、七〇〇萬圓

以上の如く、我國の富裕階級件數が諸外國に比し極めて僅少であるから、假りに税額を倍課するとしても、所期の如き巨額の財源を得ることは到底不可能であり、しかも富裕階級は常にその所得額を産業資金として運用しつゝあるのだから、かゝる財界不況に際して富裕階級への増税を實行するとせば、この結果は産業資金の流通圓滑を缺き、從つて産業の萎微衰頹を來すとは當然で、恐るべき事態を惹起するに至るであらう。從つて自分は富豪階級への増税のみならず一切の増税論に絶對反對である。軍部の一部においては明年度軍事豫算が非常な巨額に上るためその財源として富裕階級への増税を希望してゐる向きもあると傳へられてゐる。が、自分としても國防の一刻も忽かせにすべからざることには對しては非常に關心を持つてゐるが、軍備もさることながら、財政あつての軍備であるから、軍備のために財政はどうならうとも良いといふ議論は必ずしも眞に國事を憂ふるものとはいひ得ない。

而して右の藏相の見解は結局各閣僚の承認を得る事によつて實行に移されることゝなつた。

(B) 公債による一般會計の補填額

既に八年度的一般會計經常部歳入見積り額が十二億八千八百萬圓に過ぎぬことを知つた。此の外臨

時部に於て豫定された歳入額は五千五百萬圓を數へるが、之を合計しても、閣議決定の歳出豫算額二十二億三千九百萬圓には、まだ八億九千六百萬圓を不足する。決定された政府の方針に従へば、この不足額は總べて公債發行によつて補填されるわけである。第七表に掲げた如く、此の補填公債中には

(八) 八年度公債發行高
(一般會計、單位千圓)

入	1,288,311
入	54,611
入	1,342,922
出	2,239,325
差	896,403
引	13,280
内	18,783
内	16,676
内	770
内	660,650
内	186,312

公債財源により得るもの四千九百萬圓（電信、震災善後、道路及び電信の各公債）を含み、且つ滿洲事件費公債の名稱を以て發行される分が一億八千六百萬圓に上る結果、表上の歳入補填公債（赤字公債）はそれだけ減少せしめられたが、而も尙ほその額は六億六千萬圓を超えてゐる。

特別會計に屬する八年度の新規公債發行額及び一般、特別兩會計を通じての交付公債額は未だ發表されない。併し

その計畫額乃至發行確定額の總計は一億四千八百萬圓に達する模様である。之を加算すれば、八年度新規公債發行豫定額は總計十億四千四百萬圓の巨額となる。

六、若干の財政對策

財政上の赤字が七、八兩年度を通じて多額の公債發行を強制しつゝあることは以上によつて明白である。而してそれは大部分日銀、大藏省預金部等で引受けられねばならぬ情勢にある。蓋し市場からの公募は政府の採用しつゝある低金利を破壊し、公債市價を暴落せしめるであらうからだ。七年度の公債發行は既に公募によらぬ事に確定されてゐるが、八年度の公債も恐らく大部分は同様の手段を以て賄はれるであらう。従つて、それはインフレーションを累進せしめる主要モメントとなるは疑ひを容れない。（第二部第三節參照）。此のインフレーション累進が、更に物價の上昇を招來して産業活動を刺戟することも（それは或程度まで具體化されつゝある）認めなければならぬ。

だが併し、財政自體は如何なる點に落ち着くのであらうか。滿洲事件費は今後も尙ほ相當額を必要とする事情にあり、兵備充實費も未だ要求されるであらう。更に、九年度限りではあるが、時局匡救費も當然繼續して支出されねばならない。

今迄の處、政府の之に對する判つきりした對策は殆んど發表されてゐない。我々の知り得る範圍では、國債の低利借替がその一であり、十一月廿一日の大藏省議で確定された近く發行さるべき新規公債（二億圓、日銀引受、利率四分五厘）の低利化にその現はれを見る事が出来る。

第二は恩給制度の改正である。來る通常議會（第六十四議會）に提出せんとする同案の骨子を、東日

紙(十一月十三日)より引用すれば、大要次の如くである。

一、恩給年限の延長 (イ)普通文官現行十五年を十六年とす (ロ)軍人十一年、警察官、監獄職員十年を共に十二年とす。

但し現在の受恩給者には適用せず。

- 一、恩給の基礎となる俸給を變更すること
- 一、低位増加恩給制を制定すること
- 一、特殊扶助料を増額すること
- 一、一時恩給の最短期限を引上げること
- 一、受給者を年齢により停止すること (イ)満四十歳未満のものは恩給の四分一を停止する。(ロ)は省略。
- 一、失権、失格の原因を厳格にすること
- 一、多額の所得者には恩給を停止すること、個人の所得と恩給額を合し年額五千圓を超過するときは超過金額の範圍内において四分一を停止し、一萬圓を超過するときは二分一を停止する
- 一、恩給融通の途を開くこと
- 一、個人の納金制度を新設または増額すること

けれども此の程度の對策位では、今後繼續を豫想される巨額の赤字を補填するに足らざることには云ふ迄もない。事業活動の復活による歳入の自然増加を俟つ以外、政府は如何なる方策を持ち得るであらうか。我々は讀者と共に之を第六十四議會の結果に俟ち度い。

第六節 農村の狀態

本年第三四半期に於ける特徴的な事實は、主要農産物價格の騰貴である。このことは、政府の農村『匡救』對策と相俟つて、農村の空氣を『明るく』したと言はれてゐる。だが他方、肥料を始め農村需要品の價格も亦た暴騰した。農産物價格の騰貴によつて得た収入増加の著るしい部分が、將來吐き出されねばならないだらう。更に北海道及び青森縣には水害があつた。同方面の農民の窮狀が益々しくなつたことは言ふまでもない。農産物價格騰貴によつて農村が一應『明るく』なつたとしても、日本の農業問題の中心點を爲す土地問題、即ち土地の所有關係を繞る根本矛盾は決して解決されてはゐないのみか、益々激化しつつある。このことは、最近の小作爭議の狀態に現はれてゐる。農村の底を流れてゐるものは、依然として暗澹たる氣流である。

一、農産物騰貴と農家収入増加程度

(A) 農家収入増加程度

第六節 農村の狀態

繭相場は第三四半期に於て著るしく騰貴した。長く二圓臺に在つた繭が八月には三圓を突破し、夏秋繭の相場は、沼津、土浦等の買馴れ相場が四圓五十錢といふ状態で、生産費(通常三圓五、六十錢と

(一) 三大農産物相場 (單位圓)

毎月末	米 (深川中米石)		小麥 (茨城三等斤)		繭 (主要市場平均一貫目)	
	6年	7年	6年	7年	6年	7年
1月	17.60	22.20	4.80	5.25	—	—
2月	17.60	22.30	4.90	5.70	—	—
3月	18.20	22.50	4.75	5.70	—	—
4月	18.20	21.80	4.65	5.45	—	—
5月	18.10	21.10	4.55	5.20	2.55	2.17
6月	18.30	21.80	4.00	4.75	3.06	2.42
7月	20.90	20.20	4.10	5.45	3.31	2.54
8月	20.90	20.80	3.90	6.50	2.65	3.64
9月	17.70	19.10	3.75	6.40	2.86	3.95
10月	16.90	18.70	3.90	6.60	2.97	4.87
×11月	17.20	19.90	4.30	7.70	—	—
12月	19.80	—	4.70	—	—	—

(備考) ×印七年11月は22日の相場。

推算される)を遙かに上廻つてゐる。夏秋繭の收購高は、昨年よりも減少する様な豫想ではあるが、然し繭相場の昂騰の結果、養蠶農村に於ける金銭収入は増加するだらう。夏秋繭豫想收購高(九月五日現在)は、大日本蠶絲會調査によれば四千十一萬三千八十四貫で、昨年の實數四千四百四十九萬二千四百十六貫に比較すると九%七の減少である。然しこれが、一貫目平均四圓五十錢で賣られてゐるとすれば其の金額は一億八千五十餘萬圓になり、前年の夏秋繭の總價額一億二千七十萬圓に比して、約六千萬圓ばかりの増加に當る。養蠶農村の金銭収入は、去年に比してそれだけ増加する譯である。

米の相場も騰貴した。深川中米一石の相場は、本年十一月下旬に於て十九圓九十錢である。去年の十一月末の相場が十七圓二十錢であるから、二圓七十錢の騰貴だ。昭和七年の米の第二回豫想收穫高(十月末現在)には六千十七萬八千石となつてゐるから、昨年の實收高五千五百二十一萬五千石に比して四百九十六萬三千石の増収が見越される。米價の騰貴と收穫高の増加とは、農村の金銭収入を増加するだらう。

農林省の調査によると、米の全産額のうち、商品化されるものは約五五%一であるから、本年度の收穫が豫想通り六千十七萬八千石あるとすれば、そのうち三千三百十五萬八千石が商品化されることになる。前記の様に十一月下旬の標準米相場が十九圓九十錢だから、農家の手放す庭先相場を假りに十九圓とし、この三千三百十五萬八千石が十九圓で賣られるものとすれば、その價額は六億三千萬圓となる。昨年の内地米の全産額は九億一千三百十八萬圓で、この中五五%一が商品化されたものとする、五億三百十六萬圓が昨年の農家の、米による金銭収入と考へられる。今年の米による金銭収入は、前述の様に六億三千萬圓と推算されるから、昨年比して一億二千七百萬圓ばかり増加する計算になる。尤も、此際注意しなければならないことは、米價が騰貴したと言つても、前記標準相場十九圓九十錢―農家の手放す價格はそれ以下である―は、まだ米の生産費を割つてゐるだらうといふこ

とだ。昭和七年の米の生産費は、まだ帝國農會から發表されないが、昭和六年の米の生産費は一石十二圓九十九錢で、庭先相場は十六圓七錢だったから、一石につき六圓九十二錢だけ生産費を割つてゐた。今年に於ても同様に、農家が生産費以下で米を賣つてゐると言ふ事實には變りはないだらう。

商品化される米を、地主の販賣するものと、自作農及び小作農の販賣するものとに分つて見ると、農林省の調査では、この兩者の比率が前者三七%二、後者六二%八といふ割合になつてゐる。即ち、商品化される米のうち、三七%二は小作米であり、六二%八は小作米以外の米である。前記の如く、昭和七年の收穫米のうち商品化される米が三千三百十五萬八千石とすれば、そのうち小作米は千二百三十三萬五千石、小作米以外の米は二千八十二萬三千石となる。金額にすると、前者二億三千四百四十萬圓、後者三億九千五百七十萬圓となり、前年に比較すると、前者は四千七百二十萬圓、後者は七千九百七十萬圓を増加する計算になる。小作米以外の米を、自作農及び小作農自身の販賣する米と見做すならば、この層の金錢收入は、昨年比して七千九百七十萬圓、約八千萬圓を増加するものと考へられる。勿論、この小作米以外の米の大部分は——農林省調査によれば——、米價の比較的低い十月、十一月、十二月の出盛り期に手放されて了ふのに對し、小作米は、一年に大體平均して賣られ、米價の高い時に賣ることが爲されるから、この二種類を同一相場で賣られるものとして推算すること

は、正しくない。この推算は、極めて粗雑なものである。更に、小作米は物納であるから、米價の騰貴は、小作農にとつては、貨幣價値にして一層多くの地代を地主に支拂つたことになる。これらの事情を考慮に入れなければならぬが、兎に角、自作農及び小作農にとつても、かなりの金錢收入の増加を齎らすことは明かである。

(二) 繭、米、小麥の金錢收入 (百萬圓)

昭和元年	繭		米		小麥		合計
	春繭	夏秋繭	計	小作米	小作米以外	計	
元年	三八・二	二八〇・二	六一・四	三六・四	六五・四	一、〇二・八	一、六七・二
二年	三〇・〇	一八八・九	四九・九	三二・六	六〇・五	九三・二	一、四六・一
三年	三四・六	二二七・一	五五・七	三三・七	五五・一	八九・八	一、四五一・五
四年	三五・七	三〇〇・三	六五・〇	三四・八	五八・四	八七・二	一、五八・二
五年	二〇・四	三〇・八	三〇・四	三九・一	三六・八	六五・九	九〇・一
六年	一五四・八	二〇・七	二五・五	一八七・二	三六・〇	五〇・二	七七八・七
七年	一一・九	一八〇・五	二九・四	一七三・四	三九・七	六〇・〇	九三・四

(備考) ×印は筆者の推算。この表の説明は本文参照。

繭、米の外、麥類からの金錢收入も増加する。小麥の收穫は、本年に於て六百四十萬六千四百石で前年の六百四十萬五千七百四十八石に比し約二%を増加し、相場も亦た、小麥の出廻り期である六、七月頃に於て、既に著しく昂騰してゐた。だから、農家の金錢收入が、昨年比してかなり増加して

ゐることは確かである。

(B) 支出も増加する

(三) 肥料相場 (圓)

毎月末	安		豆		過	
	硫	安	滿洲	粕	磷	酸
	(内地)	(十貫)	(物)	(一枚)	(一畝)	(一畝)
1月	2.80	2.78	1.03	1.35	1.05	1.20
2月	2.75	2.70	1.07	1.43	1.05	1.22
3月	3.03	2.50	1.13	1.27	1.04	1.22
4月	3.23	2.28	1.08	1.25	1.06	1.18
5月	2.97	2.20	1.04	1.28	1.08	1.10
6月	3.00	2.15	1.10	1.37	1.03	0.98
7月	2.65	2.00	1.12	1.41	1.02	0.91
8月	2.30	2.60	0.96	1.92	0.95	1.00
9月	2.28	2.55	1.03	1.70	0.93	1.02
10月	2.23	3.15	0.99	1.86	0.90	1.05
×11月	2.29	3.90	0.97	1.95	0.85	1.10
12月	2.60	—	1.16	—	1.15	—

(備考) ×印七年11月は22日の相場。

だが他方に於て、肥料を初め農村需要品の暴騰は、農村の金銭支出を著るしく増加させる。例へば肥料に就て昨年十一月と本年十一月とを比較すると、硫安は七〇%、三、豆粕は一〇%、過磷酸は一九%四を暴騰してゐる。來春の施肥期に於ても肥料相場がこの高値を維持するものとすれば、農家の支出は著るしく増加しなければならぬ。その他、農村需要品たる醬油、キヤリコ、晒木綿等も著るしく騰貴してゐる。農村品と農村需要品との間の價格のシエーレは、依然として大きい。

農家は、肥料其他に對する支出を増加せしめることによつて、農産物値上りによる収入増加の大部分を吐き出し、更に逆に、支出の増加を來たすかも知れない。農産

物價格騰貴のみを見て、農業恐慌が今後緩和されてゆくと考へることは出來ない。

(四) 農村品及農村需要品物價指數 (東洋經濟新報調査、大正十四年1100)

農産物	昭四年		昭五年		昭六年		昭和七年	
	一月	四月	六月	七月	八月	九月	十月	
米	七〇・四	六〇・四	四四・五	五一・六	五〇・九	四八・八	五〇・〇	四六・六
小麦	七五・二	六〇・七	四三・五	五二・一	四七・一	五〇・一	六三・五	六五・五
蕎麥	六五・九	二八・八	二九・一	—	二四・九	二六・一	三三・四	四〇・六
燕麥	七〇・五	五〇・三	三九・〇	—	四一・六	四三・〇	五〇・六	五〇・二
農産物平均	—	—	—	—	—	—	—	—
醬油	七五・五	七四・四	六九・四	七〇・六	七〇・六	七〇・六	七〇・六	七〇・六
麵粉	六八・六	五八・四	四九・〇	六〇・三	五八・六	六二・四	六三・一	六三・一
鹽	八五・二	五三・九	四三・八	二九・六	二七・一	四四・四	四二・九	四四・四
硫酸	六四・七	四一・二	三三・八	二九・七	二九・一	二七・一	三三・六	四三・七
過磷酸	八・九	七三・四	五九・四	三〇・九	二九・一	二七・一	三三・六	四三・七
豆	六八・三	五三・五	三六・五	六六・七	五四・四	五〇・六	五五・六	五八・三
キヤリコ	六四・〇	四三・八	三三・五	四九・三	四四・二	四八・六	五〇・六	六〇・三
晒木綿	六三・八	四三・八	三三・七	三八・六	三三・三	三三・九	三六・〇	四九・二
平均	—	—	—	—	—	—	—	—

二、第五十三議會は農村に何を與へたか

第二四半期に於ては、「一寸したキツカケからも大きな政治的混亂が何時捲き起るかも知れぬと云ふ可成り尖鋭化した政治局面が發展しつつ」あつた(本年報第九輯二二三頁)。農村に於けるこの切迫した局面を兎に角緩和することが、政府によつて企てられた。それが第六十三議會の『農村匡救豫算』であり、低利資金の融通であつた。

(A) 農村匡救豫算

第六十三議會を通過した農村關係豫算は、全部で一億八百五十七萬二千圓である。各省別に見れば次の如くだ。

- (五) 農村關係豫算推定額 (千圓)
- 一、農林省豫算合計……………三、四三〇
- 二、内務省豫算中農村關係……………五、八三三
- 三、文部省豫算中農村關係……………三、〇〇〇
- 計……………一〇八、五三三

尤も右の一億八百餘萬圓のうち全部が農村に投じられるのではない。全豫算の主要部分を占めるものは土木事業で、これが農林省、内務省を合せて八千六百二十五萬圓ある。このうち大きな部分がセメント其他の材料に投じられるだらうから、農村に落ちる金はこの全部では勿論ない。而も『匡救土木事業については無用に浪費される點少しとしない』(十一月二十五日に爲された政友會の時局匡救

調査の報告)。或る程度の『匡救』は行はねばならないし、また行はれるであらうが、これに大した期待を懸けることは出来ない。

(六) 農村關係豫算内譯 (千圓)

- 一、農林省豫算(臨時部)
- (イ) 農業土木事業費……………三、七、四三三
- (ロ) 農村經濟更生施設費……………三、四四〇
- (ハ) 夏秋蠶繭共同保管助成費……………一、一、六
- (ニ) 米穀現在高調査費……………一、三、三
- (ホ) 製絲業法施行に伴ふ經費……………空
- (ヘ) 汽船底引網漁業取締船建造費……………一、六
- 計……………三、三、四七五
- 經常部共總計……………三、七、五二
- (上の外八年度以降に於ける豫算外國庫頁擔契約として承認せられたものがあるが、これを省略する)
- 二、内務省豫算中農業關係内譯
- (イ) 農村振興土木事業に関する經費……………四、八、七五八
- (ロ) 北海道農漁山村救済に関する經費……………五、〇、三三
- 三、文部省豫算中農村關係内譯
- 尋常小學校經費補助……………三、〇、〇〇〇
- 通計……………一〇八、五三三

(B) 低利資金融通

また第六十三議會は、預金部による一億七千二百五十萬圓の低利資金融通を決定した。その内譯は次頁表の如くである。

これらの融資は、主として、勸銀・興銀・農工銀等が従來預金部の金を貸し出して焦げ付かせてゐた元利金を回收することを目的としてゐるものだから、總額七十億の借金を背負つてゐる農村にとつて

第三部 各經濟部面の分析と見透

(七) 低利資金融通額

一、低利資金融通

(イ) 産業組合固定資金流通資金……………一億四融通のうち三千萬圓

(ロ) 低利資金償還延期資金……………

(1) 農林省關係……………四百萬圓

(2) 農工商省農林省關係……………二百五十萬圓

二、特殊銀行に對する不動産融資……………五億圓のうち一億圓

は、從來の負擔を將來に持越したに過ぎない。(本年報前輯一三六頁以下一五〇頁迄、及び三三〇—三二頁参照)。

農村の要望した農村負債モラトリアムは實現されず、『農村負債整理組合法案』さへも、第六十三議會に於て否決されて了つた。

三、北海道の水害及凶作と青森縣に於ける水害

北海道では、八月四、五日から九月中旬に及ぶ長期間に亘つて大洪水があり、この洪水は明治三十一年以來のものである。石狩川、天鹽川の本支流々域の被害は殊に甚しく、更に北東中部地方は、昭和六年に劣らない凶作に襲はれ、農民の慘狀は誠に甚しい。

青森縣も、昨年凶作に引續き、北津輕、中津輕兩郡を中心とする猛烈な洪水に見舞はれ、被害地農民は慘憺たる状態に置かれてゐる。

(A) 北海道の被害状況

北海道の被害状況を述べると、洪水による被害は、水害を受けた水田四萬六千三百九十八町歩、水害に見舞はれた畑六萬一千六百二十六町歩、其の農産物の被害約一千五百九十二萬圓と言はれてゐる。

(八) 北海道水害状況

支廳名	農作物被害面積			被害額		
	田	畑	計	田	畑	計
石狩	五,三五九	一六,八四四・〇	二二,一五九・九	一,一〇六	一,六〇四	二,七〇九
空知	二四,七二〇	一五,六六六・〇	四〇,三八六・〇	一,三〇二	一,三〇二	二,六〇四
上川	八,三三三・〇	九,一六八・九	一七,四〇二・九	二,二四二	七三六	二,九七八
後志	一,三三三・三	三,四七〇・三	四,七〇三・六	二八一	二六七	五四八
檜山	八四三・三	二,七一一・二	三,五五四・五	一五七	一七九	三三六
渡島	二,五三三	一,一九八・〇	四,七三一・三	三三	七〇	一〇三
高島	二,二〇二・五	一,〇八一・九	三,二八四・四	四〇九	七〇	四七九
高松	二,六〇三・〇	五,三三〇・〇	七,九三三・〇	七二八	四五五	一,一八三
走谷	七四九・七	一,四〇七・九	二,一五七・六	一九	一一三	一三二
網走	四六,三九八・〇	二,五八八・八	四八,九八六・八	一〇,六〇〇	二〇九	一〇,八〇九
宗谷	四六,三九八・〇	二,五八八・八	四八,九八六・八	一〇,六〇〇	二〇九	一〇,八〇九
留邊	四六,三九八・〇	二,五八八・八	四八,九八六・八	一〇,六〇〇	二〇九	一〇,八〇九
合	一〇八,〇四〇・〇	一〇八,〇四〇・〇	二一六,〇八〇・〇	一〇,六〇〇	二〇九	一〇,八〇九

(備考) 本調査は北海道廳の係に於て昭和七年九月十六日現在に於てなせる統計と傳へらるるもの。

第六節 農村の狀態

第三部 各經濟部面の分析と見透

次に凶作被害を見ると、去年未曾有の凶作に襲はれた北海道は、本年も亦た、上川、十勝、釧路、

(九) 北海道の凶作被害

支廳市別	氣候不順に依る農作物被害面積		同上被害額	
	田	畑	田	畑
石狩	八、三〇八・八	二八、二九・三	一、〇八〇	一、三三三
空知	三、八〇〇・〇	四六、五八・八	五、六六三	二、八三三
上川	五〇、一七・八	五九、三三・八	二〇、八七七	三、六一
後志	七、〇八二・五	四三、七〇・六	一、二二七	二、四九一
檜山	八、六四五・〇	一一、三三・一	七〇五	四三二
渡島	四、九三二・五	一八、四六・八	三九九	六三五
日高	四、四六三・五	二五、〇〇・〇	四一四	九二四
十勝	五、三六・六	一五、七五・九	三六五	五八八
釧路	九、六九七・〇	一六、三三・五	一、六七三	九〇三
根室	一四・五・一	二、二七・七	二九	一、一八六
網走	七・八	二二、五九・四	一	一、四八四
宗谷	一六、六〇八・八	九三、三三・八	四、二〇〇	五、九八二
室谷	五八・九	八、〇八・八	九	五、九二
釧路	三、六二・四	一五、四五・七	八四六	五、六
宗谷	三三・二	二、五三・七	一六	九五二
留萌	一五、四五・九	五七、四五・九	七六、六四・八	五〇六
計	二七、三三三	三、七〇六	三、七〇六	六〇、〇四八

(備考)

昭和七年九月十六日現在、被害額は品質低下による損害額を含みます。

根室、網走、宗谷、留萌各支廳管内は殊に甚しい凶作に見舞はれ、水稻は皆無又は一、二分作といふ悲惨な状態で、畑作も夏秋作共に昨年に劣らぬ不作で、被害水由十五萬三千四百五十町歩、被害畑五十七萬三千四百五十三町歩、被害農産物價格見積六千四十八萬圓に及んでゐる。凶作被害は水害被害の約四倍に及ばんとしてゐる。

(十) 北海道支廳別作況一覽(水害に依らざる地方)

支廳名	水稻		畑作	
	夏作	秋作	夏作	秋作
石狩	五分作	六分作	六分作	六分作
空知	四分作	六分作	四分作	四分作
上川	二・五分作	五分作	三・五分作	四分作
後志	四分作	五分作	四分作	四分作
檜山	六・五分作	四分作	六・五分作	四分作
渡島	七分作	五分作	五分作	五分作
日高	五分作	五分作	五分作	五分作
十勝	五分作	五分作	五分作	五分作
釧路	五分作	五分作	五分作	五分作
根室	五分作	五分作	五分作	五分作
網走	五分作	五分作	五分作	五分作
宗谷	五分作	五分作	五分作	五分作
留萌	五分作	五分作	五分作	五分作
計	五分作	五分作	五分作	五分作

(B) 青森縣の被害狀況

青森縣下では、北津輕、西津輕兩郡が最も甚しく、水害を蒙つた面積は、水田一萬七千九百二十町歩、畑三千數百町歩、水田の收穫皆無八千餘町歩、畑收穫皆無三千餘町歩に及ぶ。水田收穫皆無反別

第六節 農村の狀態

は、總作付反別の約一割二分弱に及ぶ慘狀である。

(十一) 青森縣水稲被害調

郡名	作付反別	皆無作反別	七割以上被害反別	七割以下五割以上被害反別	被害反別合計	減收量	同上金高
東津輕郡	八、三九〇	四六	一〇九・八	一一〇	二一〇	一、四四三	二七、三六
西津輕郡	二、一八九・八	二、九四〇	一、〇五〇	二、〇二五	六、〇〇〇	五、四九六	一、〇三、七三
中津輕郡	六、三五五・九	二七八・〇	三八〇	四七〇	一、二二〇	一五、四三八	二、七、四一
南津輕郡	二、五七六・一	二五〇	三三七・〇	四四〇	一、〇三二	一五、四三八	二、五、九一
北津輕郡	一〇、九六六・二	三、四六〇	九二五・〇	一、〇九〇	五、五二〇	七九、二五〇	一、四六、一八
上北郡	一〇、五八一	九四七・〇	九二八・〇	一、九四一	三、五二六	三、九〇五	六、七、九七
三戸郡	七、七三三・二	一〇一〇	三〇三	二二六	六二〇	七、五九四	一四、七、七
下北郡	一、九七〇	八、〇五八	四、〇五八	五、八五四	一七、九〇四	二六、四六	三、八、九、七三
計	六、七四五・三	八、〇五八	四、〇五八	五、八五四	一七、九〇四	二六、四六	三、八、九、七三

備考 ① 是の外に林檎、馬鈴薯並に大豆等作付反別三千百五町四反の皆無作を初め畑作被害約二十九萬圓あり。
② 收穫皆無水田反別は全作付の約一割二分弱に當る。右の中最も被害激甚なりし町村三つを例示せば左の如し。

村名	作付反別	皆無作反別	七割以上被害反別	七割以下五割以上被害反別	被害反別合計	減收量	同上金高
西津輕郡車力村	一、一七・七	七五〇	一〇〇	一五〇	一、〇〇〇	一四、三三	二、五、五三
北津輕郡三好村	九三・一	四〇〇	五〇	一〇〇	五五〇	八、一七〇	一五、一四五
同 武田村	一、〇八〇	八〇	一三〇	七〇	一、〇八〇	一五、五三	二、七、三六

(C) 諸 救 濟 策

これが對策に就ては、北海道農會、青森縣農會が、政府に對して種々な要望事項を提出してゐるが政府に於ては、十月十四日齋藤首相が財界人、兩院議員を招き、救済に支援方を懇請した。その他、御下賜金を始め各方面から救済のための寄付金が寄せられてゐる。左にその主なるものを掲げよう。

御救恤八萬圓下賜 天皇、皇后兩陛下には北海道の水害および凶作を深く御軫念あらせられ、罹災者御救恤の恩召から御内帑金八萬圓下賜の御沙汰あらせられた。

御料地貸付料減免 宮内省の公表する所に依ると今年の北海道における水害凶作の被害少からざるに付、宮内省に於ては本年度の御料地田畑の貸付料をその被害の程度に従ひて減免をなすと共に、御料地關係の地元民にして希望する者には若干の燃料の薪炭材及び家畜飼料、霜害豫防燭燃材料として雑草及び笹類を無償にて下付し、尙食料に供し得る草根樹實の無料採取を許可する事に決定した。

三井男十萬圓密付 三井家では齋藤首相の『官民一致協力して凶作地救済云々』の趣意に賛成して十月十五日、北海道水害並びに東北地方凶作に對し三井八郎右衛門男の名儀で金十萬圓を寄付することを發表した。

三菱でも十萬圓密付 三菱でも、北海道、東北凶作救済のため金十萬圓を寄付することになり、十月十五日三好常務理事は山本内相の許へこの旨申し出た。

住友男五萬圓密付 住友男爵家では、北海道の水害及び凶作に對する救済義捐金として金五萬圓を十月二十九日

北海道廳東京事務所へ寄附した。

其他大口寄付金 北海道水害及び凶作救恤のため十月二十六日同救済會宛に左の如き大口の申込みがあつた。

五萬圓王子製紙株式會社、二萬圓安田善次郎、一萬圓日銀。

四、小作爭議の激化

小作爭議の件数は、逐年増加の傾向を辿つてゐるが、農林省の調査によれば、本年の一月乃至九月に發生した小作爭議件数は二千百三件に達し、從來の記録を越えてゐる。農林省の發表するところを左に引用しよう。(文中の傍點は引用者による)

本年度ハ昨年同期ニ比シ件數、人員及面積ニ於テ著シキ増加ヲ示ス。之ガ原因ハ爭議ノ普遍化ニ因ルモノアルハ勿論ナルガ、主トシテ昨年ノ不作ニ基ケルモノニシテ、此種爭議件數ハ昨年ニ比シ四百余件ノ激増ヲ示セリ。

爭議ノ發生件數ヲ月別ニ觀察スレバ、一月ノ五百五十件ヲ首位ニ五月迄ハ二百五十件乃至三百五十件ニシテ、以降ノ月ハ農繁期ナルガ故ニ減少ノ傾向ヲ示ス。

爭議ノ最も多ク發生セシ地方ハ山形ノ百九十一件、秋田ノ百七十三件ニシテ福岡、三重、山梨等ハ百件以上、新潟、北海道、青森、宮城、茨城、栃木、群馬、岡山、徳島等モ亦七十件ヲ前後セリ。

此等爭議ノ原因ニ付テハ、地主ノ土地引上ニ基クモノ最も多ク千百三件ニ及ビ、總件數ノ半ヲ占ム。之ニ次グハ不作ヲ原因トセルモノ五百五十二件、滞納ヲ原因トセルモノ百七十四件等ニシテ、之ヲ合スレバ總件數ノ八七・〇%ヲ占ム。

(十二) 小作爭議規模

爭議件數(件) 參加人員(人)	第一四半期		第二四半期		第三四半期		第一三四半期累計	
	六年	七年	六年	七年	六年	七年	六年	七年
地 主	二、八六	四、二八	三、三六	三、四三	六、九三	一、七六	六、八七	九、三六
小 作 人	九、五九	一三、五九	八、五八	一三、七〇	二、五〇	六、三九	二〇、三八	三三、二八
同 一 件 當 り	一、七	二、九	八、八	一一、五	九、二	一、三	一一、五	一〇、七
關係土地面積(町)	四、八四・五	六、九六・二	三、五八・七	六、三九・一	七、〇四・八	二、一八・六	八、八五・〇	一五、三〇・一
田	八・七	一五・〇	三・四	五・四	二・六	四・四	四・九	七・三
畑	一、一八・三	八〇・三	八四・二	七四・七	八二・九	八九・九	二、八六・四	二、四五・九
同 一 件 當 り	二・二	一・七	〇・九	〇・六	三・〇	一・九	一・六	一・二
其 他 共 計	六、〇六・五	七、七九・一	四、一七・五	七、一三・〇	二、〇五・二	三、〇五・〇	二、二四・六	二、八〇・一
同 一 件 當 り	一〇・八	一六・八	四・三	六・二	七・六	六・三	六・八	八・六

小作人ノ要求ハ小作繼續ヲ主ナルモノトシ、九百六十八件(總件數ノ四六・〇%)、小作料一時減ハ六百八十三件、小作料延納年賦拂ハ八十九件ニシテ、小作料永久減、小作權ノ確認又ハ賠償等ヲ求ムルモノハ各五十件前後ナリ。爭議ハ妥協ヲ以テ終結スルモノ絕對多數ニシテ千七十三件、小作人ノ要求ヲ貫徹セルモノ二百六十五件、之ヲ撤回セルモノ三十五件、其ノ他九件ニシテ、之等ヲ合スレバ終局件數ハ千三百八十二件ヲ算シ發生件數ノ六五・七%ニ

第六節 農村の狀態

當ル。從ツテ未解決ニ屬スルモノハ七百二十一件ナリ。

爭議手段トシテハ地主ハ小作料請求、土地返還請求訴訟等法廷手段ニ依ルモノ(三百五件)多ク、併セテ小作地立入禁止ノ假處分ヲ執行(五十二件)シ、或ハ繫争地ニ付第三者ト小作契約ヲ締結(六十二件)シ、若クハ自ら直接耕作收納ヲ致行スルモノ(百七十七件)アリ。

小作人ニ於テハ先ヅ農民組合ノ應援ヲ求メ(二百九十四件)、之ガ助力ヲ得テ演說會、ピラ撒布等ノ示威運動ヲ爲シ(五十三件)、若クハ共同耕作ヲ爲シ(百一件)、又自ら繫争地ノ耕作收納ヲ爲スモノ(百七十件)アリ。尙官公衛、有志等ニ陳情シ調停ヲ依頼スル穩健ナルモノ(百四十五件)アルト共ニ、暴行罪、傷害罪等ヲ犯シ或ハ暴力行爲ニ訴ヘ刑罰ニ觸ル、モノサヘ(五十一件)アリ。

尙總件數ノ約半ヲ占メ爭議ノ中心ヲ爲ス土地引上關係事件ノミニ就テ述ベンニ小作滞納ヲ理由トシテ引上グルモノ(三〇・〇%)最モ多ク、新地主ノ自作(一五・六%)、地主ノ自作(一一・一%)、期間満了(八・六%)等ヲ理由トセルモノ之ニ次ギ、小作地賣却、小作人ノ變更等ニ基クモノモ相當アリ。之ニ對シ小作人ハ殆ド小作繼續ヲ要求(八七・一%)シ、小作權ノ確認又ハ賠償等ヲ求ムルモノアリ。

右の官廳報告が示してゐる様に、小作爭議の總件數の半分は、地主の土地引上に基いてゐる。このことは、土地飢饉が益々激化されて來てゐることを示す。また爭議に暴力を伴ふものが二千百三件のうち五十一件に及んでゐることは、地主と小作農との間の對立の尖鋭化を示してゐる。

第七節 勞働者階級の狀態

勞働者階級の生活狀態は、全體としては依然惡化の過程にある。たゞ部分的には、最惡時より僅か乍ら回復を示してゐるものも見られるし、或ひはまた、指數の低落度がいくらか緩和してゐるものもあるが、それも今のところ(八月まで)まだ問題とすべき程ではない。しかも、これらの場合に於いて、例へば一部の産業(軍需品工業の如き)の人員或ひは賃銀等に、よし若干の増加が見られたとしても、同時に他方におけるヨリ強度の勞働強化を併せ與ふるならば、勞働者自身の生活狀態は寧ろ惡化してゐると言へる。なほこれらの現象は、それが單に恐慌によるばかりでなく、現在の如き戰時經濟への再組織下に行はれてゐるといふ觀點からして、特に注意されねばならぬ。

一、就業度は稍増加す

日銀の勞働統計はまだ八月の分までしか分つてゐないが、賃銀の引きつづく低下に對し、人員は僅かばかりだが回復を示してゐる。即ち本年八月の人員總指數は七四・七にして、本年に入つての最高

(一) 重要事業別労働人員指數 (日銀調、昭和元年=100)

總指數	昭和6年8月	同7年5月	同6月	同7月	同8月	同上6年8
						月=100と する指數
總指數	74.4	74.6	74.5	74.5	74.7	100.4
指男	80.3	78.3	78.3	78.5	78.8	98.1
指女	68.7	71.0	70.7	70.6	70.7	103.1
製紡織	87.2	68.1	67.3	72.2	72.6	83.3
染整	63.1	64.2	63.9	63.6	63.6	100.0
組機	65.4	66.5	66.3	66.2	66.5	101.7
船舶	85.2	78.1	78.1	79.8	83.2	97.7
器具	74.5	72.5	73.4	73.2	73.7	98.9
金屬	95.4	97.0	98.2	100.4	101.8	106.2
窯製	74.5	75.0	74.1	73.3	73.0	98.0
製	82.4	77.0	76.1	75.8	76.7	93.1
肥料	83.8	86.8	87.6	87.7	88.5	105.7
工業	89.8	88.7	88.6	88.7	89.3	99.4
製	69.3	65.8	65.9	66.0	66.0	95.2
製	76.3	71.8	71.4	71.8	71.6	93.8
製	93.3	91.1	90.3	90.7	90.4	96.9
製	124.3	126.8	126.2	129.1	133.2	107.2
製	76.3	72.5	73.0	72.7	72.4	94.9
製	78.9	77.6	79.0	79.0	79.2	100.6
製	93.6	91.2	91.0	90.6	90.5	96.7
製	75.9	74.0	72.9	73.4	73.1	96.3

數字であり、この指數における最底記録なる本年一月の七二・九に比すれば一・八、前年同月の七四・四に比すれば〇・四の上昇である。また本年に入つてからのこの人員の上昇傾向は男工にも女工にも見られる現象である。然しこのことから簡単に労働者の生活の良化など云ひえないと後述の如くである。

なほ日銀統計は大體職工五十人以上使用工場の調査なので、人員總指數については右の結果がえられてゐるが、小工場を含めての全國工場労働者數の本年六月末現在の前年同月に比し減少してゐる(失業の項参照)。

これを事業別に見れば、纖維工業、製作工業部門等における就業度の推移が、前期につづいて比較的よい。殊に機械製造業、器具製造業等に於ては殆んど毎月のやうに就業度は上昇してゐる。前者の如き八月の指數は一〇一・八(實數四萬六千七百餘人)を示し、前年同月より六・四(實數三千四百餘人)上昇だ。これが原因は、既に前輯にも前々輯にも述べたと等しく、滿洲事變後における軍需品工業の活況によるものである。

然し、全體的に前年同月と比較して見るならば、決してよくなつてはゐない。前頁第一表最右端の欄は前年同月を一〇〇とする比較であるが、就業度の好化の見られるのは數部門に於てのみである。

二、解雇はつゞく

軍需品工業の活況のために、右の如く、この種の工場における労働者の就業度はたしかにいくらか高められた。新聞紙も一樣に景氣は『軍需品工場から』など、書き、之による失業救済を喧傳して居り、同時に臨時工の大量雇入れは盛んに傳へられてゐる。そこでかう見ると、軍需品工業の活況によつて最近如何にも多數の失業者が職を見出しえてゐるやうだ。また成程ある程度まではそうである。

だが然し、更に視野をかへて、これらの工場に於ける労働者の移動状況から見ると、就業度は

決してそれ程に高まつてはゐない。(失業の項に見る如く失業者は寧ろ増加してゐる) 即ち成程多數の雇入も行はれてゐるが、然しこの反面には依然大量解雇が頻繁に行はれてゐる。今軍需品工業について七、八月における事情を見るに、機械及器具工業の如きは雇入も昨年同期に比し倍加してゐるが解雇も昨年を超えてゐる。化學工業は比較的良好だが、それでも相當多數の解雇は續けられてゐる。

(二) 労働者移動調 (日銀調) (労働者五十人以上使用工場における調査)

業種	七 年		六 年	
	三 月	四 月	三 月	四 月
織維及染色工業	雇入 三〇,〇七〇	雇入 二六,〇七〇	雇入 二六,〇七〇	雇入 二六,〇七〇
機械及器具工業	雇入 二二,〇〇〇	雇入 二二,〇〇〇	雇入 二二,〇〇〇	雇入 二二,〇〇〇
化學工業	雇入 二〇,〇〇〇	雇入 二〇,〇〇〇	雇入 二〇,〇〇〇	雇入 二〇,〇〇〇
飲食物工業	雇入 一五,〇〇〇	雇入 一五,〇〇〇	雇入 一五,〇〇〇	雇入 一五,〇〇〇
雜工業	雇入 一〇,〇〇〇	雇入 一〇,〇〇〇	雇入 一〇,〇〇〇	雇入 一〇,〇〇〇
合 計	雇入 八〇,〇〇〇	雇入 七九,〇〇〇	雇入 七九,〇〇〇	雇入 七九,〇〇〇
織維及染色工業	解雇 二五,〇〇〇	解雇 二五,〇〇〇	解雇 二五,〇〇〇	解雇 二五,〇〇〇
機械及器具工業	解雇 二〇,〇〇〇	解雇 二〇,〇〇〇	解雇 二〇,〇〇〇	解雇 二〇,〇〇〇
化學工業	解雇 一五,〇〇〇	解雇 一五,〇〇〇	解雇 一五,〇〇〇	解雇 一五,〇〇〇
飲食物工業	解雇 一〇,〇〇〇	解雇 一〇,〇〇〇	解雇 一〇,〇〇〇	解雇 一〇,〇〇〇
雜工業	解雇 五,〇〇〇	解雇 五,〇〇〇	解雇 五,〇〇〇	解雇 五,〇〇〇
合 計	解雇 七五,〇〇〇	解雇 七五,〇〇〇	解雇 七五,〇〇〇	解雇 七五,〇〇〇

而かもこれらの臨時職工は、それこそ文字通りに一應雇入れられるが、短時日の後に無雑作に街頭に放り出され、また新たな職工が同じやうにされて行つてゐるのだ。その上かゝる事情の下における労働條件が、如何に悪化せるものであるかは今更説く迄もないだらう。

三、失業者の増加

失業者も一かうに減らない。却つて増加を來たしてゐる。即ち、最近の報告なる本年七月一日現在の社會局調査によれば、失業者数は五十一萬一千人に達し、本調査に於ける最高記録を示してゐるといふ有様だ。

この七月一日の調査については、二三の府縣で従来よりやゝ精密なる調査を行つたのに對し、その結果を新聞紙上では『正確なる統計』などと書き立てゝゐるが、(註)然し信頼しうる程度に於いては従來のものと同ら差異はない。更に全國の職業紹介所の成績もヨリ悪くなつてゐる(失業者の内容と共に附録統計参照)。

(註)『内務省社會局では本年七月一日現在の失業状況の調査を行ふに當つて、従來の非

(三) 失業者數比較 (社會局調) (單位千人)

調査人口	一 月		三 月		五 月		七 月	
	七年	六年	七年	六年	七年	六年	七年	六年
調査人口	7,002	6,889	6,996	6,851	7,043	6,558	7,093	6,984
失業者	486	372	474	397	483	401	511	407
失業率(%)	6.94	6.31	6.80	5.79	6.86	5.77	7.20	5.83

實證的な推定方法を改めて「足て知る」實地調査方法を採用し、この程これが正確なる統計を完了した云々」(東京朝日新聞七年十一月十二日)

なほ最近社會局の手になる、本年六月末現在における全國就業労働者數(工場、鑛山、交通運輸通信、日傭其他)の調査が發表されたが、それは、恐慌過程を通じて労働者がなほ如何に減少しつつあるかをハッキリと示してゐる。

即ち本年六月末の全國労働者數は四百六十二萬人にして、前年同期に比して十一萬の減少(二%三)であり、産業別に見ても、工場労働者以下何れもみな減少だ。この事實は又前述せる社會局調査の失業者數なるもの、不正確さを自ら曝露してゐる。例へば、失業者調査による全國労働者の失業者數は、本年七月一日と昨年同日との間に於いて九萬三千人の増加であるが、他方この就業労働者調査では同じ期間に(但しこの方六月末)十萬九千人の減少を示してゐるが如きである。

四、賃銀の引下げ

(四) 工場鑛山等労働者調 (社會局調査) (單位千人)

年 月	工場労働者	鑛山労働者	交通運輸通信	日傭労働者	其他労働者	合 計		計
						男	女	
昭和3. 6末	2,116	298	454	1,896	3,206	1,558	4,764	
4. 12末	2,203	278	481	1,912	3,312	1,561	4,873	
5. 6末	2,091	248	513	1,922	3,240	1,353	4,774	
5. 12末	2,076	223	507	1,904	3,218	1,495	4,713	
6. 6末	2,032	202	532	1,963	3,215	1,514	4,729	
6. 12末	2,026	196	507	1,942	3,201	1,409	4,670	
7. 6末	1,977	188	512	1,943	3,168	1,452	4,620	
同上 6月 末比減少	55	14	20	20	47	62	109	

日銀労働統計では、人員指數は僅かながらも増加しつつあるに反し、賃銀指數は、定額賃銀に於いても實收賃銀に於いても、そして又男工に於ても女工に於ても、依然として低下一方だ。尤も賃銀に就いて減少を見ても、人員に於て増加すれば、その増加程度如何に依つては、労働者階級全體の賃銀収入は増大する場合もある。然しいま假りに、人員總指數に實收賃銀總指數を乗じたものを一種の總賃銀収入と見るならば、次表の如く、本年八月のそれは(昭和元年=100)六四・三にして、前年同月の六六・二に對し二點の低落だ。尤も七月に對しては〇・一、又本年に於ける最低なる一月の六三・八に比すれば〇・四の増加ではあるが、一月の場合には季節的關係も考慮する必要がある。

(五) 賃銀總收入額の推移 (昭和元年=100)

四年平均	五年平均	六年平均	七年一月	三月	五月	七月	八月
九四・六五	八七・六五	八七・六五	八七・六五	八七・六五	八七・六五	八七・六五	八七・六五
九四・六五	八七・六五	八七・六五	八七・六五	八七・六五	八七・六五	八七・六五	八七・六五

定額賃銀——八月の指數(昭和元年=100、以下同じ)は八七・八にして、前年同月の九一・〇に對し三・二の低落であり、これをまた男女別に見れば、前者は八八・六、後者は八二・九にして、同じ期間に夫々二・七、四・五の低下を示してゐる。

實收賃銀——實收賃銀は手當賞與等をも合計した實際の収入を示すものなので、これは産業界の活動如何をヨリ密接に反映する性質を有つてゐる。従つて、實收賃銀も總指數は依然低下一方で、八月の

(六) 重要事業別實收賃銀指數 (日銀調、昭和元年=100)

	昭和 6年8月	昭和 7年5月	同6月	同7月	同8月	同上6年8月 100とする指數
總指數	89.0	87.0	87.8	86.2	86.1	96.7
指男女	90.8	91.2	91.3	91.1	90.7	99.9
製紡織	76.4	70.9	70.2	69.3	68.8	90.1
製絲	67.8	59.1	59.0	59.2	60.1	88.6
製織	73.2	66.5	65.4	64.4	63.3	87.2
製染	74.3	68.1	68.1	67.6	67.2	90.4
製色	90.5	85.2	86.9	85.8	85.9	94.9
製組	74.9	74.3	71.7	72.2	70.2	93.7
製機	88.2	92.5	92.4	94.3	93.3	105.7
製船	85.8	89.5	92.5	87.2	85.9	100.1
製車	84.6	83.3	84.1	85.1	84.1	99.4
製器	85.0	84.0	85.5	84.7	84.9	99.9
製金屬	91.9	92.1	91.9	91.7	91.2	99.2
製窯	83.9	81.3	81.2	80.5	80.1	95.5
製紙	94.8	90.6	90.1	90.4	90.7	95.7
製藥	95.5	92.7	88.7	87.2	87.5	91.6
製品	90.2	85.8	87.5	84.8	83.8	92.9
製肥料	92.2	94.2	96.0	96.2	95.1	103.1
製工業	94.9	91.5	91.1	92.7	92.9	97.9
製印刷	89.8	88.5	89.2	87.9	88.5	98.6
製材	77.6	76.4	73.8	73.1	73.4	94.6

備考 製絲業、紡織業、織物業、組物編物業は女工賃銀、其他十四業は男工賃銀により作成

八六・一はこの指數作成以來の最低數字を示してゐるが、各産業部門の事情によつては必ずしも低下の程度は等しくなく、また中には少數であるが騰貴してゐるものもある。産業別に見れば、概して製作工業部門がよく、織維工業部門に於て悪い。尤も製作工業部門に於てもこの春の三・四月頃に比すれば全般に悪くなつてゐるが、これも一つには又季節的關係に影響されてゐる。そこで、本年の八月を前

年同月と對照して見るに、最右端の(第六表)の欄に示す如くにして、殆んど全部門に互つて低下してゐるが、ただ機械器具、船舶製造、人造肥料の三は僅かながら上昇してゐる。また、車輛製造、器具製造、金屬品製造は低下してはゐるがその低落度は比較的少ない。而してこれが原因は言ふ迄もなく、主として滿洲事變を契機とせるこれらの部門における産業活動を反映するものである。

これに對して、織維工業に屬するもの(女工)は、軒並みに依然強度の賃銀引下げをつづけられてゐる。殊に、女工の最も多數を占める紡織業に於いて特にひどい。女工全體について見ても、本年八月と前年同月との間における實收賃銀の下落率は一割に及んでゐる。他方同じ期間における男工のそれが一分に止つてゐることから見れば、女工が如何に資本の攻勢の正面に立たされてゐるかが分らう。我が國の紡績資本は過去に於ても、現在に於ても、依然として、かのか弱き女工の生命を、利潤の大きな源泉としてゐる！

五、實收賃銀とその月收額

以上は指數の變化であるが、次にその實數(實際の賃銀收入)を見る。この數字に關する注意は一應前輯に簡單にふれておいたが(第九輯二七六―七七頁)、一般の勞働者が受取る實際の平均賃銀收入は、

圓以内、二人世帯三十五圓以内（以下三人―四五圓、四人―五五圓、五人―六〇圓、六人―六五圓、七人―七〇圓、八人―七五圓）といふ標準の下に行つたものであり、つまり現在における勤勞生活者の最低生活費を示すものである。各世帯人員別による平均支出額は上表に示す如くである。

こゝで幾人家族の場合をとるかに問題があるかも知れないが、假りに今家族五人―その中正常的収入をうる者一人として―の場合をとつて見る。

世帯員數	一世帯平均支出	一人平均支出
1人	18.21	18.21
2	26.80	13.40
3	34.42	11.47
4	38.47	9.61
5	42.52	8.50
6	46.76	7.79
7	51.01	7.28
8	55.63	6.95
9	61.35	6.59
10	67.15	6.71
11	63.24	5.74
12	68.37	5.69
13	86.53	6.66
14	101.00	7.21
一世帯平均	37.99	9.11

（日本の一世帯の平均人員は約五人である）。そうするとその場合、最低生活費は一ヶ月四十二圓五十二錢を要する。そこで、この額を前記の日銀調査の實收賃銀の數字と對照してみると、（第七表A欄―日銀の數字より一割少額の場合）機械及器具工業（男）の六十二圓六十九錢は、右の標準額に對し遙かに超過額を残してゐるが、他の雜工業（男）の四十七圓六十錢、化學工業（男）の四十四圓三十八錢、飲食物工業（男）の四十五圓三十八錢は、この標準額を僅かに超えてゐるに過ぎず、纖維染色工業（男）の如きは逆にこの標準以下だ。

収入については副収入のある家庭もあらうし、またかゝる比較の方法も必ずしも正しいとは云へないが、然し以上の如く、多數の勞働者が『辛うじて生活しうる』といふ最低生活標準前後にあることを見れば、その生活状態が如何に悪化されてゐるものであるかが分らう。

而かも日銀のこの統計は、勞働者中でも可なり條件のよきものゝ調査であり、必要な吾々の推定もよく行つて、なほかゝる結果なのである。もしなほ視野を擴大させて、小工場をも含んだヨリ條件の悪い勞働者に就いて見るならば、この最低生活標準を下る幾多の勞働者が存在するかは、想像に難くない所だ。何れにせよ、勞働者階級が、現在如何なる生活状態の下にあるかの一端は知りうるだらうと思ふ。

七、勞働爭議

爭議も依然頻發してゐる。第三四半期までの件數は千五百四十一件で、爭議件數の新記録を作つた昨年同期にはなほ及ばないが、然し本年度に入つての件數は、各四半期毎に増加して居

	件數	參加人員	一件當り
5年累計	2,239	191,805	84
6年累計	2,146	141,685	66
6年第一四半期	513	33,115	60
6年第二四半期	566	51,229	90
6年第三四半期	564	30,401	54
6年第四四半期	503	26,940	54
7年第一四半期	335	22,963	60
7年第二四半期	559	25,403	45
7年第三四半期	597	26,654	45
合計	1,541	75,020	47

り、労働者の闘争の激化を示してゐる。即ち第一四半期に三百八十五件であつたのが、第二四半期には五百五十九件となり、更に第三四半期には五百九十七件に増加してゐる。而して前年同期と比較して見ても、第三四半期の如きは三十餘件の増加だ。

事業別に見たる第三四半期の内容を、前年同期と對照してみると、主として機械器具製造、土木建築等に減じ、染織及び其他に於いて増加してゐる。増加部門が何れも未組織者の多いといふ點は注意すべきだ。化学工業も、第一、二四半期に於いては前年同期に比し何れも減少してゐたが、第三四半期

(十) 昭和六年發生争議業態別件數(社會局労働部調)(暫定數)

年 累 計	機械器具製造	化学	染織	飲食	雜業	瓦斯電氣事業	運輸	土木建築	通信	其他	計
五年 累 計	四八〇	三〇三	三三三	三〇	二八八	三三	三三三	九	七	二九	一、八三
六年 累 計	四六	三四	三〇六	六	三三	四九	三〇	二	一	二九	二、四六
六年第一四半期	一一	一	六	一	一	一	一	一	一	一	五三
六年第二四半期	一六	一	六	一	一	一	一	一	一	一	五六
六年第三四半期	一六	一	六	一	一	一	一	一	一	一	五六
六年第四四半期	一六	一	六	一	一	一	一	一	一	一	五六
七年第一四半期	一〇	一	六	一	一	一	一	一	一	一	五〇
七年第二四半期	一〇	一	六	一	一	一	一	一	一	一	五〇
七年第三四半期	一〇	一	六	一	一	一	一	一	一	一	五〇
七年第四四半期	一〇	一	六	一	一	一	一	一	一	一	五〇

には増加に轉じてゐる。前年と比較する限りでは、本年は軍需品工業に於いて争議の減少が現られてゐたが、然し、本年に入つての現象について見れば、機械器具工業に於ても化学工業に於ても、毎期漸増を示しつゝあるは注目される。

争議における要求も前年に比しては、積極性をおびたものゝ増大が見られる。「賃銀増額」の如きがそれだ。「賃銀支拂要求」も依然多い。後者の多いのは、依然賃銀不拂工場の多數に上ることの反映であらうし、前者の増大は、主として、これら労働者の生活状態が如何に窮乏化してゐるかを示すもの

(十一) 昭和六年中労働争議要求事項別件數(社會局労働部調)(暫定數)

年 累 計	賃銀増額	賃銀減額	賃銀支拂	労働時間短縮	作業方法變更	解雇	監督者ノ排斥	賃銀支拂	休業	休業手当	解雇	雜
五年 累 計	二四	四八〇	五	二	一八	二九	二	二四	三	三	三	四九
六年 累 計	二六	三六	一〇	三	三〇	三〇	三	三	三	三	三	五九
六年第一四半期	七	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六
六年第二四半期	七	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六
六年第三四半期	七	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六
六年第四四半期	七	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六
七年第一四半期	五	一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三
七年第二四半期	五	一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三
七年第三四半期	五	一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三
七年第四四半期	五	一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三

であるが、他方彼等の自覺、或ひは更に、最近における會社の業績回復に伴ふ利益増加に對する要求にも起因してゐる。然し消極的な防衛とも見らるべき「賃銀減額反對」の如きも増加してゐる。何れにしても賃銀に關するものが依然爭議の中心をなしてゐるわけだ。

解雇に關するものうちで、「解雇反對」は各期毎に増加して、第一、第二四半期は何れも昨年同期以下であつたが、第三四半期では昨年同期を超えて居る。即ちこの期における件数は百三十七件にして、前年同期に比し十三件増加だ。更に「解雇退職手當の確立又は増額」の如きは第三四半期の件数は、七十四件で前期に比し十一件の減少であるが、前年同期に比しては六件の増加を示してゐる。解雇の續出と、それに對する依然たる鬭争を示すものであらう。

第八節 滿洲國の諸問題

滿洲國は本年三月獨立を宣言して中華民國の一部分であつたことから、完全に離脱した。併し乍らこの事實を世界各國が如何に認識するか、換言すれば滿洲問題を世界が如何に「解決」するかは、未だその見透しすら困難な状態に在る。ゼネヴァに於ける國際聯盟では、本文執筆の當時、日本代表松岡全權が強硬に日本の主張を述べてゐる最中であつた、その結末は豫測し難い。況んや、九ヶ國不戰條約に至つては、米國大統領選挙に共和黨破れて、民主黨ルーズヴェルトが勝利を得、滿洲問題に關し九ヶ國不戰條約に基く強硬態度を採つた共和黨のスチムソン國務長官が更迭して、米國の對滿洲態度が緩和されるだらう、と傳へらるゝに過ぎない。

けれども、滿洲問題に關して聯盟が果してどう出るか、解決延期の窮策として暫く靜觀するか、日本の主張が通るか、又は九ヶ國不戰條約は一片の反古に化するか、等は、現在に於ては全く見透しのつかぬ性質の問題である。

即ち、滿洲問題は外部との關係に於て之を考察せんとする時、如何なる點に落付くかは、冷靜に觀

第三部 各經濟部面の分析と見透

さて、大同元年度の豫算を概述するに當り、その計數をまづ左に掲げる。

(二) 大同元年度滿洲國豫算 (千円) (以下の圓は滿洲圓である)

經 常 部		入		出	
第一款租稅	五、三七八	第二款鴉片專賣益金	五、〇〇〇	總務廳所管	三、七、六五
第一項關稅	四〇、四三〇	第三項礦局利益金	三、〇〇〇	興安總署所管	一、〇二二
第二項噸稅	四〇、〇〇〇	第四項官有物租金	三、三九	民政部所管	四、一六八
第三項鹽稅	一、八二四	第三款雜收入	二、三三七	外交部所管	六、六七
第四項田賦	二、九五五	第一項司法收入	八、二一	軍政部所管	三〇、〇〇〇
第五項出產稅	六、二〇〇	第二項認可費及手續費	三、六	財政部所管	二、四、四八
第六項營業稅	三、六九四	第三項利息收入	一、〇〇〇	實業部所管	一、四、四八
第七項牲畜稅	六、〇〇〇	第四項報酬金	五、〇〇	交通部所管	一、五、四八
第八項屠宰稅	五、〇〇〇	第五項雜收入	四、八	司法部所管	三、一〇八
第九項契稅	一、四四五	歲入經常部合計	七、三六六	文教科所管	二、七三
第十項菸酒稅	二、〇六九	臨時部		歲出經常部合計	一〇四、四八二
第十一項統稅	七、七三三	第一款官有物拂下金額	一、五五	臨時部	
第十二項印花稅	一、九五四	第二款雜收入	一、三七一	總務廳所管合計	五、〇三三
第十三項礦稅	二、二六	第三款中東鐵道利益金	一、三七一	民政部所管合計	一、一六
第十四項煤稅	三、四九	分配額	二、〇〇四	軍政部所管合計	三、〇〇〇
第十五項雜稅	六、九七	四款公債金	一、二、九一	財政部所管合計	六、六三
第二款官業及官產收入	九、六三二	歲入臨時部合計	一、五、九三	交通部所管合計	八、八三五
第一項吉黑權運署利	四、三三二	歲入總計	二、三、三〇八	臨時部歲出合計	二、三、三〇八
益金	四、三三二	經常部		臨時部	
		執政政府	一、一五〇		

右に依れば、滿洲國の歲入は經常部九千七百萬圓、臨時部千六百萬圓合計一億一千三百萬圓、歲出は經常部一億四百萬圓、臨時部八百八十萬圓合計一億一千三百萬圓である。民國十九年度(昭和五年)の東三省歲計豫算に依ると、歲入一億二千二百萬元、歲出一億四千四百萬元であるから歲出入共に幾何か縮少した。

歲入に於ける租稅、官業及官產收入雜收入は經常部臨時部を合せて一億一千餘萬圓であつて、前記民國十九年度の東三省歲入豫算より僅かに二千百萬圓しか減じてをらぬ。どうして事變直後に斯くも從前と大差なき歲入を得らるゝ見込があるかと云ふに、その原因は主として稅關接收に基づく關稅收入を見積る事が出来るからだ。即ち、從前は全然無かつた關稅收入が第二表に見らるる通り約四千萬圓を見積り得る事になつた。(其代り關稅擔保外債の滿洲國分擔金として約一千百萬圓を歲出に計上してある)。經常歲入の約半額が關稅收入として突如現はれた事は滿洲財政に決定的な重大要素を供したものである。

併し、其他の租稅は秩序の回復未だ全からざる今日、非常なる減收を見積らざるを得なかつた。例へば、從前約四千六百萬圓程であつた鹽稅を約一千七百萬圓に、八百萬圓の田賦(地租)を三百萬圓に一千萬圓の出座稅を六百萬圓に、三百萬圓の菸酒稅を二百萬圓にと云ふ様に、大體舊の如く這入らぬ

見込を立て、居る。それでも、この豫算の見込み程にとれるか否かは恐らく疑問と云はざるを得まい。

次に歳出を見るに、總務廳所管の支出に於て一千五百萬圓の國庫準備金がとつてあるから、之を除外して經常、臨時の歳出を合計すると九千八百萬圓となる。この中、軍政費は經常、臨時合計三千三百萬圓であつて、約三四%に當る。民國十九年度の豫算に依れば軍費は九千八百萬圓にして歳出の六八%を占める。日本が一億五千萬圓も支出して滿洲を守つて呉れるから、滿洲國の軍費が少くて濟むのは當然である。興安總署、民政部、實業部、交通部、司法部、文教部と云ふ如き文化的な經費は合計して一千萬圓即ち經常歳出の約一〇%しか無く、殊に實業部四十三萬圓、文教部二十七萬圓と云ふ支出は建國草創の豫算としても、甚だしく文化に對して冷淡と云はざるを得まい。民國十九年度の東三省豫算ですら、教育費に四百七十萬圓を計上してゐる。

之を要するに、滿洲國の財政は、歳入に於て租稅收入は不安定のため従前より減收を免れぬが、稅關接收の結果約四千萬圓の關稅が突然見込める事に依り、また歳出に於ては、日本が自らの支出に依つて軍隊を派遣してゐて呉れるが故に、軍費支出の少くて濟む關係から、大體、建國草創の際ではあるが、大して苦しく無いと云ふ外觀を呈して居る。若し、これが大いに苦しくて、日本に於て外債を度々起される様だと頗る良からぬ影響をわが財界に與へると思ふが、幸にして、今のところ、大して

心配は要らぬと見られる。今回の三千萬圓の起債は、この豫算に依れば千二百萬圓の公債を歳入に於て見積つてはあるが、三千萬圓はない。蓋し、所謂建國豫算の時分に事實上歳入が足りなかつたのを補つたものであらうと察せられる。

斯くて、滿洲の財政は、秩序が徐々に回復して來ると共に租稅收入も従前に近く増加する見込があるから、歳出を、いまの様な少い文化費に止める心算であるなら、當分の間懸念はあるまい。けれども、これは當分の間と云ふことに限定した上での話であつて、若し、歳入に於ける稅制、歳出に於ける文化費を考慮して、滿洲國をして近代的國家に仕上げようとするならば、必ずしも、財政の前途は樂觀を許さぬ。

例へば、鹽は生産費百斤十五錢位のもが鹽稅六圓三十錢を課し、吉林、黑龍江では更に二圓八十錢の專賣益を收めて居た如き、また文教費二十七萬圓の如きは、どう見ても亂暴で三等國以下と云はねばなるまい。また、全般的に租稅收入を検するときは、消費稅がその九〇%を占めて居るが、舊政權時代の稅制に幾分改良を加へた現稅制に於て尙、且つ斯の如きは遺憾が多い。之を急激に改革する事は非常な財政不均衡を生ぜしめるから、到底之を行へまいが、併し、滿洲人民をしてよりよき生活をして爲さしめるためには、消費稅整理と文化費の増加は到底避けられない所である。

二、統一されたる滿洲國の幣制

滿洲國が獨立して以來、その經濟方面に於て先づ最初に手を染めるべきものは何かと云へば、幣制の統一であることは、誰もが感知する處であらう。

滿洲國の當局者も亦この基礎的な經濟制度の改革を志す點に於て、誤たなかつた。而して、當局は貨幣法及び舊幣整理辦法を制定し、滿洲中央銀行を設立して、統制ある貨幣制度を樹立しやうとした。いま極めて簡単にこれ迄の滿洲に於ける通貨及びその制度を述べると、東三省官銀號、又は吉林永衡官銀錢號等の發行する地方通貨、支那本土の通貨、朝鮮銀行の銀行券、正金銀行の鈔票、加ふるに露西亞のチエルヴォネツツ、大商店工場の發行する私帖、等々が雜然として流通して居つた。その内容は銅本位の硬貨あり、銅本位の紙幣あり、銀本位の硬貨あり、銀本位の紙幣あり、奉天票の如く不換紙幣あり、また外國通貨では銀本位の鈔票（實際は銀兌換をせず、兌換は上海向爲替手形による）あり、稀であるが日露戰爭の遺物として軍票あり、日本の補助貨、不換紙幣たる鮮銀々行券あり、且つ各々の貨幣の間に相場が絶へず變動して、誠に面倒なる貨幣制度であつた。

その舊貨幣の中で紙幣はどの位流通してゐたかと云へば、最も信頼すべき數字は、最近に於ては第

一表の如くで、現大洋（この換算率は新貨幣一圓＝現大洋票一元）に換算して約一億五千五百萬元（即ち圓・滿洲圓のこと）であつたと云はれる。

種類	流通見積高	現大洋換算
現大洋票	40,902	40,902
奉天票	1,014,341	20,237
同銅元票	72,809	1,213
雜券	796	13
吉林官帖	10,165,000(千品)	22,538
吉林大洋票	11,800	8,370
吉林小洋票	13,000	288
吉林大洋票	51,914	33,454
龍江官帖	10,727,870(千品)	5,959
龍江債券	39,955	2,663
龍江大洋票	19,470	14,422
合計		155,159

(備考) 金融調査會「滿洲國幣制と金融」に據る。昭和七年四月の現勢。

これ等の舊紙幣及び鑄貨は舊貨幣整理辦法に依り本年七月一日より滿二ヶ年間は、第二表々示の如き換算率に依つて新貨幣と同一の效力を持ち、中央銀行は東三省官銀號、吉林永衡官銀號、黑龍省官銀號及び邊業銀行を打て一丸と爲せしものである。それ以後は流通を禁ぜられた。

さて、然らば第四表の比率を以て引換へらるべき

新貨幣とは如何なるものであるか。

通貨は從來、多くの發券銀行から發行製造されたが、滿洲國は、貨幣法第一條に於て『貨幣の製造及發行の權は政府に屬し、滿洲中央銀行をして行はしむ』としてその統一をまづ第一に明白にしたのである。(準備制度に於ては、三割の比例準備制を採つたものである。)

滿洲の貨幣單位は圓と稱する。純銀の量目二三・九一瓦を以て價格の單位とすることが第二條で定

第三部 各經濟部面の分析と見透

(四) 新貨幣一圓に對する舊貨幣の換算率

種	現大洋票	舊貨幣
一、東三省官銀號發行兌換券(天津券を含まず)	—	一圓
二、邊業銀行發行兌換券(天津券を含まず)	—	一圓
三、遼寧四行號聯合發行準備庫發行兌換券	—	一圓
四、東三省官銀號發行匯兌券	—	一圓
五、公濟平市錢號發行銅元票	—	五〇圓
六、東三省官銀號發行哈爾濱大洋票(有監理官印)	—	六〇圓
七、吉林永衡官銀錢號發行哈爾濱大洋票(有監理官印)	—	一・二五圓
八、黑龍江省官銀號發行哈爾濱大洋票(有監理官印)	—	一・二五圓
九、邊業銀行發行哈爾濱大洋票(有監理官印)	—	一・二五圓
一〇、吉林永衡官銀錢號發行官帖	—	一・二五圓
一一、吉林永衡官銀錢號發行的小洋票	—	五〇〇吊
一二、吉林永衡官銀錢號發行的大洋票	—	五〇圓
一三、黑龍江省官銀號發行官帖	—	一・三〇圓
一四、黑龍江省官銀號發行四釐債券	—	一・六八〇吊
一五、黑龍江省官銀號發行的大洋票	—	一四圓
		一・四〇圓

められた。併し乍ら、別にこの銀量目を持つた銀鑄貨が作られた譯ではない。新貨幣は次の九種に限られる。

紙幣 百圓、十圓、五圓、一圓、五角(角は圓の十分の一)。白銅貨幣 一角、六分。青銅貨幣 一分、五厘。

しかも貨幣法十四ヶ條の中に於ては兌換に關する規定は一つも無い。即ち滿洲の紙幣は、貨幣法に依れば銀兌換が當然される譯のものでなく、全く法規上からは不換紙幣である。たゞ、第十條に於て中央銀行は『紙幣發行高に對し三割以上に相當する銀塊、金塊、確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預ケ金』を持たねばならぬと云ふ準備規定がある故、舊軍閥が戰費や特産物買入資金調達のため紙幣濫發を爲した様な事は出来ない。

併し、この新紙幣の對内外價值をどうして維持するか、と云ふと、預金獎勵等に依り極力インフレーションを防止し或は上海向爲替の賣却に依つて通貨の收縮を計り、以て對内價值を維持し、對外價值は、日本又は上海に爲替資金を置いて大體七〇兩見當を目標として維持する筈と稱せらるゝ。従つて、強いて滿洲の貨幣制度を呼ばば、無論銀本位制では無く、銀を基礎とする統制通貨だとも云ふべきであらう。

滿洲の幣制を、金本位、銀本位何れにすべきかに就ては、相當の論議が行はれたが、既に前記せる如く、金本位制は全然之を抛棄し而も滿洲の實際事情に即した、銀を基礎にせる統制通貨制度を採用した。この方針は、蓋し未だ人心安定せりと稱する事の出来ない滿洲國に於ては、從來慣れた銀を基礎としたから大した變革とならずに済んだ。それでさへも、後述の如くこの幣制統一に際しては不安

を生んで取付が行はれたのである。

前記の銀、金及び外國通貨の相互の割合に就ては何等の規定がない。而して、これ以外は、即ち紙幣發行高から準備高を差引いたものは、第十一條に依り『公債證書、政府の發行又は保證せる手形、其他確實なる證券若くは商業手形』を保證準備として、中央銀行は保有せねばならぬ。

斯くて中央銀行は幣制統一に踏み出した。その開業以來、發表した計數は第五表の如く簡單なものである。最初新紙幣と銀との間には百圓に四五圓の開きがあつたが、最近は之が無くなり紙幣の信用が高まつたと云はるゝ。準備が減じてゐるのは、開業以來取付を喰ひ約二千萬圓を自由裁量で兌換したが爲である。併し、十月末の準備は紙幣發行高に對し尙五割三分餘に相當し、法規の三割を相當に超過してゐる。

尙中央銀行に關して一言すべきは、附屬事業に就てある。從來の發券銀行は舊政權の自由に操るところとなり、紙幣濫發をして紙幣の價值を暴落せしめた。例へば

(五) 滿洲中央銀行紙幣每週平均額表 (千円)

期日	發行額	準備	保證
大同元年7月1日	143,882	81,452	62,430
自7月7日			
自7月22日	140,363	79,526	60,836
自7月28日			
自8月26日	124,530	66,638	57,892
自9月1日			
自9月2日	123,152	65,618	57,534
自9月8日			
自9月30日	120,554	64,811	55,743
自10月6日			
自10月7日	119,434	64,592	54,892
自10月13日			
自10月21日	120,903	64,761	56,142
自10月27日			

張學良時分の奉天票の如きその著例である。この他に、中央銀行の弊は幾多の事業に出資して關係を續けて居た事である。例へば、東三省官銀號は次表の如く、毛皮の取引から印刷、メリケン粉に至るまで關係し、その出資金は昭和六年に於て約四百萬元に達した。

(六) 東三省官銀號關係事業

種類	所在	營業	拂込資本金 (現大洋元)
利達公司	奉天	毛皮特產取引	400,000
純益公司	奉天	炸蠶取引	500,000
東興泉	奉天	特產取引	500,000
東記印刷所	哈爾濱	印刷	100,000
東興火磨	哈爾濱	メリケン粉取引	400,000
	廣泉公	新合子	300,000
	慶泰祥	製粉油房特產取引	1,200,000
	東濟油房	油房特產取引	400,000
	東三省製油廠	酒類(主として麥酒)醸造	500,000
	公濟棧	開原	400,000
	廣泉公	特產取引	300,000

滿洲中央銀行は、業務規定を嚴重に設けて斯の如き發券銀行として爲すべからざる業務を禁止した。而して、之等從來の發券銀行の營みたる附屬事業は、合併の日より一年間は之を營み得る事とし、その一年以内にその事業を分離して別會社をして經營せしめる事とした。

以上の如く、滿洲中央銀行は幣制統一、通貨價值安定を目標として生れ、從來の弊風を打破せんが爲めに着々と仕事を進めつゝある。滿洲中央銀行の幹部は次の如き人々であつて、事實上日本人が指導してゐる。

總裁 榮厚(元吉林省財政廳長)、副總裁 山成喬六、理事 武安福男(元鮮銀大連支店長)、鷲尾磯一(元正金大連支店長)、五十嵐保司(元滿鐵商工課長)、劉燾榮(元吉林省官銀號總辦)、吳恩培(元奉天東三省官銀號總辦)、劉世忠(元黑龍江省廣信公司總辦)

三、日滿の關係

世界の諸國が滿洲國の獨立を如何に取扱はうとも、日本だけはグン／＼單獨に對滿洲政策を行ひつつある。而しては、夫れは日本に於ては「輿論」として國民の大多數から支持され、喝采を得つゝあるものゝ如くである。當初、少いながら尙見られぬでもなかつた對滿洲政策の基調に關する批判は、殆んど影をひそめた。いま、對滿政策の基調を求めてみると、政治的、軍事的、經濟的に最も都合よく日本の利益と密接に結び付けようとの試みである様だ。その最も明瞭な表現は、日本の滿洲國承認であり、次いでは日滿の關連を經濟的に緊密ならしめんとする運動若くはその具體的事實である。

(A) 滿洲國の承認

日本は九月十五日滿洲國首都新京に於て、帝國全權武藤大將と滿洲國全權鄭孝胥氏との間に議定書を作製せしめ、之に調印した。即ち、所謂滿洲國の承認はこの形式に依つて具現された。いま議定書

の全文を左に掲げる。この議定書の主點は、互に領土權を尊重すること、日支間の條約、協定其他の權利、利益を承認尊重すること、日本軍隊の滿洲國に於ける駐屯を認めること、の三つである。

議定書

日本國ハ滿洲國ガ其ノ住民ノ意思ニ基キテ自由ニ成立シ獨立ノ一國家ヲ成スニ至リタル事實ヲ確認シタルニ因リ

滿洲國ハ中華民國ノ有スル國際約定ハ滿洲國ニ適用シ得ベキ限り之ヲ尊重スベキコトヲ宣言セルニ因リ

日本國政府及滿洲國政府ハ日滿兩國間ノ善隣ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ニシ互ニ其ノ領土權ヲ尊重シ東洋ノ平和ヲ確保センガ爲左ノ如ク協定セリ

一、滿洲國ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定ヲ締結セザル限り滿洲國領域内ニ於テ日本國又ハ日本臣民ガ從來ノ日支間ノ條約、協定其ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ權利利益ヲ確認尊重スベシ

二、日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルベキコトヲ約ス之ガ爲所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス

本議定書ハ署名ノ日ヨリ效力ヲ生ズベシ

本議定書ハ日本文及漢文ヲ以テ各二通ヲ作成ス日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスル時ハ日本文本文ニ據ルモノトス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和七年九月十五日即チ大同元年九月十五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

日本帝國特命全權大使 武 藤 信 義
滿洲國國務總理 鄭 孝 胥

(B) 滿洲國々債の引受

日滿の經濟的關係をして緊密ならしめる運動は後述するが、既に緊密であることの具體的な例は、今回滿洲國の日本圓貨外債三千萬圓の成立である。本年十一月初滿洲中央銀行副總裁山成喬六氏、財政部總務司長星野直樹氏が渡日して折衝した結果、左記の條件で日本の銀行團は三千萬圓の日本圓貨外債を引受けた。

一、發行金額 三千萬圓。 一、利率 年五分。 一、發行價格 九十六圓五十錢。 一、償還期限 二ヶ年
據置、五ヶ年償還。 一、擔保、(イ)吉黑權運署利益金(總專賣益金年額四百三十六萬二千圓)、(ロ)アヘン專賣益金年額五百萬圓。 一、償還方法 初年度二百萬圓、次年度四百萬圓、三年度六百萬圓、四年度八百萬圓、五年度千萬圓、計三千萬圓、抽籤又は買入償還。

この滿洲國公債は何に使はれるかと云ふと、滿洲國側の説明に依れば、治安維持機關の改善、一部新道路の建設及び北滿水災復舊等の資金に充てられる。而して、この公債募集に際して、滿洲側に於て強調された點の中、注目すべきは、將來資金借入の要ある時は、獨り日本市場のみならず、有利ならば世界何れの金融市場からでも募集する意向を明瞭にしたことである。

尙一つこの三千萬圓を滿洲に送金することは、圓爲替の低落に更に拍車を加へる事になるが、滿洲國では之を各シンヂケート銀行に分割預金しておいて、滿洲に引とらないで、この在外資金を中央銀行の準備に入れて紙幣を發行する事となつた。即ち、今回の起債は滿洲國最初のものであると共に、亦最初の在外資金となつた譯である。

(C) 日滿ブロック經濟運動

ブロック經濟の形成は、英國がオタワ會議で曲りなりにも成功して以來、頗る世界の視聽を集めつつある。その意義をこゝで論ずる餘白を持たぬ故、之を省くが、日本に於ても日滿ブロック經濟の形成を論ずる者が多く、中には早くより滿洲景氣の擡頭を叫んだ氣早者さへあつた。併し、滿洲景氣はおろか、日滿ブロック經濟の形成さへ、正直に云へば渾沌たる有様で、未だ具體的に取り上げることが出来ない。たゞ、そのムーヴメントが諸所にあると云ふことだけを記して後日に待たう。

政府に於ては日滿通商條約の案が成つたと云はれる。その案は、外務省が中心となつて作製せるものであり、更に大藏、商工、農林、拓務、軍部が加つてこの案を調整しようとする模様である。従つてその結果、如何なるものが出來上るか判らぬが、現在傳はる所の案の内容としては、
一、裁判制度の改善を條件として領事裁判權を五ヶ年の期限到來をまつて全廢すること。

- 一、互惠的條款を基準として關稅制度を制定すること。
 - 一、日本は特殊な利益を受くべき關稅制度を締結せざること。
- この三つが主眼であると云ふ。

一部の論者は、互惠的條款では到底生温く、關稅に就ては恰かも滿洲を臺灣か朝鮮の様に取り扱ひ度い意向の様である。従つて、右の外務省案と稱せらるゝものは、相當に批判されるであらう。ために、日滿通商條約の基準がどこへ落付くかは未だ斷言は出来ないが、滿洲國が獨立してゐる以上、四まづ互惠的條款の歸結ぐらゐが、可能なところであらう。

尙、拓務省では日滿經濟懇談會なるものを作り、所謂プロツク經濟形成に具體的内容を盛らうと試みてゐる。未だ研究中であるから論評は早い、その空氣を窺ふために一委員の意見を新聞所報によつて左に掲げる。

「最近關西方面の紡績聯合會と輸出綿布同業組合では、滿洲國への輸出の綿絲、綿布の關稅は、一割乃至三割位(從量稅從價稅とも)の高率であるが、これらの工業品は加工品で滿洲に生産されぬもので、滿洲國の一般民衆のためにも安きものを供給する意味においてもつと引下げて貰ひたいとの希望決議をしてゐるから、この點を考慮しては如何」

この一委員の綿絲、綿布の關稅を低率にせよとの意見は、滿洲に紡績業が盛でないこと理由に依

り且つ關稅收入が滿洲の歳入の大部分を成すから之を脅かさぬ、といふ程度に依り、大體承認された。其他要望されてゐるものは、滿洲からの大豆、木材の輸入稅引下げである。即ち、商品個別に就て或はその率をどうする等の細目は論議中ではあるが、滿洲の商品は這入り易く、日本商品は賣り易くしよう云ふ、プロツク經濟形成上の關稅問題に就ての意向は、大體一致して居る。

其他、プロツク經濟形成に於ける難問題たる工業的協調の點は、滿鐵から諸種の附屬事業を切離し日本の同業者と滿鐵の共同出資會社で行かうと云ふ一つの機運が見られる。更に海運關係では日滿海運統制機關の設立を見ようとしてゐる。だが、日滿プロツク經濟の形成に關して注目すべきは、資本家側が、未だ軍部の反資本家氣分に危懼を抱いて、甚だ出足の鈍い點である。恐らく、時間を経れば解消するのだらうが、現在は、爲めにプロツク形成が遅々としてゐる状態と云はねばならぬ。

第九節 ファツシヨ運動の動き

我々は前輯の最後の節でファツシヨ運動を取扱ふ筈で、既に組版まで終へたのであつたが、種々の事情のため止むをえず保留せざるをえなかつた。従つて本章の第二四半期に屬する分は當時既に執筆したものであるが、本輯では更にその後の動靜を補ひ、第二、第三四半期を通じてまとめることにした。

我々が、將に前々輯(第八輯—第一四半期)を締切らうとした數日前の五月十五日陸海軍人の帝都襲撃犬養首相射殺事件が突發し、政友會内閣はもろくも瓦壊した。組閣の大命は三百三名と云ふ未曾有の絶對多數を擁する政友會總裁鈴木喜三郎氏の前を素通りし、更に樞密院副議長國本社會長平沼騏一郎氏にも降らずして、海軍大將子爵齋藤實氏に降下し、所謂『非常時舉國一致内閣』の成立となつた。その間の事情と舉國內閣成立の意義に就ては、既に一應取扱つて置いた如くである。(第八輯二八六一—二八七頁参照)。

右舉國內閣成立後既に數ヶ月が過ぎた。其の間の内外の諸狀勢は、正しく我々が毎輯報告し來つた針路が漸次押し進められつゝあるを知る。

即ち、第六十二臨時議會(六月)の中途から突如捲き起された農村負債モラトリアム請願運動、特高警察網の擴張と左翼陣營への大彈壓、社民黨を脱退せる赤松氏一派の『日本國家社會黨』の結黨と、下中氏一派の『新日本國民同盟』の結成、之に伴ふ労働總同盟の動搖、所屬全國製氷従業員聯盟外八團體の連袂脱退。社民、勞大黨の合同—社會大衆黨の成立、政權をさらわれた政友會内部の分裂の危機並に、安達氏一派の國策研究俱樂部—國民同盟創立と、それに伴ふ民政黨の不安動搖。更に第六十三議會を繞る請願運動の再燃、引きつゞくファツシヨ轉向者による無産政黨の動搖、社會ファツシヨ陣營内における諸對立、更に今牧博士等を中心とする首相暗殺事件の暴露、第二の陰謀事件とも言はるべき天行會の檢舉事件等々……。

一方、新滿洲國の海關實力接收、六月二十日參謀總長の北支派兵奏上と日本軍の××進出。カムチャツカ勞農國營蟹漁場に於ける邦人漁夫監禁事件の喧傳と、露國共產黨の日本軍用列車破壊の「陰謀」の大々的發表、更に滿洲國の承認、リットン報告書と、夫に對する我が反駁書、聯盟總會の雲行き等々……。これら内外に於ける一聯の事實の相次いでの勃發と、新聞紙上を賑はした報道の數々は、我が國ファツシヨ陣營における錯綜せる推移を示してゐるが、以下に於て、我々は、第二四半期以後における主なる動靜を、主として資料的に報導しようと思ふ。

一、五・一五事件

我々は先づ五・一五事件をこゝで想起しよう。云ふ意味は該事件が一部陸海軍人と農民決死隊との共同行爲であり、特にファシスト陣營に於ける最も實力あるものとして、群小のファツシヨ諸團體が多かれ少なかれ、之と聯關を有し、又は聯關を有せん事を求めつゝある軍部の少壯分子が其の主體をなして居るからだ。

事件は、今尙我々の記憶に新たな如く、五月十五日(日曜日)夕方、陸海軍人十七名が自動車三臺に分乗し、首相官邸、牧野内府邸、警視廳、政友會本部、日銀、三菱銀行を襲ひ、短銃を發射し、手榴彈を投じ、首相官邸では犬養首相を射殺すると共に、警官書記數名を負傷せしめた後、一人も警官に捕縛せられる事なく、全員麹町憲兵隊本部に自首した。一方、それより稍々後れて、其の別働隊が、帝都主要變電所(田端、下尾久、鬼怒川、龜戸、鳩ヶ谷)を襲ひ、一部の器物を破壊し其のまゝ逃亡したと云ふのが概要である。

然し、その内容に就いてはまだ公表されてゐないし、従つてまた立入つた分析も今の所不可能である。(その後第六十三議會における秘密會の下に、以上の如き概要のことが小山法相から報告された)。

が、吾々は今これに關聯して愛郷塾の問題に、簡單にふれておき度いと思ふ。

二、農民決死隊と愛郷塾

五・一五事件に於て、陸海軍人の別働隊となり、主要變電所を襲ふた農民決死隊は、『愛郷塾』に育まれた青年であり、しかもそれは先に井上準之助、團琢磨を倒した血盟暗殺團と關係ある事が明らかにされた。後述(農村救濟請願運動)する如く、ファシストが農民の異常な窮迫化——之に伴ふ農民×動化の危機——に結びつきつゝある點に關聯し、特にこの愛郷塾に就いて一應その概要を見て置くとは必要であらう。

『愛郷塾』頭××××が、『愛郷塾』を設立したのは昭和五年末である。塾の目的組織といふやうなものについては、これより少し先き、同年九月に『自營的農村勤勞學校愛郷塾設立に際し御願ひ申し上げます』と云ふバンフレットを出して居るが、その冒頭に於いて、次の如く言つてゐる。

「明日の日本は眞實に働くものによつて造り更へ且つ固めなくてはならんと信じて居ります。そして明日の學校は眞實に働くものを養ふ學校でなくてはならぬと信じて居ります。……一人の農民として一個の自治農村社會として、それを通して又日本の獨立自由國民として一身を立て一家をおこし、一村を延いては一國を造り、へ且つ固むるに足るの農民を養成する農民教育を起す……」と述べ、更に、「この目的と使命を果さんが爲

の機關を自營的農業勤務學校(愛郷塾)のそれに於て見出さん」と。

また、塾の教育の根本要旨は、如何なるものかといふに、具體的な事は、はつきり解らぬが、同じパンフレットの中で彼はこう云つてゐる。

「私創案の家族主義的獨立小農經營法——之を命名して愛郷農法と呼びます——の原理と實際を教へます。愛郷農法とにどんなものかひらたく申しますと、夫婦共稼ぎの農家が親子家内中で働いて一切の他の勞働をたのみせず、暮しが充分立ち行く様に各方面から合理化された農家經營法」と云ひ、又、「農民が常に被支配の位置に立たざるべからざる最大原因であります所の市場關係を根本的に變革せんとする純粹組合主義の實際運動……云々と述べ、更に、「將來の農民は一刻も市場を忘れてはならぬものであります」と。

以上は甚はだ抽象的な言辭で、之に依つて見る限り、彼の農村對策に付いて、明確な判斷を下すに迷ふものであるが、推察するに、家族的獨立小經營は、小作料搾取を否定して自作農を根幹とし、しかも自給自足經濟——彼が奉天より護送される途中私の思想はガンヂーイズムと共通點があると云つてゐる——衣服も手織のものを用ひ、味噌、醤油も自家で生産せよと云ふのだ。

更に、彼の云ふ市場の獲得と純粹組合主義の運動とは、出荷組合等の擴大強化に依り販賣上の統制をなし、以て資本主義市場に於ける工業部門の獨占價格に對抗せんとするのであらう。

我々は以上に依り、愛郷塾及び塾頭×××に付いての概容をおぼろげながら掴み得たが、要は彼

の農村經營に對する政策問題よりも、農民の窮迫が暴動化の危機を孕みつゝある今日、そこにファシストの跳躍がある事に於て注目せねばならぬのだ。

三、農村救濟請願運動とファツシヨ

(A) 六十二議會を中心として

第六十二臨時議會の中途から、突如として捲き起された農村救濟請願運動は、政府に異常な衝撃を與へ遂に『貴衆兩院をして時局匡救決議案』なるものを滿場一致採決せしめた。

我々はその請願運動の主體が農村に於ける資本家地主であり、しかもその運動の背後に×部と一部ファシスト(政權に飢えて居る)が陰然として蟠居して居る事を知る。我々が既に毎輯報告して來た如くファツシヨの大衆的基礎は中間層にある。即ち、農村に於ける中小農、都市に於ける中小商工業者過剰インテリだ。が、數に於て中間層の相當の部分を含むる中小商工業者の團結、或ひは政治的統制は、その階級(中産階級)の浮動性に制約せられて仲々成就し得ない事情にある。昨春、小賣商の政治團體として東京に於ける中堅建設同盟、共和一新黨、大阪の全日本商工黨、名古屋の中産聯盟の成立を見、更にそれ等を打つて一丸とする中小商工黨の發生が喧傳されたが、結局ものにならずに今では

其の存在さへ明確でない。之に反して農民の團結——其の政治的結成は比較的容易であり、従つて其の政治的力も大きい。しかも、昭和五年の農業恐慌爆發以來、昨年の凶作恐慌のあとを受けて、農村の窮迫は加速度的に深まり、遂にそれは貧窮農民の×動化となり、資本家地主、警察署、駐在所の×撃に迄發展しつゝある。この状態を、そして又その偉大な力をファシストが見逃す筈がない。この意味に於て今次の議會請願運動を、前記愛郷塾の農民決死隊とともに、我々は慎重に監視せねばならぬ。即ち、議會請願運動のトップは、新潟、長野、茨城、福島縣を主とする請願書が長野朗氏に依つて議會にもち込まれた事にある。そこには「自治農民協議會」の目醒ましき活躍があつたのであるが、では「自治農民協議會」とは如何なるものか。

昭和五年六月日本村治派同盟と云ふのが創立された。その趣意書の中の發企人を見ると、權藤成郷、××××(愛郷塾頭)、風見章(現代議士——國民同盟員)、長野朗、雨宮菊夫、下中彌三郎氏等の顔觸れが見えて居る。この團體は、其の後何等の具體的運動も示さず自然消滅の形となつてゐる。本年二月に至り、村治同盟創立發起人の一部の顔觸れが集まつて「自治農民協議會」が組織された。そして、長野朗氏を中心に稻村隆一(新潟)、和合恒男(長野)、宮越信一郎(福島)の諸氏に依り、四月以降、私に臨時議會を目指して、「農家負債三ヶ年据置、肥料資金反當一圓補助、滿蒙移住費五千萬圓補助」

の三項をスローガンに請願運動を進めたのだ。

尙、この外長野縣長野、上田、兩市及び九郡の農民救済を陳情せる北信不況對策會、群馬、栃木、山梨、九州等の農民代表陳情團が相次いで上京せる頃、都下の新聞紙上は次の如き標題を初號活字で報道された。

聯隊區司令官を通じて、かつてない重大なる方法で上奏せんと出京代表農民間で協議を進めつゝある。(七・六・六、讀賣)

投書陸軍を動かす——農村疲弊の叫びが愈々深刻化して行く折から管轄ちがひの陸軍省に對し各方面から農村疲弊の状況を訴へる等の投書が頻々と舞ひ込むので係りの將校も取扱ひに悩まされてゐる。陸軍としては全然管轄ちがひながら軍人の八割三分までは農村出身の子弟により編成され、農村とは切つても切れぬ深い關係に置かれてゐる事とて、農村疲弊のため出征兵士や全軍の士氣に萬一少しでも影響するようないことがあつては一大事と首腦部も非常に憂慮し、例の恤兵金による愛國財團の具體化を急ぐと共に更に兵士のため後顧の憂ひなからしめるよう全力をあげてその對策を講ずることとなつた。(七・六・七・東日)

勿論、我々は之等の記事の全部が信頼しうるかどうかは知らない。だが、我々は、請願運動を指導して居るものがファシストであり、しかも、彼等ファシストが農民運動を媒介として軍部と結びつか

んとし、或ひは結びつきつゝある事に對する一つの注目すべき記事として取り上げたのだ。その具體的な運動を、我々は七月十四日「社會運動通信」の次の如き報道に見る。

今度、新潟縣西蒲原郡黒崎村會議員の選舉を契機として、忽然と農本運動が表面化し……「農村の振興は國民の八割を占めてゐる農民の手に依つてなされねばならぬ。その運動の擴大強化を圖るには農村の青年が最前線に立ち、運動の爲には決死的……」のスローガンを掲げ、その中心人物には在郷軍人が加盟して居る。

第六十二議會を中心とする農村救済の請願運動は以上の如くにして行はれた。然しこの請願運動に依つて農民は果して何をえたか。農民自身がハッキリ知つてゐる筈であり、或ひはまた右の『自治農民協議會』の三項のスローガンが、凡そ、窮乏化する農民の要求に如何に縁遠いものであるかに見ても、運動の性質は明かだらう。

(B) 第六十三議會を中心として

六十二議會が終つてからも請願陳情運動は各地で續けられてゐたが、第六十三議會が近づくや復議會請願運動が各地から燎原の火の如くに擴つて來た。殆んど凡ては前の議會と同様ファシストに依つて指導されたものである。

先づ六十二議會で請願運動のトップをなした長野朗氏一派の『自治農民協議會』は、この議會でも

亦、請願運動の口火を切つた。五萬人の農民の署名があると言はれてゐたが、請願の要項は前議會の三ヶ條(本輯一九〇頁)の外になほ、(一)低利資金据置、(二)強制執行法改正、(三)開墾助成、(四)移民助成、(五)俸給令改正の五ヶ條を附加したものである。ところで、この附加された條項にも、先きの三項と同様、土地問題の如き、窮乏化する農民の眞實の要求らしいものは何處にも見出しえない。

更に此の外の地方よりの請願運動のうち、代表的なものは長野縣北信農村救済協議會、山梨縣中巨摩郡東山梨兩郡下十四ヶ町村三百名(日本農民組合系)の農民請願隊、雪害地(北海道・東北六縣北陸四縣、長野縣等)の特殊農村十六萬餘人の請願、其他日本中商工聯盟(日本國家社會黨系)、全國運送業従業員聯盟(非公認の運送店の店主及従業員からなるもの)等々であつた。

こゝでこれらの運動に就いて注意すべきは、本項の最初にも一言しておいたやうに、それが如何にファシストによつて利用されたかといふことだ。請願運動の代表者『自治農民協議會』のスローガンを見るならば思ひ半ばに過ぎるであらう。

四、無産・既成政黨の分解と、ファシシヨ政黨の政策

滿洲事變を契機とする、軍部、既成政黨、無産政黨、國粹諸團體等の急激なるファシシヨ化のうち

で、なかでも無産政黨からの轉向派の出發點は一見花々しく見えた。然しこれらの國家社會主義的陣營の間に於て、その統一の最初に、既に、對立的な情勢にあつたことは、人々の知る如くだ。ところで其の後に於けるこれらの運動は如何に展開されたか。ある人はその見透しについて、とくに「雨上りの水たまり」と評した。現在、この言葉を裏書きしてゐるやうな彼等の情勢は、國家社會主義的團體の今後の行方に對して、たしかに、興味ある問題を與へてゐる。他方民政黨から分離した國民同盟のファツシヨ化傾向も、既成ブルジョア政黨のファツシヨ化過程の一つの分野として注目すべきである。然し、吾々は今これらの問題に立入らないで、こゝには主として彼等が何を問題とし、如何なる政策——特にその經濟政策——を以つて、ブルジョア××××となつてゐるかを見ようと思ふ。

社會ファシストの陣營に於いては——既に知るやうに、「國民日本黨」の名稱で、去る五月二十九日結黨の段取まで漕ぎつけた赤松氏一派と下中氏一派は、當日に至り戦線の不統一（幹部の振當等で不一致）を暴露し、兩派の提携は決裂、其の結果は赤松派の『日本國家社會黨』結黨となり、下中派の『新日本國民同盟』の結成となつた。

『日本國家社會黨』は、黨首は定まらず、赤松氏黨務長に就任し、綱領、主張及び常任中央執行委員を左の如く決定した。

◇綱 領

一、一君萬民の國民精神に基き搾取なき新日本の建設を期す

◇主 張

- 一、我黨は國民運動により金權支配を廢絶し皇道政治の徹底を期す
- 一、我黨は合法的手段により資本主義機構を打破し國家統制經濟の實現により國民生活の保證を期す
- 一、我黨は人種平等資源衡平の原則に基きアジア民族の解放を期す

◇中央執行委員

今村等、山名義鶴、小池四郎、陶山篤太郎、望月源治、馬島個、平野力三、安藝盛、野口榮二、山元龜次郎（外一名）

その後同黨は第六十三議會を前にして、八月中旬『非常時農村對策大綱』なるものを發表した。土地國有を主眼とするものであり、國家社會主義者の政策を見る上に頗る興味あるものなので、次にその大要を掲げておかう。

農村對策大綱

一、小作地國有——全國耕作地面積田畑合計約六百萬町歩の中、田、約三百二十萬町歩、畑、約二百八十萬町歩、田の自作地、約百五十萬町歩、田の小作地、約百七十萬町歩、右の中、小作地百七十萬町歩を國有化せんとするものである。その方法は土地公債發行の方法により段當り二百圓とす。公債發行總額、三十四億圓、

利子年三分、一億二百萬圓、租税を玄米にて納入せしむ。一反歩の現在の小作料(平均一石二升)の約半額即ち反當り平均五斗とすれば、八百五十萬石が政府の收入となる。この金額、米一石二十五圓とすれば、約二億一千二百萬圓、公債利子一億二百萬圓を差引いたる殘額一億一千萬圓が租税の形體として國庫の收入となる。(米價二十五圓と見たのは率勢米價二十二圓八十五錢を大體の基準とし、且米價を引合ふ様に維持する事として)

以上の結果は農村に於ける搾取階級たる地主の消滅となると共に、小作料半減による八百五十萬石即ち二億一千萬圓が實際耕作者たる小作人の收得となる。地主對小作人の關係は消滅し全國の小作人が政府の土地を耕作する結果、實質的に耕作權は確立される。(圈點——引用者)

右案によつて政府の手に八百五十萬石の米が納入され、従つて米穀國家管理を行ふに至便である。

二、重要農産物の國家管理——(イ)米穀の管理(二)政府は生産費を基準として毎年米價を決定すべし。米價決定委員會の構成は官民合同の權威あるものたるを要す。(三)略。(ロ)繭絲價の安定調節、(ニ)原蠶種の統制

(二)生絲輸出の統制——政府は計畫的統制の下に一大生絲輸出販賣機關を創設し、輸出販賣に當らしむべし。

(三)政府は絹織物の國營工場を創立し輸北向絹織物の精製品を製造す。

三、農業資金の融通

四、肥料の國家管理

五、税制の根本的改革——(一)農家税金の半減——從來商工業に比較して利益なき農業に對して過重に課したる税制を根本的に改革すべし。(二)略。

六、農家負債の整理——(一)以上の諸政策遂行までは負債追及に對して政府は適當の緩和機關を設置すべし。

(二)政策斷行後は各負債の内容に應じて其利子長期の年賦償還を以つて負債整理を斷行すべし。

果して、これで農民が救はれるか。今一々詳細にはふれえないが、例へば小作地の國有によつて「農村における搾取階級たる地主の消滅となる」等の如き、或ひは重要農産物の國家管理、其他の如き現在における國有の意義を知らば、凡て明かだらう。「階級なき國家」とはファシストの一の常套政策であるが、かくして、こゝでもブルジョア××の本質は巧妙に蔽はれてゐる。

又、下中派も前記「日本國家社會黨」の結成同日、結黨までの暫定的團體として「新日本國民同盟」の結盟式を擧げると同時に、「國民日本黨」結黨の失敗の経緯に付き左の如き聲明書を發した。

祖國日本は今文字通りに未曾有の非常時局に當面してゐる。この非常時難を打開して國運民命を輝ける明日にまで導くべく我等は同志と共に日本國民社會黨準備會を形成し更に社會民衆黨並に全國勞農大衆黨退派の諸勢力を糾合して純乎たる國民日本黨の結成に努力し來つたのであるが、不幸にしてこれ等社會民主主義の轉向派がその心事においても其思想においても依然として從來のエセ無産黨的舊態を脱し得ざるの事實を發見しこれ等の諸勢力と提携することの無意義を痛感したるを以てこの種エセ無産黨的諸勢力を基調として新黨を組織するの意圖を全く斷念し、ここに「新日本國民同盟」を結集して廣く天下の同憂の士と共にこの非常時の國運を負擔せんとするものである。

次いで同々盟も亦、八月中旬、書記局原案として、「建設大綱」の名の下にその政策を發表した。それは、先づ冒頭に

「本大綱はすべて帝國憲法第一條「大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す」の根本大則に基き之を定む」

としてその根本的立場を明かにして居り、十章に亙る長文のものである。

即ち次の十章から成つてゐる。

第一國政、第二産業、第三地方産業自治と國家統制、第四金融及保險の國家統制、第五國家及自治團體の財政、第六醫療出產葬儀其他、第七教育、第八總合的國立科學研究機關、第九國民體質の改造、第十大亞細亞の建立、以上。

内容の各具體的な項目は、我が國の社會ファシストの政策に似つかはしく仰々しいものであるが、それらが何を意味するかについて、今、詳細なる批判の餘地もない。ただこゝにはその經濟政策の主要なるもの、即ち右の第二についてその要項を摘記し、彼等の獨想的(?)計畫を窺ふこととする。

第二、産業

一、天然資源の國有——(イ)下記の天然資源は、すべて之を國有とす——耕地、宅地、林野、鑛山、水利、漁場。(ロ)以上資源の買収は、總評價額に對し、毎年百分の二づつを支拂ひ五十ヶ年賦とす。その評價は過去十ヶ年間の徵收租税平均額を基準とし算出公定とす。(ハ)耕地は、耕作能力に應じ國家之を貸出しその使用料として地租を課す(下略)。(ニ)宅地は一定限度を定めて無料貸出す。限度を越ゆるもの、使用料は資源局之を公定す。(ホ)大森林は國營とし、その他の林野は、自治的に村經營とし、國家之を管理す(下略) 二、

重要農産物の國家統制(下記の重要農産物に對しては國家管理を行ふ——米、麥、蠶繭蠶絲等)。三、重要食料品の國家統制(製糖、製粉、水産業等、醬油、鹽製造、酒、ビール其他の飲料の國營或ひは專賣等) 四、重要生産の國家統制。五、交通運輸並貯藏機關の國家統制、六、輸出入貿易の國家統制、——以上の各項目について、資源の買収方法、或ひは經營方法等について夫々簡単に具體的方法を示してゐる。

なほ同々盟では其後下中委員長は辭任し、既に統制に間隙が出来てゐる有様である。

次に松谷代議士を中心とする「新日本建設同盟」がある。同氏は社會大衆の成立と同時に顧問に推されたが、同黨の「帝國主義戰爭反對」に對し異論を有ち、遂に八月一日聲明書を發して、社會大衆黨を脱退した。其後自己を中心に、新日本建設研究會から新日本建設同盟へと組織を發展せしめ、十月十六日、同々盟の結成大會に更るべき第一回擴大委員を開催し、運動方針、綱領、主張、政策等を決定した。

△綱 領

一、我等は搾取なき國家の建設を期す

△主 張

一、國家統制經濟の確立、一、議會政治の徹底的改革、一、日滿經濟プロツクの確立、一、一君統治の東洋國建設、一、國家主義勞農組合の創設

△役 員

第九節 ファツシヨ運動の動き

會長 松谷與二郎、常任理事 高原淺一(外四名) 理事 小松原光太郎(外四名)

かくの如く無産政黨より轉向者のファツシヨ化は相次いで行はれたが、此の他労働組合、農民組合等からの脱退分裂も相次いで起り、無産政黨は動搖沈滞の裡におかれた。これより先き、かゝる情勢と他方××との間に挾撃された社會民衆黨と勞農大衆黨は、豫定の通り合同して七月二十四日「社會大衆黨」を生れさせた。而してその具體的な政策は建設大綱に見る如くであり、こゝにも「國家による統制」が強く現はされてゐるのは注意すべきだ。

綱 領

- 一、我黨は労働者、農民、一般勤勞者大衆の生活擁護のために戦ふ
- 一、我黨は資本主義を打破し無産階級の解放を期す

建設 大綱

- 一、重要産業並に金融機關の國有管理、労働者生産自治、生産者の生活を確保する労働制度の建設、社會保險の完成。
- 二、土地の國有、耕作權を確保する土地制度の建設、農業經營の自主的共同組合化、農業生産の機械化、重要農産物の國家統制。
- 三、經濟議會の建設、公費労働教育制の建設、住宅並に醫療機關の公營。

- 四、工業、農業の融合、都市、農村の均衡化。
- 五、世界民族の平等、世界平和の建設。

◇本部新委員

中央執行委員長 安部磯雄、書記長 麻生久、主任會計 三輪壽壯、中央執行委員 田所輝明外百六名、全國委員 百九十八名、顧問 高野岩三郎、松谷與二郎、杉山元治郎、山崎今朝彌、濱田國太郎、鈴木文治、吉野作造、馬場恒吾、今井嘉幸

最後に、民政黨から脱黨した國民同盟について一言しよう。即ち昨年末、協力内閣運動で失敗し、民政黨を脱黨した安達謙藏氏の一派は、六月廿一日新黨結成の聲明書を發表して、「興廢の危機に立つて居る大日本帝國に對し」、「到底情弊纏綿綿朋黨比周せる無氣力なる既成政黨が手を下し得るものでない」と云ひ、更に強力政黨を結成して行はんとする政策を次の如く云つて居る。

- 一、世界無比の國體に基き一君萬民の大義に則る立憲政治の運用
- 二、滿蒙問題の急速なる解決を中心とする根本國策の確立
- 三、國力の増進を経とし、社會政策を緯とせる統制經濟政策の確立
- 四、農村及び都市の窮乏切迫大衆生活の不安に關する應急對策
- 五、教育の徹底的實際化

其後この國策研究俱樂部は結黨の準備を進めてゐたが、立黨後の黨名を「國民同盟」と名づけることとし、更に六十二議會終了後(九月十二日)總會を開き宣言政綱を可決した。ファツシヨ化傾向の一勢力

としてのこの同盟が如何なる政策を標榜してゐるかは前記の數項で知りうると思ふが、總會で可決された政策要項は次の如き内容のものである。

- 一、選舉制度の改革を根幹とする政界の革新
- 二、司法省の確立
- 三、重要産業及金融の國家統制
- 四、低金利の實現
- 五、米穀の管理、肥料、蠶種及生絲輸出の統制
- 六、負債の整理
- 七、日滿プロツク經濟の創建
- 八、教育制度の改善
- 九、社會保險省の設立
- 十、税制の改革
- 十一、朝鮮臺灣の統治政策の確立
- 十二、軍備と外交との一元化

これらのうち、産業の國家統制を明確ならしめてゐる第三項の内容は左の如くである。

- 三、重要産業及金融の國家統制(統制經濟本部を置く)今日の經濟危機を救ふ唯一の途は重要産業及金融の國家統制あるのみ。しかして重要産業及金融の中には電氣、瓦斯、石炭、鑛油、纖維工業、鐵、化學工業、交通、運輸、貿易、銀行、保險、信託等を數ふ。なほ外國爲替の國家管理を行ふ、以上國家統制の中心機關として統制經濟本部を置く。實行の第一著手として(イ)保險の國營(ロ)統制銀行の設立を斷行す。

かくの如く轉向派其他のファツシヨ化乃至ファツシヨ化傾向は進行して來た。然し轉向派について云へば、最近の不振は先きにも一言した如くであるが、今後とも我が國の如き情勢の下では、これら社會ファシスト・グループの發展は多く約束しえられないだらう。それかあらぬか、日本國家社會黨の如きは、最近特にその右翼的傾向に國家主義的傾向を濃厚にして、現在の國家權力と更に一段と緊密な關係を結ばんとしてゐるものゝ如くである。

『赤松克麿氏等の日本國家社會黨は國家社會主義を指導精神としてゐるが、その實行においては國家主義の生産黨及神武會と殆んど軌を一にしてゐるので、三者聯合のクラブ結成の實現が具體比されて來てゐるが、國家社會黨では更に右翼的轉向を徹底せしむべきとの議が有力化し、首脳部會議の結果、従来の無産階級解散運動としての階級闘争主義を完全に放棄して、明確なる國民運動の形態をとることに意見の一致を見た云々』(東朝セ・一〇・三三)

五、警察力の強化

社會ファシストの動向右の如くであるが、重要な問題は、これらファシストを一つの地帯として、國家權力は益々××と××に訴へて來てゐるといふことである。こゝに最近における警察力の強化について一、二の例を見る。

七月二十二日付の東日紙には『テロに備へ「半武装隊」大都市へ常置の計畫』と云ふ標題の下に次の如き記事が見えて居る。

最近左右兩派の合法的團體は直接行動に出て、或ひは直接行動を究極の目的とする血盟團出現等の事實に徴し、これが取締の衝に當る警察官憲の警備方法にも特別の考慮を拂ふ必要を生じたので、斯る事故を惹起する恐れのある東京、大阪、京都、神奈川、兵庫、愛知、福岡等の大都市警察部に直屬する特別警察隊、いはゆる警察屯所を一隊または數隊(一隊は五十名乃至百名)常備せしめ、主として獨身の壯者を集め、これに拳銃射撃

の練習をなさしめ半武装の特別訓練をなし、一朝事故ある場合には直ちに事故發生場所に急派して警備せしめ平常はその集團の形成をみださない程度で管下の特別警察勤務に服さしめるものである。

ファツシヨ——白色テロ——は、犬養内閣の時右翼紳士録を作成せしめたが、齋藤舉國一致内閣に至り大都市の警官——獨身の壯者に拳銃を持たしめ武装せしめた。だが、我々は注意せねばならぬ。齋藤内閣の下に於ける斯様な武装警官の拳銃は、果して、軍事ファシストにのみ向けられるだけであらうか。都市の×××の飢餓が×××にまで發展する時、軍事ファツシヨ對策として標榜される此の武×隊は、忽ち議會ファツシヨを守る決死隊の役割をつとめるであらう。

農村に於てはどうか——飢餓に瀕せる農民に對して「自力更生」を強要するのは全くパンの代りに石を與へるものに他ならなく、それは農民の飢餓行進——暴動化に拍車を加へるものであるが、議會ファツシヨは既に之に對しても準備と警戒を怠らなかつた。

農村の窮乏打開の運動は……凡そ動機の如何を問はず、非合法的手段に轉向し所期の目的を遂行せんとするものに對しては、公安を維持するため斷乎としてこれを彈壓せしめることに決定し云々。(六月七日東日)

が、危機はたしかにある。勞働者農民の××化——そこに又ファシストの機を窺ふ基礎がある。戒嚴令は、ファシストの×××には缺く可からざるものだから、當時の新聞は次の如く報じてゐる。

所謂「ファツシヨ日本の中心部隊」として豫備陸軍大將田中國重氏を總帥に、荒木陸相を初め陸軍の首脳部中

堅將校を網羅する「明倫會」なる團體が出現した。かくて、國難非常時匡救のため約三百萬の在郷軍人會を地盤として「既成政黨打倒」をスローガンに全國的な愛國運動が捲き起され、政界は勿論のこと勞農組合運動に強いシヨックを投げかけてゐる。(七・七・三〇、毎夕新聞)

何れにせよ、軍事ファシヨの進出は最近頗る顯著なるものがある。一體彼等は何をやらうとしてゐるのであらうか。六月十日の東日——

陸軍の街頭進出、滿洲事變で輿論の力の偉大なることを知つた陸軍省では、これまで閉ぢこもつてゐたカーキ色の城廓から街頭へをどり出して民衆の接觸に力をつくせとの意見が各部内から猛然と叫ばれて來た。

その第一歩として純眞な青少年少女へ呼びかけ、汚れない童心に愛國心を吹きこむこととなつた。その方法として陸軍ではAKと提携して去る一日から戰場美談や新兵器の話等を中心に子供ニュースの放送を開始してゐる。更に街頭へ一步進めて子供ファンの多い紙芝居とか「お話し會」活動寫眞子供パンフレット等の發行について計畫をすゝめてゐる。紙芝居は陸軍から愛國美談や勇壯な物語りを供給しラヂオや本の買へない貧しい兒童に對しても知らずくの間紙芝居で愛國心を養ふことにする計畫で……この結果近く裏街の紙芝居にも肉弾三勇士や空閑大隊長の悲壯な奮戦振りが展開するわけに陸軍首脳部もその將來を非常に期待してゐる。

更に在郷警察團の組織が計畫されてをり、實現すればその數十五萬人に上る見込みである。

『最近における左右兩翼の活動は全國警察官の事務を繁忙化せしめ、危険なる事態の頻發する傾向があるので、警戒手薄き各地方に於ては之等警察事務を外部から援助し、一朝有事の場合は即座に動員し得る所謂在郷警察團を組織すべしとの議が俄に擡頭して來た。内務省も右意見に對しては現下の社會事情に鑑み頗る乗り氣で特

別の支障なき限り是非共實現させたいと云つてゐる』(七・一〇・二八、社會運動通信)

六、第二次陰謀事件

八月中旬、今牧博士を中心とする首相暗殺陰謀事件暴露されたが、いままた最近、五・一五事件につづく所謂第二の陰謀事件が明かにされた。即ち、去る十一月五日拂曉、警視廳が天行會及び獨立青年社に入手を斷行し、天行會會長×××氏及其の連累者を檢擧或ひは起訴收容した結果、戰慄すべき陰謀計畫が発見されたといふのであり、事件の内容については各新聞紙にも大々的に報導された。

『獨立青年社々員、天行會員等右翼急進分子によつて畫策された帝都暗黒化、並びに財界巨頭暗殺といふ驚愕すべき大陰謀は、五日の警視廳特高課の疾風迅雷的な大檢擧によつて危く事なきをえたが、……取調べの結果により、漸次その恐怖すべき陰謀の全貌が明かになつた。即ち兒玉譽志夫を盟主とする獨立青年社員及び天行會員紅田等によつて大陰謀が畫策さるゝに至つたのは×××事件の刺戟によるもので、……七月下旬のころからはじまつた。以來盟主兒玉が中心となりピストル、爆彈の入手その他著々と計畫を進めてゐたのであつたが、岡田はすでに血書の斬奸状を用意し、關西における大演習を機として同地において高官暗殺の陰謀を決行すべき手筈を定めてゐたもので、

危機一髪の場合であつた。岡田の兇行決行と共に一味の手によつて帝都暗黒化と更に某々名士邸襲撃等が計畫されてゐた。獨立青年社本部には常に多數の右翼關係の者が出入してゐたので、當局ではかれ等一味の背後には必ず有力な黒幕の人物が潜在し、ピストル、爆彈等の武器を提供したものと見込をつけ武器の出所と共に背後の人物の追究を續けてゐる』(七・一・七、東日)

『……檢擧された×××盟主×××氏の取調べを行つたところ、遂に××氏も×××に關する自己の立場を一切自供した。即ち××氏は、同事件に當つては紫山塾頭×××××氏と共に最高首腦部の位置にあり、ピストル六挺の提供をなし、その他計畫の中心となつて畫策をめぐらしたといふ罪狀が明白となつたので……市ヶ谷刑務所に收容することゝなつた』(同上)

『背後の有力な人物』は、吾々の知る所ではないが、フアツシヨ的テロリズムの實行計畫だけは明白である。そして××との關係も、いまこゝでは明かにし得ない。然し、それにしても、五・一五事件を中心にこの種の運動が、かくも相次いで起ることは、現在の政府、従つて又その政策に不満を有し、より強力なる××的權力の出現を期してゐることを意味する。いま、これらの運動の成功の可能、不可能は暫く別として、今後において益々××××××××國家權力の推移に對しては、充分の注意が拂はれねばならぬ。

第十節 第六十三議會の成果

齋藤舉國一致内閣の初の議會たる第六十二議會（第二次臨時議會）に於て、『時局匡救決議案』なるものが貴衆兩院を満場一致通過した。其決議に基き農漁山村及中小商工業者救済の爲召集されたのが時局匡救議會（第六十三議會—第三次臨時議會）である。

當議會は、八月二十二日召集せられ、會期八日間を以て卅一日閉院式執行の豫定だつた。だが、議會の中途に於て『米穀法改正案』中の『率勢米價』の問題で政府と政友會が正面衝突するに及び問題は兩院協議會に移され、會期は三回に亘つて延長された。

即ち、八月二十九日には九月二日まで會期三日間の延長が公布された。次いで九月二日には三日まで更に延長され、三日になるや四日まで三度目の延長が行はれ、五日漸やく閉院式が舉行された。

該議會では、後述の如く時局匡救のため豫算案と共に諸法律案が可決せられ、また八月二十四日には首相、外相が其の演説に於て滿洲國承認問題に對し、卒直に大膽に承認の意志を表明した。

この第六十三議會に關しては、既に第九輯第三部第十一節、同第二部第三節、及び本輯第二部並第

三部第五節、第六節等に於いても觸れてゐるし、また前輯に漏れた重要二法案は本輯附録に添附したからこゝにはその成果を箇條書的に摘録するに止める。

豫算案四件（全部兩院通過）

- (一) 昭和七年度歳入歳出總豫算追加案
- (二) 昭和七年度特別會計歳入歳出豫算追加案
- (一) 豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件
- (第一號) (一) 豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件(第二條)

政府提出法律案十四件

- A 兩院通過六件
 - (一) 不動産融資及び損失補償法案
 - (二) 産業組合中央金庫法中改正法律案
 - (一) 昭和七年法律第六號中改正法律案
 - (一) 昭和七年度一般會計歳出の財源に充つるため公債發行に關する件
 - (一) 商業組合法案
 - (一) 市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法案
- B 衆議院委員會に於いて否決となりたるもの一件
 - (一) 米穀應急施設法案
- C 衆議院にて修正し貴族院を通過せるもの三件
 - (一) 産業組合法中改正法律案

第十節 第六十三議會の成果

本日經濟年報

◎第八輯 (昭和七年第一四半期) 三四頁 定價金一圓 (送料六錢)

戦争は戦時經濟を組織する。生産、貿易、金融、財政等の諸局面は茲に如何なる變化を遂げ、工場と労働は如何に再組織せらるるか? 第八輯に見よ!

第一部 國家總動員計畫

序 計畫は實行に稅される

第一節 國家總動員計畫の意義

第二節 國家總動員の方

第三節 我國軍需工業動員法

第二部 恐慌下の婦人労働と當面の重要性

第一節 婦人労働當面の重要性

第二節 婦人労働者の比重及びその變化

第三節 婦人労働者労働條件と合理化の實績

第四節 婦人労働者の組織と争議

第三部 我國銀行組織の解剖

序 馬場勳銀總裁は語る

第一節 銀行業に於ける合理化と資本の集中

第二節 銀行業の一般的位置

第三節 地方銀行の特殊性

第四節 最近金融の位置

第五節 當面の金融政策

第四部 日本經濟各部面の分析

第一節 世界經濟の動向

第二節 日本經濟の諸相

第三節 外國貿易内容激變

第四節 金融及資本市場

第五節 重要産業の状況

第六節 北洋漁業合同と労働者の状態

第七節 日ソの對立

附録

一、歐洲大戰時國家總動員計畫參考表

二、全國普通銀行地方別主要勘定通銀行地方別明細表

三、重要統計表

四、第七年第一四半期日誌

五、第七輯索引

六、第七輯總目次

東京市日本橋區 東洋經濟新報社 振替口座 東京 八五六一

第三部 各經濟部面の分析と見透

- (一) 製絲業法案
- (二) 商品券取締法案
- D 衆議院にて修正し更に貴族院で修正のうへ兩院を通過せるもの一件
- (二) 金銭債務臨時調停法案
- E 衆議院において修正し更に貴族院で修正の上兩院協議會にて成案を得て成立を見たもの一件
- (二) 米穀法中改正法律案
- F 衆議院に於て修正し更に貴族院で修正の上兩院協議會にて意見不一致のため不成立となつたもの一件
- (二) 農村負債整理組合法案
- G 貴族院にて修正衆議院に回付付帯決議のうへ可決兩院を通過せるもの一件
- (二) 福災救助基金法中改正法律案
- H 議員提出法律案で全院を通過せるもの一件
- (二) 道路法中特例に關する法律案(牧野賤男(政友)外七名提出)

日本經濟年報

●第九輯 (昭和七年第二四半期) 四〇〇頁 定價金一圓 (送料六錢)
 インフレーション景氣の爆發、經濟の強行的再編成の激化、日本經濟は今や急激なる轉換のスタートを切つた。其要因、その動向、第九輯の分析に讀め!

第一部	ソヴェト聯邦の經濟的發展と日ソの對立	第六節	の内容と最近業績
第一節	日本の極東政策	第七節	官公營事業と労働
第二節	日ソの經濟的・政治的諸關係と諸對立	第七節	政治不安と日本
第三節	ソヴェト聯邦の經濟的發展と恐露病	第一節	内地に於ける農業恐慌の新局面
第四節	世界的反ソ戰線と日本	第二節	農村モラトリアム運動の意義
第二部	我國官公營事業の概観	第三節	恐慌對策の主要方向
第一節	官公營事業の定義と種類	第四節	鮮溚及び滿洲に於ける農村恐慌
第二節	官公營事業の發達	第四部	日本經濟の各部
第三節	官公營事業の内	第一節	世界經濟の動向
第四節	官公營事業と財	第二節	日本經濟の一般
第五節	主要官公營事業	第三節	重要産業の狀況
		第四節	爲替暴落と外國貿易
第五節		第五節	戰時財政の構成
		第六節	インフレーションの準備と金融及爲替
		第七節	労働者階級の狀況
		第八節	婦人労働者の狀況
		第九節	植民地に於ける婦人労働
		第十節	滿洲國の諸問題
		第十一節	第六十二議會より第六十三議會へ

東京市本區 橋本三ノ二 東洋經濟新報社 振興會 東京一五八

(附 錄)

不動産融資及損失補償法

(昭和七年九月五日) 法律第二十四號

第一條、日本勸業銀行、農工銀行又は北海道拓殖銀行(以下融資銀行と稱す)は銀行より左の方法に依る不動産資金融通の請求ありたる場合に於て金融の疏通を圖る爲必要ありと認むるときは大藏大臣の定むる所に依り當該銀行又は其の債務者に對し資金の融通を爲すことを得

一、當該銀行の不動産又は不動産抵當附債權(抵當證券を含む)を擔保とする貸付

二、當該銀行に對する不動産を抵當とする債務の辨濟の爲に當該不動産を抵當とする貸付

第二條、融資銀行が前條の規定に依る融通を爲すは本法施行の日より三年とし其の融通の期限は本法

施行の日より十五年を超ゆることを得ず

第三條、融資銀行が第一條の規定に依る融通を爲す場合に於ける貸付金額は日本勸業銀行法第十八條及三十一條の二第二項中第十八條を準用したる規定又は農工銀行法第十條及第七條の三第二項中第十條を準用したる規定に拘らず其の擔保たる不動産又は其の擔保たる債權に附隨する抵當權の目的たる不動産に付鑑定したる價格以内とす

第四條、日本勸業銀行法第十四條第三項及第十四條の二の規定、同法第十四條第二項及第三十一條の二第一項の規定中貸付年限及償還方法に關するもの、農工銀行法第六條の二及第七條の規定、同法第六條第二號及第七條の三第一項の規定中貸付金額貸付年限及償還方法に關するもの並に北海道拓殖銀行法第七條第一項第二號及第七條の二規定中貸付年限及償還方法に關するものは第一條の規定に依る融通には之を適用せず融資銀行が第一條の規定に依る融通以外の融通を爲す場合に於て第一

條の規定に依る融通の額は日本勸業銀行法又は農工銀行法に規定する貸付金額の計算上之を算入せず

第五條、融資銀行は第一條の規定に依る融通を爲す爲必要あるときは日本勸業銀行法第三十四條第一項、農工銀行法第二十六條第一項又は北海道拓殖銀行法第十二條第一項の制限に拘らず債券を發行することを得

融資銀行が第一條の規定に依る融資以外の融通を爲す爲債券を發行する場合に於て第一條の規定に依る融通を爲す爲發行する債券の額は日本勸業銀行法、農工銀行法又は北海道拓殖銀行法に規定する債券發行の制限の計算上之を算入せず

第六條、政府は第一條の規定に依る融通を爲したるに因りて融資銀行が損失を受けたるときは融資銀行に對し一億圓を限り其の損失を補償するの契約を爲すことを得
前項の損失を決定する基準は大藏大臣之を定む

第七條、第一項の規定に依る融通を爲したるに因りて融資銀行の受けたる損失及其の額は不動産融資損失審査會之を決定す不動産融資損失審査會の組織及權限は勅令を以て之を定む

第八條、第六條第一項の契約に基き政府が融資銀行に對して支拂ふべき損失補償金は國債證券を以て之を交付することを得

第九條、政府は前條の規定に依り交付する爲必要な額を限度とし公債を發行することを得

第十條、本法に依り交付する國債證券の交付價格は時價を參酌して大藏大臣之を定む

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

本法施行前大藏省預金部の引受に係る債券資金を以て融資銀行の爲したる資金の融通にして第一條の規定に依る融通に相當するものは之を第一條の規定に依る融通と看做す

産業組合中央金庫特別融通及損失補償法

別 融 通 及 損 失 補 償 法

(昭和七年九月六日)
法律第三十二號

第一條、産業組合中央金庫は所屬信用組合聯合會又は所屬信用組合に對し其固定せる債權を資金化して金融の疏通を圖る爲必要ありと認むるとき主務大臣の定むる所に依り特別融通を爲すことを得

第二條、産業組合中央金庫が前條の規定に依る特別融通を爲すは本法施行の日より三年とし其の融通の期限は本法施行の日より十五年を越ゆることを得ず

第三條、産業組合中央金庫法第十四條に規定する第十三條第一號の規定中貸付年限及償還法に關するもの竝に同法第十四條に規定する第十三條第二號但書の規定は第一條の規定に依る特別融通には之を適用せず
産業組合中央金庫が第一條の規定に依る特別融通

以外の融通を爲す場合に於て第一條の規定に依る特別融通の額及之を爲す爲發行する産業債券の額は産業組合中央金庫法第十三條第二號但書の制限の計算上之を算入せず

第四條、産業組合中央金庫は第一條の規定に依る特別融通を爲す爲必要あるときは産業組合中央金庫法第一項の制限に拘らず産業債券を發行することを得産業組合中央金庫が第一條の規定に依る特別融通以外の融通を爲す爲産業債券を發行する場合に於て第一條の規定に依る特別融通を爲す爲發行する産業債券の額は産業組合中央金庫法第十七條第一項の制限の計算上之を算入せず

第五條、政府は第一條の規定に依る特別融通を爲したるに因りて産業組合中央金庫が損失を受けたるときは之に對し三千萬圓を限り其の損失を補償するの契約を爲すことを得

前項の損失を決定する基準は主務大臣大藏大臣に協議して之を定む

第六條、第一條の規定に依る特別融通を爲したるに因りて産業組合中央金庫の受けたる損失及其の額は産業組合中央金庫特別融通損失審査會之を決定す産業組合中央金庫特別融通損失審査會の組織及權限は勅令を以て之を定む

第七條、第五條第一項の契約に基き政府が産業組合中央金庫に對して支拂ふべき損失補償金は國債證券を以て之を交付することを得

第八條、政府は前條の規定に依り交付する爲必要たる額を限度とし公債を發行することを得

第九條、本法に依り交付する國債證券の交付價格は時價を參酌して大藏大臣之を定む

第十條、本法中主務大臣とあるは農林大臣及大藏大臣とす

附 則
本法施行の期日は勅令を以て之を定む

昭和七年度以降國債償還資金の繰入一部停止に關する法律

(昭和七年六月十七日法律第八號)

昭和七年度以降當分の内國債整理基金特別會計法第二條の規定に依り繰入るべき元金償還資金は前年度首に於ける國債總額の萬分の百十六に相當する金額の三分の一以上とし同法第二條の二の規定に依る元金償還資金の繰入は之を爲さざることを得
前項の規定に依り國債償還資金の繰入一部停止を爲したる年度に於いては震災手形善後處理法第八條但書の規定に依り繰入を要せざる金額は同法に依り發行したる公債の前年度首に於ける未償還額の萬分の百十六に相當する金額の三分の一とす

附 則
本法は昭和七年度より之を施行す

重要統計表目次

日本銀行營業週報	一六頁
全國銀行預金貸出現高	一七
全國銀行有價證券預け金及現金在高	一八
全國交換所組合及代理交換銀行勘定	一八
大藏省預金部資金及運用表	一九
手形交換高及不渡手形高表	二〇
銀行券流通高	二〇
日本銀行兌換券發行高及貸出高	二〇
東京及大阪市中金利表	二〇
爲替相場及銀塊	二〇
本邦爲替相場表	二二
東京市場爲替	二二
銀塊相場	二二
紐育市場爲替相場表	二三
倫敦爲替相場	二三
海外市場	二三
各國株價指數	二三
英米市場金利及株式相場	二三

米國聯邦準備銀行主要勘定表	二四頁
英蘭銀行主要勘定表	二四
佛蘭西銀行主要勘定表	二四
和蘭銀行主要勘定表	二四
獨逸ライヒスバンク主要勘定表	二四
伊太利銀行主要勘定表	二四
金移動及其他	二四
各國金準備額調	二五
英、米、獨金移動調	二五
各國中央銀行割引歩合	二六
物價及株價	二六
日英米支物價比較	二六
東京卸賣物價指數	二六
東京小賣物價指數	二七
朝鮮臺灣物價指數	二七
東京株價指數	二八
米國卸賣物價指數類別表	二八
英國卸賣物價指數及英國金物價指數	二八

(一)	上海卸賣物價指數	元
(二)	主要國卸賣物價指數表	元
(三)	各種商品相場表	元
買		
(四)	帝國外國貿易月報	三
(五)	本邦金銀輸出入表	三
(六)	對支貿易月別概算表	三
(七)	各國貿易月別調	三
(八)	米國貿易月表	三
(九)	英國貿易月表	三
(十)	鐵輸入高	三
生		
(十一)	鐵鋼生產高	三
(十二)	重要鐵產額	三
(十三)	米國生產指數	三
(十四)	本邦專業活動指數	三
(十五)	各國生產指數	三
運 輸 及 倉 庫		
(十六)	國有鐵道運輸成績表	三
(十七)	鐵道貨物發送噸數調	三
(十八)	全國營業倉庫總在荷及在荷重要品別表	三

勞 働 及 賃 銀		
(一)	勞働人員及賃銀統計	元
(二)	工場職工異動調	元
(三)	礦山勞働者異動狀況	元
(四)	解雇職工歸趨調	元
(五)	職工一日平均賃銀諸手當賞與表	元
(六)	職業紹介月報	元
(七)	職工作業時間、休憩時間及作業日數表	元
爭 議 及 失 業		
(八)	勞働爭議發生統計	元
(九)	小作爭議發生統計	元
(十)	各國失業狀況表	元
(十一)	失業狀況推定概要	元

(1) 日 本 銀 行 監 業 週 報

(一般預金には昭和五年七月以後假受金を含まず。)

年月日	發行兌換銀行券	政府預金	內政府常庫預金	一般預金	現及地金	內金貨及地金	割引手形	貸付金	外國爲替貸付金	所有公債	代理店勘定
6.12.26	1,285,954	290,405	125,404	111,463	521,697	469,545	905,456	39,720	86,695	218,096	134,827
7.1.30	1,186,966	349,093	101,358	57,890	481,152	430,554	844,087	32,175	103,002	142,843	203,959
2.27	1,094,318	366,836	108,574	62,646	484,514	430,562	768,580	33,273	113,663	110,133	216,619
3.26	1,058,238	434,358	163,975	68,631	487,753	429,563	760,660	33,324	102,666	117,692	225,587
4.30	1,127,707	373,897	103,386	70,415	492,767	429,065	773,794	31,508	104,908	116,835	198,115
5.28	1,017,062	408,327	127,060	82,882	495,834	429,066	714,121	31,123	36,386	117,065	200,016
6.25	1,041,998	365,762	76,300	90,684	499,710	429,067	673,258	30,582	35,565	135,333	208,464
7.2	1,066,634	354,176	67,859	76,116	499,905	429,067	723,290	30,064	69,327	117,533	194,795
9	984,391	358,872	71,886	103,300	500,234	429,067	691,052	30,128	29,988	117,533	202,593
16	955,498	359,010	77,565	113,502	500,516	429,067	688,928	30,958	29,988	117,533	205,969
23	977,636	352,913	74,970	110,761	500,294	429,067	685,715	30,368	29,752	117,535	206,371
30	1,057,482	346,939	61,327	63,196	500,267	429,067	692,303	31,534	59,632	117,535	203,113
8.6	970,303	419,924	133,738	49,274	498,700	429,067	685,724	31,179	42,433	117,536	205,613
13	984,166	424,548	138,998	51,869	497,834	429,067	690,668	30,697	45,820	117,539	206,945
20	951,642	411,957	126,337	86,389	497,691	429,067	679,047	30,084	46,751	117,539	225,116
27	1,006,651	363,109	78,295	96,467	496,983	429,067	683,525	30,585	62,773	117,558	223,706
9.3	1,009,799	351,452	69,484	99,050	496,864	429,068	684,085	30,096	39,258	117,558	215,643
10	935,984	349,382	66,474	149,153	496,756	429,068	676,923	30,193	29,988	117,558	214,554
17	913,524	347,648	68,644	172,320	497,320	429,068	672,027	30,633	29,909	117,558	211,204
24	979,086	323,186	40,803	145,779	497,065	429,068	670,967	30,054	29,909	117,558	218,745
10.1	1,070,946	314,461	83,217	74,867	496,732	429,068	683,152	30,887	51,339	167,562	154,578
8	1,008,630	305,514	68,070	133,410	495,975	429,068	674,136	30,803	31,048	167,562	162,448
15	1,011,829	324,556	75,857	166,083	495,774	429,068	668,283	30,166	29,978	217,562	173,167
22	1,025,607	297,756	47,855	190,258	494,989	429,068	666,034	30,334	29,978	217,562	179,810
29	1,130,403	308,453	70,649	112,967	493,961	429,068	671,605	30,466	45,486	267,562	155,368

(2) 全国銀行預金貸出現在高 (大数単位) (単位千圓)

年月末	平										貸出	コーン
	預金					貸						
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	合計 (其他共)	當座貸付	手形貸付	當座貸越	割引手形	合計		
6. 12	961,015	1,654,630	465,933	4,821,233	8,174,255	1,082,443	4,077,509	840,385	548,958	6,549,295	155,652	
7. 4	796,969	1,499,519	419,218	4,584,484	7,581,557	1,104,607	3,905,848	848,388	528,714	6,387,557	195,547	
5. 6	812,465	1,506,944	415,673	4,604,071	7,622,020	1,053,336	3,946,223	833,503	529,741	6,362,853	258,683	
6. 6	901,063	1,555,786	440,610	4,582,441	7,759,193	1,036,931	3,930,588	810,327	529,079	6,306,925	218,836	
7. 7	764,175	1,531,697	409,387	4,555,073	7,532,803	1,027,765	3,874,327	798,728	513,764	6,214,584	248,030	
8. 8	813,927	1,507,380	348,436	4,730,789	7,677,065	991,271	3,888,809	800,598	548,806	6,229,484	235,989	
9. 9	830,040	1,538,858	390,803	4,609,111	7,641,138	1,021,091	3,819,700	786,735	558,072	6,180,558	317,759	
6. 9	867,353	1,683,374	504,377	4,950,993	8,276,224	1,099,624	3,972,493	832,052	578,775	6,482,944	155,654	
5. 9	982,735	1,821,916	509,335	5,035,051	8,653,234	1,176,150	4,216,185	872,800	671,810	6,936,945	169,041	
年月末	特別										貯蓄銀行	
	預金					貸						
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	合計 (其他共)	當座貸付	手形貸付	當座貸越	割引手形	合計		
6. 12	150,958	122,057	80,818	486,453	257,574	1,155,238	4,024,576	50,030	909,656	690,974	1,636,274	467,724
7. 4	111,464	123,842	18,070	509,278	373,997	1,268,317	3,996,797	57,468	909,482	664,273	1,595,521	444,449
5. 6	115,851	128,712	21,517	519,340	398,114	1,318,868	3,954,398	52,265	908,710	661,734	1,591,360	431,867
6. 6	140,767	130,567	19,223	525,724	351,691	1,306,089	3,980,621	45,774	924,704	659,200	1,601,496	431,436
7. 7	100,868	134,067	24,849	521,026	346,939	1,271,437	3,932,370	50,382	929,701	661,384	1,607,814	422,435
8. 8	109,901	129,740	20,192	531,434	370,471	1,308,879	3,949,244	41,449	940,997	663,913	1,620,984	416,129
9. 9	118,187	130,735	20,749	533,716	307,466	1,260,021	3,878,378	43,355	965,441	664,738	1,645,154	410,829
6. 9	154,444	124,567	89,275	497,398	452,483	1,397,770	3,627,012	50,239	904,401	720,297	1,651,975	471,774
5. 9	201,754	115,549	77,820	475,989	528,618	1,477,062	3,525,268	66,444	743,823	703,989	1,520,381	441,957

(3) 全国銀行有價証券、預金及現金在高 (大数単位) (単位千圓)

年月末	特別										貯蓄銀行	
	預金					貸						
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	合計 (其他共)	當座貸付	手形貸付	當座貸越	割引手形	合計		
6. 12	609,544	26,198	196,220	899,713	170,125	309,489	1,143,790	302,137	1,425,524	2,908,510	289,280	531,899
7. 4	448,508	35,513	173,233	709,518	98,769	316,645	1,158,421	284,679	1,395,799	2,863,577	197,245	433,007
5. 6	441,391	35,492	179,138	708,681	87,347	316,966	1,104,667	276,727	1,375,430	2,777,646	194,778	381,402
6. 6	457,134	35,822	181,348	726,296	91,812	322,377	1,066,798	278,514	1,375,216	2,742,332	210,479	380,014
7. 7	464,314	36,404	194,905	760,213	140,338	322,096	1,075,178	278,188	1,351,708	2,726,211	252,401	493,666
8. 8	402,325	36,725	177,293	683,076	92,535	326,543	1,093,206	275,541	1,339,825	2,729,803	223,060	319,157
9. 9	387,685	38,115	182,250	685,553	96,715	319,921	1,084,824	274,593	1,362,961	2,743,609	235,803	378,815
6. 9	435,430	37,736	185,085	763,498	100,404	324,990	1,077,217	273,665	1,352,227	2,724,353	246,598	382,726
5. 9	476,009	27,515	191,263	778,366	147,879	372,637	1,261,899	321,865	1,430,815	3,126,061	366,021	376,849
6. 9	502,752	29,424	157,721	689,897	142,448	225,781	1,322,661	310,439	1,459,895	3,092,995	413,263	403,458
年月末	(3) 全国銀行有價証券、預金及現金在高 (續)										貯蓄銀行	
	預金					貸						
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	合計 (其他共)	當座貸付	手形貸付	當座貸越	割引手形	合計		
6. 12	561,874	58,406	393,543	202,504	34,814	6. 12	5,702,581	5,308,552	160,374	3,017,386	487,794	
7. 4	592,043	55,949	389,447	177,009	32,573	7. 4	5,373,191	5,182,598	158,308	2,937,931	384,762	
5. 6	577,143	55,287	388,551	189,920	27,170	5. 6	5,344,645	5,146,268	205,533	2,904,805	367,938	
6. 6	578,833	55,127	389,738	188,949	27,108	6. 6	5,427,425	5,171,016	271,193	2,896,741	375,405	
7. 7	598,857	53,563	386,247	171,858	40,713	7. 7	5,562,881	5,209,150	245,017	2,915,486	446,768	
8. 8	614,594	54,561	384,797	180,929	32,154	8. 8	5,455,077	5,130,121	261,409	2,910,104	316,444	
9. 9	626,616	54,867	388,829	179,465	30,837	9. 9	5,578,035	5,153,968	274,263	2,925,838	372,366	
6. 9	653,567	54,000	389,161	225,529	29,610	6. 9	5,602,523	5,096,856	336,246	2,943,003	394,815	
5. 9	548,450	65,174	392,613	236,748	22,014	5. 9	5,830,583	5,229,790	203,331	3,228,945	416,398	
6. 9	491,618	63,420	394,004	191,753	20,520	6. 9	5,877,817	5,395,932	194,834	3,132,265	456,953	

(備考) (4) 交換所銀行の金額在高中には日銀への預金を含む。

(5) 大藏省預金部資金及運用表 (單位百圓)

項目	5年		7年		3月末		4月末		5月末		6月末		7月末		8月末		9月末		10月末		6年	
	10月末	2月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	10月末	10月末	10月末	10月末	10月末	10月末	10月末	10月末	10月末	10月末	10月末
預金部	2,385.8	2,716.7	2,773.5	2,795.4	2,822.8	2,940.2	2,977.6	2,961.3	2,950.4	2,884.7	2,682.9	79.0										
郵政貯蓄預金	79.8	73.7	78.6	78.6	78.5	78.4	78.4	78.3	78.3	78.2	78.2	79.0										
郵政貯蓄預金	291.3	267.6	276.3	310.2	313.5	292.2	276.9	286.8	300.7	305.2	345.0											
各機關附屬預金	265.7	284.5	284.5	284.5	284.5	279.2	279.2	279.2	279.2	279.2	284.5											
預金部	3,106.0	3,476.2	3,579.7	3,641.8	3,673.9	3,632.7	3,696.7	3,696.3	3,743.9	3,702.3	3,482.5											
運用部	877.7	972.3	1,019.7	1,076.7	1,130.9	1,105.9	1,178.1	1,198.1	1,194.8	1,160.3	1,061.7											
債券	471.3	641.0	645.5	655.4	679.4	697.3	699.2	702.1	700.6	706.1	596.9											
地方債	385.6	405.1	407.7	408.6	410.7	409.5	410.8	413.0	420.1	418.4	596.9											
國庫券	49.0	44.4	45.6	45.9	49.8	50.5	53.1	49.5	50.1	50.7	406.4											
其他	292.1	332.9	336.9	438.0	355.4	371.7	375.1	375.7	371.7	375.6	51.0											
政府債券	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	300.7											
其他	22.7	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	20.1	20.1	20.1	20.1	21.5											
證券	3.1	6.8	7.0	7.0	7.1	7.1	9.0	9.3	9.4	1.5	13.4											
其他	642.5	724.5	685.8	685.8	677.5	674.8	665.1	673.9	683.7	699.2	653.5											
其他	98.0	129.5	129.8	130.1	130.7	131.1	69.4	70.0	70.1	67.5	50.4											
其他	145.1	72.3	112.3	92.2	35.7	42.2	94.2	60.5	97.5	76.5	207.3											
其他	3,106.0	3,476.2	3,579.7	3,641.8	3,673.9	3,632.7	3,696.7	3,696.3	3,743.9	3,702.3	3,482.5											
其他	2,313	2,655	2,710	2,733	2,860	2,878	2,902	2,879	2,858	2,796	2,607											
其他	38,310	38,976	39,053	39,179	39,403	39,529	39,479	39,490	39,514	39,397	38,714											

(6) 手形交換高及不渡手形高 (東京手形交換所圖)

年月	東 京		大 阪		全 國		不 渡 手 形	
	金額	日平均	金額	日平均	金額	日平均	枚數	金額
6.12	2,262,759	87,029	1,467,522	56,443	3,576	4,789,933	184,831	310,411
7.3	2,405,110	92,504	1,233,874	47,457	2,779	4,497,402	172,977	269,947
4	2,294,802	95,617	1,227,524	51,147	2,616	4,272,195	177,961	243,729
5	1,970,236	75,778	1,291,269	49,664	2,845	4,045,494	155,622	287,727
6	2,033,494	78,211	1,330,655	51,179	2,852	4,152,846	159,710	244,727
7	2,100,879	80,803	1,153,055	44,348	2,748	4,001,453	153,997	193,203
8	2,235,357	82,791	1,287,496	47,685	2,707	4,396,027	162,842	253,399
9	2,095,868	83,835	1,188,999	47,560	2,645	4,131,661	165,281	168,185
6.9	1,610,782	64,431	1,110,059	44,402	2,716	3,487,295	139,505	223,371
5.9	1,617,319	64,693	1,257,705	50,308	2,826	3,775,175	151,027	340,528

(7) 銀行券流通高 (單位千圓)

年月	日 本 銀 行 券		郵 政 貯 蓄 券		商 業 手 形 普 通 物	
	金額	日平均	金額	日平均	金額	日平均
6.12	1,312,055	100,910	79,036	44,414	1,900	1,700
7.3	1,125,242	76,047	76,047	43,238	1,900	1,700
4	1,114,600	69,411	75,160	43,863	1,860	1,700
5	1,047,917	71,397	71,397	43,437	1,730	1,700
6	1,108,008	75,160	71,397	42,475	1,650	1,660
7	1,047,243	71,397	76,797	44,195	1,590	1,610
8	1,060,430	82,253	82,253	40,452	1,510	1,550
9	1,057,974	82,253	82,253	40,452	1,510	1,550
6.9	1,041,543	73,276	73,276	34,468	1,270	1,540
5.9	1,112,287	73,777	73,777	37,027	1,180	1,650

(8) 日本銀行兌換券發行高及貸出高 (東京手形交換所圖)

年月	兌換券發行現在高		正貨準備		貸出高	
	金額	日平均	金額	日平均	金額	日平均
6.12	1,125,362	1,330,575	469,549	868,626	964,555	663,764
7.3	1,037,219	1,127,707	429,063	852,883	880,221	753,249
4	996,372	1,058,569	429,064	782,236	773,732	695,752
5	992,073	1,120,013	429,065	721,150	787,558	
6	998,608	1,057,481	429,066	734,474	753,400	
7	989,756	1,072,761	429,066	737,771	782,307	
8	970,358	1,075,232	429,067	711,255	729,940	
9	1,040,333	1,139,926	429,067	706,524	724,016	
6.10	1,033,181	1,093,169	686,073	663,764	753,249	
5.10	1,057,433	1,183,721	830,423	678,676	695,752	

(9) 東京及大阪市中金利表 (日中平均) (東京手形交換所圖)

年月	東京		大阪	
	日 本 銀 行 券	郵 政 貯 蓄 券	日 本 銀 行 券	郵 政 貯 蓄 券
6.12	1.78	1.77	1.85	2.19
7.3	1.65	1.53	1.75	1.90
4	1.23	1.25	1.75	1.90
5	1.21	1.21	1.58	1.86
6	1.13	1.13	1.46	1.73
7	1.08	1.13	1.39	1.65
8	1.06	1.08	1.23	1.59
9	0.96	0.94	1.23	1.51
10	0.95	0.98	1.20	1.50
6.10	1.02	0.98	1.20	1.50
5.10	1.00	0.90	1.20	1.50

(10) 本邦為替相場表 (振出為替) (電信省制)				(11) 東京市場為替 (郵政)				(12) 盤地相場 (月平均)						
振出先 年 月	英 國		米 國		佛 蘭 西		獨 逸		年 月	倫敦現物	紐約現物	年 月	倫敦現物	紐約現物
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低						
7. 10	1/-10	1/-8	49.846	12.722	2.0925	1.35	1.27	6.12	44.393	2.06660	6.12	20.022	30.120	
7. 9	1/-9	1/-8	49.846	12.722	2.0925	1.36	1.33	7.6	40.469	1.07776	7.4	16.925	28.298	
7. 8	1/-9	1/-8	49.846	12.722	2.0925	1.36	1.36	8	27.433	1.06694	5	16.843	27.755	
7. 7	1/-9	1/-8	49.846	12.722	2.0925	1.36	1.36	9	24.037	1.04861	6	16.930	27.466	
7. 6	1/-9	1/-8	49.846	12.722	2.0925	1.36	1.36	10	23.555	1.04263	7	16.930	26.700	
7. 5	1/-9	1/-8	49.846	12.722	2.0925	1.36	1.36		23.087	1.04270	8	18.000	27.986	
7. 4	1/-9	1/-8	49.846	12.722	2.0925	1.36	1.36		23.087	1.04270	9	17.997	27.870	
7. 3	1/-10	1/-8	49.846	12.722	2.0925	1.35	1.27		49.294	2.05942	10	17.812	27.195	
7. 2	1/-10	1/-8	49.846	12.722	2.0925	1.35	1.27		49.596	2.00481		6.10	17.152	
7. 1	1/-10	1/-8	49.846	12.722	2.0925	1.35	1.27		5.10	2.00481		5.10	16.562	
7. 10	1/-10	1/-8	49.846	12.722	2.0925	1.35	1.27							29.539
7. 9	1/-10	1/-8	49.846	12.722	2.0925	1.35	1.27							35.846

(13) 盤地市場為替相場表 (米國聯邦準備局調) (月平均)												
年 月	ポ ン	フ ラ ン	イ ン	ル ー	ベ ー	リ	フ	リ	ク	ロ	エ	
												ロ
1931. 12	337.3707	3.9229	23.6192	515.0000	13.9039	8.3992	5.1094	82.7064	40.2338	18.7098	24.8704	43.3644
1932. 5	367.5140	3.9468	23.7947	27.3175	14.0249	8.1169	5.1491	88.4430	40.5474	18.7238	23.4337	31.9730
1932. 6	364.6648	3.9363	23.6878	27.1647	13.9366	8.2451	5.1162	86.7427	40.4411	18.7049	23.3431	30.2856
1932. 7	354.9564	3.9207	23.7176	26.6842	13.8724	8.0518	5.1009	87.0658	40.2740	18.2190	22.8893	27.4944
1932. 8	347.5721	3.9187	23.7888	26.1577	13.8735	8.0608	5.1144	87.5513	40.2443	17.8485	23.2479	24.4944
1932. 9	347.1062	3.9179	23.7814	26.2192	13.8606	8.1044	5.1264	90.2636	40.1586	17.8055	23.4293	23.6314
1931. 9	453.1260	3.9257	23.4212	33.9117	13.9091	8.9839	5.1699	96.2476	40.2677	26.0857	24.1853	49.3351

(14) 倫敦為替相場表 (電信實)												(15) 各國株價指數 (國際聯盟月報)				
年 月	4.8666		對 米		對 支		巴 里		伯 林		年 月	英 國	米 國	白 耳 義	佛 國	和 蘭
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低						
6. 12	3.45	3.25	22/0	1/8	1/8	87.81	83.13	14.55	13.90	6. 12	81	54.3	36	217	35	
7. 4	3.80	3.63	1/8	8/8	1/8	96.63	92.31	16.01	15.27	7. 3	86	53.8	37	272	36	
7. 5	3.69	3.65	1/8	8/8	1/8	93.50	92.44	15.65	15.26	7. 4	83	41.7	34	253	28	
7. 6	3.69	3.59	1/8	8/8	1/8	93.56	91.56	15.59	15.11	7. 5	77	38.3	31	225	27	
7. 7	3.57	3.50	1/8	8/8	1/8	89.75	89.53	15.11	14.74	7. 6	73	33.5	32	229	25	
7. 8	3.51	3.46	1/8	8/8	1/8	89.15	88.16	14.77	14.49	7. 7	83	35.8	34	235	28	
7. 9	3.49	3.46	1/8	8/8	1/8	89.15	88.09	14.70	14.51	7. 8	86	51.5	41	243	35	
7. 10	3.45	3.28	1/8	10/10	1/8	88.21	83.59	14.54	13.80	7. 9	90	55.8	41	245	39	
6. 10	3.97	3.83	1/8	8/8	1/8	100.43	97.25	17.12	16.20	6. 9	78	75.8	40	264	37	

(16) 英米市場金利及株式相場																				
年 月	倫 敦		新 加 坡		巴 里		伯 林		日 本		英 國		米 國		白 耳 義		佛 國		和 蘭	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
1931.12	5.18	2.18	3	2.4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
1932.4	2.18	1.18	1	1.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1931.10	5.18	2.18	3	2.4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
1930.10	5.18	2.18	3	2.4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

(17) 米國聯邦準備銀行主要勘定表 (單位百萬弗)

年月日	金準備	準備外 現金	手形割引高		一般市場取引		收 資產總計	金 聯邦準備 券流通高	預 金		對預金及聯邦 準備券準備 率	
			合計	(內)政府 證券	合計	政府 證券			政府 預金	其他 共計		金準備 率
1932.1.27	2,987	77	838	452	162	752	1,788	2,627	1,945	39	2,099	63.1
2.24	2,938	76	835	471	133	874	1,724	2,643	1,878	49	1,973	63.6
3.30	3,108	79	633	319	66	872	1,578	2,546	1,911	53	2,019	66.1
4.27	3,015	80	532	239	46	1,191	1,774	2,527	2,114	49	2,234	63.3
5.25	2,857	76	471	190	38	1,525	2,040	2,533	2,114	36	2,321	58.7
6.29	2,579	70	470	183	38	1,801	2,340	2,756	2,034	28	2,107	53.0
7.27	2,621	78	525	202	40	1,841	2,412	2,834	2,072	45	2,165	52.4
8.31	2,773	75	433	158	34	1,852	2,324	2,814	2,146	48	2,241	54.8
9.28	2,879	84	340	107	34	1,854	2,232	2,721	2,269	48	2,353	56.7
10.26	2,993	85	322	112	34	1,851	2,212	2,689	2,412	28	2,470	60.8
1931.10.28	2,738	72	717	331	725	1,452	2,198	2,384	2,229	39	2,460	59.9

(18) 英 國 銀 行 主 要 勘 定 表 (單位千磅)

年月日	兌換券 流通高	兌換券 發行高	正 準 備	貨 備 率 (%)	預 金			政 府 政 券 割 切	貨 付 及 引	出 其 他 計	預 準 備	預 準 備 率 (%)	
					政 府	銀 行	其 他						
1932.1.27	345,869	395,763	121,350	25.8	15,321	74,304	38,208	45,311	12,947	37,196	95,454	50,481	29.1
2.24	346,404	395,773	121,348	26.6	14,125	67,924	32,198	33,676	11,493	37,321	82,490	49,943	43.1
3.30	360,529	395,807	121,432	25.7	27,231	54,566	34,981	35,686	11,725	51,087	98,508	35,903	30.5
4.27	356,580	395,815	121,477	25.5	23,351	58,284	35,283	62,621	11,535	16,818	90,979	43,662	37.5
5.25	354,221	400,032	125,761	25.7	23,606	77,524	39,948	69,375	12,172	23,788	105,339	46,540	34.1
6.29	363,083	411,143	136,954	27.5	17,982	86,565	34,736	67,170	14,889	26,352	108,411	48,291	35
7.27	369,286	412,726	138,576	27.3	11,243	88,186	34,561	68,771	15,280	23,768	107,819	44,291	33
8.31	365,287	413,906	139,806	27.3	20,727	79,549	35,407	73,149	12,159	19,083	104,391	49,519	36.4
9.28	359,784	414,421	140,397	28.2	23,418	80,626	33,937	69,918	12,069	18,072	100,059	55,613	40.1
10.26	358,431	414,421	140,441	28.2	25,426	77,336	33,588	66,998	11,597	18,434	97,029	57,010	41.1
1931.10.28	356,031	410,677	136,937	27.1	17,254	63,478	52,645	50,536	10,548	34,063	95,147	55,906	41.3

(19) 佛 國 西 銀 行 主 要 勘 定 表 (單位百萬法)

年月日	金準備	外國貨幣	國內手形	證券擔保 付	紙幣 流通高	預 金		年 月	金 準備 率	年 月	金 準備 率	預 金
						政 府	其 他					
1931.12.30	68,863	21,111	7,389	2,730	7,157	5,898	22,183	1931.11	901	219	1,051	199
1932.1.29	71,625	18,802	6,555	2,744	6,899	4,721	23,552	1932.1	887	188	1,023	180
2.26	75,059	15,127	5,544	2,707	6,882	3,637	24,899	1932.1	873	175	984	190
3.25	76,832	12,632	4,520	2,716	6,881	3,526	24,962	1932.1	879	168	1,008	164
4.29	77,862	11,800	4,690	2,735	6,881	3,111	24,827	1932.1	879	159	983	186
5.27	79,470	9,001	4,160	2,700	6,881	2,432	24,128	1932.1	906	155	982	197
6.24	82,100	6,332	3,929	2,715	6,626	2,461	24,621	1932.1	955	151	1,006	216
7.29	82,168	5,482	3,905	2,747	6,621	3,740	22,033	1932.1	950	144	981	259
8.26	82,233	5,389	3,467	2,760	6,621	3,982	23,426	1932.1	1,016	138	983	281
9.30	82,681	4,977	2,605	2,783	6,621	3,009	21,876	1932.1	1,032	125	996	278
1931.9.25	59,346	25,194	5,880	2,754	5,065	7,357	18,542	1931.8	648	230	934	184

(20) 和 國 總 行 主 要 勘 定 表 (單位百萬円)

年月日	金準備	爲替 準備	手 形	證券擔 保 付	紙幣 流通高	預 金		年 月	金 準備 率	年 月	金 準備 率	預 金
						政 府	其 他					
1931.12.31	984	172	4,144	245	4,776	755	1931.11	5,626	2,361	5,109	14,254	2,210
1932.1.30	948	145	3,632	158	4,407	394	1932.1	5,626	2,170	5,665	14,295	2,070
2.29	928	149	3,924	303	4,268	423	1932.1	5,626	1,935	5,311	13,971	2,349
3.31	879	142	3,258	290	4,231	578	1932.1	5,626	1,725	5,755	13,938	2,003
4.30	859	131	3,146	282	4,128	431	1932.1	5,628	1,534	5,638	13,872	1,703
5.31	863	129	2,990	257	3,961	405	1932.1	5,630	1,484	5,845	13,375	1,673
6.30	832	130	3,108	261	3,984	473	1932.1	5,650	1,436	6,819	13,137	1,572
7.30	766	128	3,108	224	3,967	380	1932.1	5,664	1,420	6,398	13,035	1,680
8.31	768	157	3,009	207	3,817	408	1932.1	5,700	1,390	5,700	13,492	1,705
9.30	796	133	2,991	242	3,755	451	1932.1	5,750	1,393	5,909	13,382	1,645
1931.9.30	1,301	139	3,545	301	4,609	613	1931.8	5,374	3,465	4,448	14,645	1,897

(23) 各國金準備額 (單位百萬弗)

年 月	總計 (48國)	米 國	南 米 (10國)	東洋及澳洲		亞非利加 (2國)	歐 洲				
				合計(6國)	日 本		佛 國	英 國	獨 逸	伊 太 利	
1931. 12	11,266	4,051	355	525	234	60	6,189	2,699	588	234	296
1931. 1	11,318	4,009	350	510	215	61	6,300	2,808	588	226	296
1931. 2	11,396	3,947	347	511	215	60	6,444	2,942	588	221	296
1931. 3	11,471	3,986	348	507	214	62	6,484	3,012	588	209	296
1931. 4	11,487	3,956	344	505	214	66	6,531	3,052	588	205	296
1931. 5	11,388	3,717	346	506	214	68	6,665	3,115	608	206	297
1931. 6	11,320	3,466	348	508	214	71	6,841	3,218	663	198	298
1931. 7	11,390	3,520	348	496	214	67	6,871	3,221	670	183	300
1931. 8	11,536	3,639	349	495	214	68	6,897	3,224	676	183	302
1931. 8	11,296	4,632	402	698	406	52	5,415	2,296	649	325	283

(23) 各國金準備額 (續)

年 月	歐 洲			米 國			英 國			
	奧大利	白耳	瑞 典	丹 麥	芬 蘭	瑞 士	荷 蘭	波 蘭	捷 克	匈 牙 利
1931. 12	27	354	39	328	56,858	72,950	875	328	5,262	26,148
1931. 1	25	352	39	329	55	90,567	328	5,262	13,647	16,973
1931. 2	25	351	39	329	55	24,671	328	5,262	8,319	16,973
1931. 3	25	349	39	330	55	30,239	328	5,262	7,139	35,019
1931. 4	25	351	39	331	55	195,514	328	5,262	13,718	22,675
1931. 5	23	353	39	335	55	206,047	328	5,262	13,718	22,675
1931. 6	23	357	36	349	55	5,637	328	5,262	13,718	22,675
1931. 7	21	365	36	357	55	6,103	328	5,262	13,718	22,675
1931. 8	21	364	36	357	55	6,103	328	5,262	13,718	22,675
1931. 8	30	221	46	280	57,500	57,500	934	24,150	24,150	24,150

(備考) 24表の超は輸出入差引超過額を示す。

(25) 各國中央銀行割引歩合

國 名	現行率 %	改定年月日	日 本		英 國		獨 逸		法 國		美 國	
			日本銀行(國債擔保) (商業手形) (同上日歩)	4.745	1932. 8. 18	東京卸(銀市)	米國卸(銀市)	英國卸(銀市)	東京卸(白銀)	紐約卸(白銀)	倫敦卸(白銀)	日本金物價(大正2.1=100)
日本銀行(國債擔保)	4.745	1932. 8. 18	6.12	125.0	81.7	97.0	120.1	88.8	99.4	86.5	67.3	121.8
商業手形	4.380	1932. 8. 18	7.4	125.0	73.1	92.4	122.5	79.4	94.7	81.0	118.2	118.2
(同上日歩)	1.200	1932. 8. 18	5	121.8	70.6	91.4	119.5	76.7	93.6	79.0	117.4	117.4
青島銀行	2.500	1932. 6. 23	6	122.4	71.1	86.7	116.4	77.2	88.8	66.0	65.0	115.5
華南銀行	2.000	1932. 6. 30	7	122.4	71.8	88.6	117.5	78.0	90.8	68.6	64.7	113.7
廣東銀行	2.500	1931.10.10	8	124.3	71.1	88.6	117.5	78.0	90.8	68.6	65.3	111.3
西貢銀行	4.000	1932. 9. 21	8	141.0	75.8	91.3	123.9	82.4	93.5	65.1	67.3	109.8
印度銀行	3.500	1932. 8. 31	9	144.0	76.9	94.4	133.1	83.5	96.6	69.3	67.3	109.8
暹羅銀行	3.500	1932. 8. 31	10	148.8	73.6	91.8	134.5	80.0	94.1	63.8	64.1	108.7
荷蘭銀行	2.500	1932. 4. 18	6.10	116.0	85.5	96.6	116.8	92.6	114.9	243.3	126.9	126.9
比利時銀行	5.000	1932. 5. 2	5.10	127.9	106.3	106.7	130.9	115.5	109.3	177.0	226.4	115.4

(26) 日英米支物價比較

年 月	我社調大正2年1月=100		日銀調大正3年7月=100		日本金物價大正2.1=100		英國金物價大正2.1=100		上海卸昭和1年=100	
	東京卸(銀市)	米國卸(銀市)	東京卸(白銀)	紐約卸(白銀)	東京卸(白銀)	倫敦卸(白銀)	東京卸(白銀)	倫敦卸(白銀)	上海卸(白銀)	上海卸(白銀)
6.12	125.0	81.7	97.0	120.1	88.8	99.4	86.5	67.3	121.8	121.8
7.4	125.0	73.1	92.4	122.5	79.4	94.7	81.0	118.2	118.2	118.2
5	121.8	70.6	91.4	119.5	76.7	93.6	79.0	117.4	117.4	117.4
6	122.4	71.1	86.7	116.4	77.2	88.8	66.0	65.0	115.5	115.5
7	124.3	71.8	88.6	117.5	78.0	90.8	68.6	64.7	113.7	113.7
8	141.0	75.8	91.3	123.9	82.4	93.5	65.1	67.3	111.3	111.3
9	144.0	76.9	94.4	133.1	83.5	96.6	69.3	67.3	109.8	109.8
10	148.8	73.6	91.8	134.5	80.0	94.1	63.8	64.1	108.7	108.7
6.10	116.0	85.5	96.6	116.8	92.6	114.9	243.3	126.9	126.9	126.9
5.10	127.9	106.3	106.7	130.9	115.5	109.3	177.0	226.4	226.4	226.4

(27) 東京卸賣物價指數 (東京卸賣物) (大正2年1月=100)

年 月	雜 貨		建 築 材 料		工 業 用 品		肥 料		印 刷 材 料		雜 品 平 均		總 平 均
	燃料	雜貨	建築材料	工業用品	肥料	印刷材料	雜品平均	雜品平均	雜品平均	雜品平均			
6.12	171.3	172.7	180.1	188.3	81.8	133.9	162.5	125.0	125.0	125.0	125.0	125.0	
7.3	164.1	180.1	176.8	191.1	94.3	144.0	170.7	129.7	129.7	129.7	129.7	129.7	
4	163.7	180.1	176.8	188.4	81.9	136.1	162.1	125.0	125.0	125.0	125.0	125.0	
5	162.6	176.8	185.4	185.4	79.7	136.1	158.0	121.8	121.8	121.8	121.8	121.8	
6	153.7	160.3	189.5	189.5	77.9	136.1	154.4	122.4	122.4	122.4	122.4	122.4	
7	152.1	166.0	193.0	193.0	75.6	136.1	156.5	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3	
8	152.8	167.3	190.4	190.4	90.1	137.2	165.6	141.0	141.0	141.0	141.0	141.0	
9	159.9	190.4	225.6	225.6	99.9	142.4	178.9	144.0	144.0	144.0	144.0	144.0	
10	161.5	190.4	225.6	225.6	99.9	142.4	178.9	144.0	144.0	144.0	144.0	144.0	
6.10	170.6	165.2	169.1	169.1	67.6	133.3	152.7	116.0	116.0	116.0	116.0	116.0	

(28) 労働人員及賃銀統計 (日額別)

年月	労働人員						賃銀					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
労働人員計	819,523	808,544	794,234	788,319	797,922	795,540	814,395	808,544	794,234	788,319	797,922	795,540
男	376,417	352,095	351,207	351,536	352,137	352,881	354,584	352,095	351,207	351,536	352,137	352,881
女	443,106	456,449	443,027	436,784	445,785	442,659	459,811	456,449	443,027	436,784	445,785	442,659
同上指数計	73.1	74.5	74.6	74.5	74.5	74.7	74.4	74.5	74.6	74.5	74.5	74.7
男	78.5	78.3	78.3	78.3	78.5	78.8	80.3	78.5	78.3	78.3	78.5	78.8
女	67.9	70.9	71.0	70.7	70.6	70.7	68.7	70.7	70.9	70.7	70.6	70.7
定額賃金	150.6	142.9	142.6	142.5	142.0	142.0	146.3	142.0	142.6	142.5	142.0	142.0
男	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3
女	89.5	88.6	88.3	88.2	88.0	87.9	91.0	87.9	88.3	88.2	88.0	87.9
同上指数計	89.5	88.6	88.3	88.2	88.0	87.9	91.0	87.9	88.3	88.2	88.0	87.9
男	85.7	83.9	83.6	83.5	83.2	82.9	87.4	83.2	83.6	83.5	83.2	82.9
女	211.6	205.5	204.6	205.5	203.9	203.0	202.7	203.0	204.6	205.5	203.9	203.0
賃金	84.5	72.6	72.0	72.0	70.4	70.2	77.4	70.2	72.0	72.0	70.4	70.2
同上指数計	89.1	87.2	87.0	86.8	86.2	86.1	89.0	86.1	87.0	86.8	86.2	86.1
男	92.7	91.6	91.2	91.3	91.1	90.7	90.8	91.1	91.2	91.3	91.1	90.7
女	73.9	71.8	70.9	70.2	69.3	68.8	76.4	68.8	70.9	70.2	69.3	68.8

(備考) (28)表の同上指数は大正15年=100として算出せるもの。

(29) 東京小賣物價指数 (日額別) (大正3年7月=100)

年月 (15日別)	食料品	燃料	服飾用品	其他	總平均
6. 12	156	175	87	129	134.6
7. 4	155	161	90	131	135.0
7. 5	155	159	89	130	134.0
7. 6	151	155	87	130	131.7
7. 7	149	152	87	130	130.2
7. 8	152	152	87	130	132.0
7. 9	159	154	95	134	138.0
7. 10	160	161	95	138	140.0
6. 10	145	175	86	128	130.0
5. 10	163	207	103	141	147.0

(30) 朝鮮産物價指数 (鮮産及通関物) (大正3年7月=100)

年月	京 城 (明治43年7月=100)		總平均	臺 北	
	生產品	總平均		生產品	總平均
6. 12	138.12	140.40	133	133	
7. 4	137.80	135	135	
7. 5	137.06	134	134	
7. 6	132.90	136	136	
7. 7	134.36	139	139	
7. 8	143	143	
7. 9	146	146	
7. 10	145.44	140.30	129	129	
5. 10	172.31	163.12	142	142	

(31) 東 京 換 價 指 数 (東洋經濟調査) (大正2年平均=100)

年月	平均	銀行	信託	保險	取引	海運	造船	電線	電力	鐵業	紡績	毛織	製麻	製紙	製粉	製糖	麥酒	洋灰	肥料	土地	雜
7. 10	57.8	47.3	96.9	85.0	70.0	21.9	16.6	95.6	59.3	45.2	109.8	47.4	5.0	6.89	88.9	50.3	118.3	34.2	16.9	50.9	27.0
6. 10	67.1	46.8	87.4	84.9	79.8	25.2	21.2	98.6	67.7	59.7	136.4	63.9	7.3	104.1	111.6	58.0	137.6	47.9	18.6	51.7	34.0
4	67.0	46.8	85.8	84.4	80.1	23.5	22.0	96.4	69.0	57.5	138.1	63.6	7.3	103.3	108.5	61.6	139.9	47.4	18.2	52.3	34.0
5	67.0	47.1	80.3	83.6	77.7	33.2	23.4	90.5	63.0	58.3	138.0	67.4	7.2	99.2	102.8	69.3	141.9	48.2	17.0	53.2	30.9
6	65.6	47.1	80.3	83.7	75.3	33.2	24.8	88.4	60.5	53.0	135.9	57.7	7.1	95.0	101.3	66.8	139.8	45.4	15.2	48.2	29.1
7	63.8	46.9	80.3	83.7	75.3	22.2	24.8	88.4	58.7	55.4	144.7	66.7	8.1	112.3	107.7	73.8	141.6	47.4	20.7	49.1	28.8
8	68.1	48.1	82.6	80.8	91.1	26.4	28.2	88.8	57.2	61.2	143.1	70.9	8.4	118.7	103.6	80.6	144.7	50.9	21.2	49.9	29.0
9	69.4	49.2	83.1	82.2	83.9	30.6	40.2	89.6	58.2	76.6	154.3	95.5	9.9	118.5	109.0	96.7	155.9	56.6	24.4	53.7	33.2
10	75.3	50.4	84.9	84.1	83.0	30.6	40.2	89.6	58.2	76.6	154.3	95.5	9.9	118.5	109.0	96.7	155.9	56.6	24.4	53.7	33.2

(32) 米國卸賣物價指數別表 (海陸ラヂオストーブ並型月初額) (單位別)

年月	1931年						1932年						1933年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
穀類	0.0636	0.2380	0.0652	0.0586	0.2575	0.0572	0.0603	0.2285	0.0596	0.0596	0.0596	0.0596	0.0596	0.0596	0.0596	0.0596	0.0596	0.0596
肉類	0.3855	1.8137	0.2575	0.2575	2.0040	0.2575	2.0143	0.2285	0.2285	0.2285	0.2285	0.2285	0.2285	0.2285	0.2285	0.2285	0.2285	0.2285
其他	2.4678	0.2851	0.2851	0.2851	0.2851	0.2851	0.2851	0.2851	0.2851	0.2851	0.2851	0.2851	0.2851	0.2851	0.2851	0.2851	0.2851	0.2851
食料品	0.9500	0.6525	0.6525	0.6525	0.6525	0.6525	0.6525	0.6525	0.6525	0.6525	0.6525	0.6525	0.6525	0.6525	0.6525	0.6525	0.6525	0.6525
皮革	1.8386	1.5419	1.4416	1.4416	1.4416	1.4416	1.4416	1.4416	1.4416	1.4416	1.4416	1.4416	1.4416	1.4416	1.4416	1.4416	1.4416	1.4416
織物	0.4561	0.4056	0.4022	0.4022	0.4022	0.4022	0.4022	0.4022	0.4022	0.4022	0.4022	0.4022	0.4022	0.4022	0.4022	0.4022	0.4022	0.4022
金	0.0107	0.0089	0.0089	0.0089	0.0089	0.0089	0.0089	0.0089	0.0089	0.0089	0.0089	0.0089	0.0089	0.0089	0.0089	0.0089	0.0089	0.0089
石油	0.4572	0.4058	0.4058	0.4058	0.4058	0.4058	0.4058	0.4058	0.4058	0.4058	0.4058	0.4058	0.4058	0.4058	0.4058	0.4058	0.4058	0.4058
遊藝	0.0969	0.1060	0.0969	0.0969	0.0969	0.0969	0.0969	0.0969	0.0969	0.0969	0.0969	0.0969	0.0969	0.0969	0.0969	0.0969	0.0969	0.0969
建築	0.1000	0.0980	0.0980	0.0980	0.0980	0.0980	0.0980	0.0980	0.0980	0.0980	0.0980	0.0980	0.0980	0.0980	0.0980	0.0980	0.0980	0.0980
化學	0.7946	0.8162	0.8162	0.8162	0.8162	0.8162	0.8162	0.8162	0.8162	0.8162	0.8162	0.8162	0.8162	0.8162	0.8162	0.8162	0.8162	0.8162
雜貨	0.3401	0.2674	0.2674	0.2674	0.2674	0.2674	0.2674	0.2674	0.2674	0.2674	0.2674	0.2674	0.2674	0.2674	0.2674	0.2674	0.2674	0.2674
合計	8.2962	6.6824	6.7266	6.7266	6.7266	6.7266	6.7266	6.7266	6.7266	6.7266	6.7266	6.7266	6.7266	6.7266	6.7266	6.7266	6.7266	6.7266

(33) 英國卸賣物價指數 (1927=100)

年月	穀物	其他	織物	金屬	雜品	平均
6. 10	68.5	60.0	47.1	69.7	67.6	62.5
7. 8	69.7	63.5	44.1	70.0	66.2	62.3
7. 9	68.0	68.1	49.5	72.9	68.9	65.1
7. 10	70.2	66.9	52.5	73.7	65.8	65.5
8. 1	70.4	65.4	53.7	74.5	66.6	65.9
8. 2	69.0	65.7	52.8	76.7	66.2	65.8
8. 3	69.7	66.1	52.5	76.2	66.6	65.4
8. 4	72.3	69.6	53.7	75.3	66.7	67.0
8. 5	74.4	66.1	52.3	72.8	62.9	65.3
8. 6	73.4	63.0	48.0	70.5	60.9	62.7
8. 7	74.4	61.1	46.0	70.0	60.7	62.0
8. 8	68.9	57.6	43.7	67.4	58.4	58.8
8. 9	69.3	59.2	45.8	67.9	59.7	60.1
8. 10	65.5	61.2	50.8	72.9	60.7	61.9
9. 1	66.6	64.4	52.4	76.1	62.5	64.0

(33) 英國金物價指數 (1931.9.18=100)

年月日	磅物價		金物價		年月	糧食	其他食物	紡織品及其原料	金屬	燃料	建築材料	化學藥品	雜類	總指數
	生產品	平均指數	平均指數	平均指數										
1932. 5.18	105.9	102.6	81.9	79.8	1931. 12	86.4	137.9	113.6	138.4	147.8	131.4	154.7	115.9	121.8
6. 1	101.0	100.2	80.2	80.5	1932. 3	89.0	126.9	106.2	128.8	141.8	129.4	151.6	113.7	116.7
15	99.7	97.8	80.5	80.2	4	89.9	129.8	102.3	128.1	140.9	125.2	150.8	112.8	116.7
29	101.3	97.5	82.6	82.6	5	85.4	131.5	97.8	128.6	137.2	127.3	150.0	111.8	115.7
7.13	103.5	99.5	84.1	84.1	6	81.5	133.5	95.6	125.6	132.9	127.3	149.5	109.6	113.6
27	108.6	101.0	86.5	86.5	7	83.5	131.9	95.9	127.1	128.4	124.2	150.2	106.6	111.8
8.10	111.8	102.5	89.3	89.3	8	77.3	130.4	96.3	129.0	126.2	122.0	151.1	106.9	111.3
24	107.1	107.1	94.7	94.7	9	100.2	143.9	119.4	150.0	149.1	138.5	153.6	106.9	109.8
9. 7	120.2	106.0	89.6	89.6	1931. 9	143.9	119.4	150.0	149.1	149.1	138.5	153.6	106.9	109.8
21	117.4	106.0	89.6	89.6	100.2	143.9	119.4	150.0	149.1	149.1	138.5	153.6	106.9	109.8

(34) 上海卸賣物價指數 (國定稅則委員會調) (1916年平均=100)

年月	英國 (三助)	米國 (勞聯會)	佛國	伊太利	白耳莖	瑞典	諾威	丁抹	和蘭	獨逸	西班牙	瑞西	加奈陀	澳洲	印度	支那
1931. 9	89.6	102.0	96.0	87.0	86.7	107	117	109	91	108.6	178	106.3	109.4	127.8	102.4	129.2
10	90.1	100.7	92.8	87.9	86.3	108	119	113	89	107.1	175	106.4	110.0	128.9	103.0	126.9
11	90.7	100.6	90.8	87.4	84.7	110	119	117	89	106.6	176	106.2	110.3	131.1	109.1	124.8
12	90.6	98.3	89.7	87.0	83.1	111	122	119	85	103.7	177	103.1	109.8	131.0	110.3	121.8
1932. 1	90.0	96.4	89.1	86.4	80.8	109	123	118	84	100.8	176	101.4	108.4	130.0	109.1	119.9
2	92.2	95.0	90.6	85.8	80.5	110	123	119	83	99.8	178	101.6	108.1	133.2	109.1	119.9
3	89.9	94.6	90.2	85.9	79.0	109	122	117	82	99.8	180	99.6	108.0	132.2	105.8	118.2
4	86.3	93.8	89.1	84.9	77.7	109	120	115	80	98.4	181	98.7	106.9	131.5	103.5	118.2
5	83.3	92.3	88.9	81.2	75.8	109	120	114	79	97.2	177	97.2	105.8	129.4	100.1	117.4
6	80.9	91.5	86.3	83.2	74.1	109	120	115	78	97.2	174	94.5	104.0	127.8	96.8	115.5
7	82.7	92.4	87.3	80.7	75.5	108	122	118	76	95.9	172	93.6	104.0	128.4	97.9	119.7
8	85.2	93.4	84.5	80.7	76.8	110	123	117	75	95.4	171	95.0	104.3	130.1	97.9	119.7
9	88.1	93.9	83.9	80.7	76.8	110	123	119	75	95.1	171	95.1	104.3	130.1	97.9	119.7

(備考) 上海卸賣物價は本報の爲1932年2月及3月不詳。(33)表は二表共倫敦エノミスト社調。

(36) 各種商物品相場表

年月	東京期		米		梁川正米		大阪棉花		米		棉 (雜育)		
	先	最高	最低	平均	最高	最低	先	最高	先	最高	先	最高	
6. 12	21.91	24.00	20.51	18.83	20.30	17.80	27.07	34.10	22.40	7.11	6.69	6.55	6.00
5	24.35	26.07	21.95	21.68	22.60	20.50	31.36	32.70	29.75	6.47	5.86	5.95	5.30
7. 5	23.41	24.25	21.73	21.57	22.00	21.00	28.74	26.45	26.45	6.30	5.74	5.80	5.00
6	23.20	25.08	20.99	21.18	22.30	19.90	34.63	36.50	33.45	6.71	6.15	6.20	5.70
7	22.06	24.05	20.92	20.24	20.80	19.70	47.76	65.40	35.25	9.74	6.56	9.70	5.90
8	22.61	24.09	21.81	19.72	20.70	18.90	53.70	63.80	46.65	7.44	7.16	9.00	6.80
9	21.58	22.52	21.00	18.38	18.90	18.00	49.23	53.90	46.95	7.40	6.41	7.15	6.15
6. 10	19.63	20.49	18.35	17.46	18.10	16.90	22.25	24.55	20.15	7.52	6.15	6.95	5.50
5. 10	15.60	18.64	14.00	18.88	23.70	17.40	32.42	34.60	30.70	12.32	10.07	11.65	10.15

(36) 各種商物品相場表 (續) ×は最價格の相場

年月	大阪三品精絲		橫濱生絲		白十四中D格		羊毛相場 (70s)	
	先	最高	先	最高	先	最高	先	最高
6. 12	118.08	141.90	99.40	62.20	57.60	56.5	23	35
7. 5	132.29	137.00	124.60	51.33	43.90	46.9	22	33
6	122.84	134.40	116.10	47.80	40.10	46.9	22	33
7	135.34	141.30	129.50	51.80	48.80	53.6	21	32
8	166.97	214.90	136.50	75.70	59.10	80.3	22	30
9	183.75	206.90	167.60	91.80	83.70	93.8	22	30
10	178.56	192.90	170.10	86.68	80.60	89.0	21	30
6. 10	99.59	107.70	92.80	58.60	56.50	54.8	23	35
5. 10	121.22	125.30	116.00	55.70	55.10	57.2	25	42

(36) 各種商相場表 (續)

年月	大阪		東京		神戶		大連		倫敦			
	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高		
6. 12	8.11	8.63	7.75	19.20	17.50	2.110	2.530	2.030	1.810	1.660	3 1/8	2 1/8
7. 5	9.19	9.50	8.98	17.30	17.05	—	—	—	1.780	1.665	3 1/8	2 1/8
6. 7	9.64	10.45	9.23	18.15	16.85	—	—	—	1.755	1.630	3 1/8	2 1/8
7. 6	11.18	11.83	10.58	19.35	18.10	—	—	—	1.720	1.645	3 1/8	2 1/8
8. 7	12.54	13.72	11.50	23.00	19.50	3.700	3.930	3.400	1.810	1.670	3 1/8	2 1/8
9. 8	13.16	14.05	12.75	23.00	21.70	3.640	3.860	3.450	1.640	1.615	3 1/8	2 1/8
10. 9	12.90	12.90	12.90	22.10	21.30	3.588	3.800	3.450	1.630	1.560	3 1/8	2 1/8
5. 6	7.62	7.80	7.40	17.85	17.50	2.015	2.017	1.980	1.850	1.755	3 4/8	2 1/8
5. 10	8.08	8.40	7.84	20.70	19.00	2.585	2.830	2.320	2.070	1.920	3 4/8	2 1/8

(36) 各種商相場表 (續)

年月	シカゴ小麦		東京製粉		紐育電綫		倫敦錫		倫敦鉛		倫敦匯	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
6. 12	0.58	0.52	2.88	2.72	7 1/4	6 1/4	144 1/8	139 1/8	15 1/8	15 1/8	15 1/8	14 1/8
7. 5	0.63	0.57	2.79	2.57	7 1/4	6 1/4	131 1/8	116 1/8	15 1/8	15 1/8	13 1/8	11 1/8
6. 7	0.61	0.53	2.78	2.50	7 1/4	6 1/4	124 1/8	111 1/8	15 1/8	15 1/8	12 1/8	11 1/8
7. 6	0.55	0.50	2.97	2.77	7 1/4	6 1/4	132 1/8	123 1/8	15 1/8	15 1/8	12 1/8	11 1/8
7. 8	0.64	0.50	4.20	2.98	7 1/4	6 1/4	151 1/8	134 1/8	15 1/8	15 1/8	15 1/8	12 1/8
9. 9	0.63	0.57	3.98	3.39	7 1/4	6 1/4	159 1/8	148 1/8	15 1/8	15 1/8	16 1/8	15 1/8
10. 10	0.60	0.50	3.65	3.42	7 1/4	6 1/4	153 1/8	149 1/8	15 1/8	15 1/8	15 1/8	14 1/8
5. 6	0.66	0.48	2.34	2.08	7 1/4	7 1/4	133 1/8	124 1/8	13 1/8	12 1/8	13 1/8	12 1/8
5. 10	0.88	0.81	2.55	2.40	7 1/4	7 1/4	126 1/8	110 1/8	17 1/8	14 1/8	15 1/8	14 1/8

(37) 帝國外貿易月報 (單位千圓) (*印概數)

年月	內地及樺太		朝鮮		臺灣		總計					
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入				
5. 10	128,512	102,521	25,991	2,235	4,687	2,451	2,376	3,360	984	133,124	110,572	22,552
6. 10	97,879	77,145	20,734	977	2,808	1,831	1,529	3,575	2,046	100,386	83,811	16,575
7. 5	103,464	151,640	48,176	1,769	7,335	5,566	1,035	3,272	2,237	106,268	162,277	56,009
6. 6	101,768	111,633	9,865	2,099	7,822	5,723	1,474	3,196	1,722	105,345	122,681	17,336
7. 7	110,789	68,153	42,663	1,682	3,470	1,987	1,639	2,282	642	114,118	74,134	39,983
8. 8	136,682	73,363	63,319	1,556	6,472	1,916	2,076	1,723	353	140,327	78,582	61,745
9. 9	140,747	95,772	44,975	2,129	2,778	649	1,951	1,379	572	144,827	99,946	44,881
10. 10	147,458	97,723	49,735	2,571	2,628	57	1,478	1,390	88	151,507	101,762	49,746
1-10 (7年)	1,085,423	1,151,530	66,107	23,044	51,504	28,460	14,856	24,539	9,683	1,123,362	1,227,841	104,479
累計 (6年)	987,159	1,043,063	55,904	10,171	45,599	35,428	17,386	25,784	8,398	1,014,722	1,114,603	99,881

(38) 本邦金銀輸出入表 (單位千圓)

年月	內地及樺太		滿蒙		北支		中南		合計			
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入		
5. 10	40,328	694	39,635	2,432	1,211	7,453	3,842	12,462	3,426	22,347	8,482	13,865
6. 10	135,578	220	135,358	927	2,708	3,912	4,129	4,560	3,369	9,399	10,206	807
7. 5	7,453	20	7,433	1,429	4,713	6,817	2,423	6,781	2,212	15,027	9,348	5,679
6. 6	27,711	13	27,698	1,303	2,646	5,492	5,329	5,337	2,288	12,124	6,495	5,629
7. 7	278	13	278	1,541	1,802	5,185	1,744	5,337	1,748	12,063	4,694	14,198
8. 8	402	15	387	1,590	636	6,594	2,405	9,440	2,542	17,624	5,583	20,309
9. 9	11,595	—	11,595	1,978	935	7,632	3,233	4,187	3,462	13,797	7,636	15,831
10. 10	2,348	2	2,346	3,486	5,913	7,163	3,477	4,122	4,852	14,771	14,242	529
1-10 (7年)	93,698	140	93,558	15,185	31,484	63,158	28,271	63,883	25,589	142,226	85,344	71,599
累計 (6年)	202,049	10,680	191,369	10,562	32,315	48,065	39,915	88,121	49,834	146,748	122,064	36,192

(備考) *印7年10月以降滿洲國の数字を採る。

(40) 各國貿易月別圖

年月	輸入										輸出															
	獨逸	英大	白耳	丁抹	西班牙	米國	佛國	伊太	和蘭	英國	露西亞	瑞典	獨逸	英大	白耳	丁抹	西班牙	米國	佛國	伊太	和蘭	英國	露西亞	瑞典		
1931. 10	482,545	166,780	1,941,941	117,230	73,569	171,589	9,128,299	792,976	159,948	75,408	116,280	129,791	485,035	184,009	1,741,892	123,408	80,431	149,719	2,890,990	766,397	139,766	78,265	99,025	131,373		
11	490,591	205,551	1,715,186	126,470	99,577	152,940	2,806,476	960,546	140,847	71,491	85,457	129,138	439,765	131,819	1,468,195	103,378	79,547	134,311	2,340,791	731,957	130,634	57,027	80,150	100,969		
12	440,759	126,576	1,651,548	95,031	84,795	129,804	2,399,079	734,402	110,162	64,751	52,544	84,030	1932. 1	440,759	126,576	1,651,548	95,031	84,795	129,804	2,399,079	734,402	110,162	64,751	52,544	84,030	
2	363,627	132,679	1,532,518	100,267	85,007	130,584	2,617,895	740,639	115,750	55,695	59,426	91,801	3	363,627	132,679	1,532,518	100,267	85,007	130,584	2,617,895	740,639	115,750	55,695	59,426	91,801	
3	427,205	124,516	1,322,307	91,992	80,835	123,176	2,836,841	785,833	112,709	48,846	65,632	102,292	4	427,205	124,516	1,322,307	91,992	80,835	123,176	2,836,841	785,833	112,709	48,846	65,632	102,292	
4	351,149	118,886	1,210,940	89,116	75,681	112,611	2,482,098	753,518	100,781	51,337	77,991	90,819	5	351,149	118,886	1,210,940	89,116	75,681	112,611	2,482,098	753,518	100,781	51,337	77,991	90,819	
6	364,412	116,396	1,265,294	83,329	82,744	111,412	2,601,831	979,733	106,502	53,343	69,480	87,023	7	364,412	116,396	1,265,294	83,329	82,744	111,412	2,601,831	979,733	106,502	53,343	69,480	87,023	
7	366,219	108,559	1,120,767	77,371	84,918	79,934	2,388,547	544,763	96,320	48,617	47,384	82,691	8	366,219	108,559	1,120,767	77,371	84,918	79,934	2,388,547	544,763	96,320	48,617	47,384	82,691	
8	331,485	101,756	1,147,293	84,393	67,519	91,000	2,274,347	526,370	95,482	49,821	53,935	94,713	9	331,485	101,756	1,147,293	84,393	67,519	91,000	2,274,347	526,370	95,482	49,821	53,935	94,713	
1931. 9	448,155	160,448	1,925,890	119,844	72,098	174,740	3,345,851	837,045	152,790	64,557	85,361	128,565	1931. 10	861,060	112,726	1,937,039	109,683	76,101	201,390	2,534,630	827,876	111,247	32,832	80,264	107,881	
11	734,458	100,954	1,801,526	103,529	69,380	190,339	2,385,081	804,854	100,585	31,863	71,757	101,484	11	734,458	100,954	1,801,526	103,529	69,380	190,339	2,385,081	804,854	100,585	31,863	71,757	101,484	
12	711,889	106,306	1,630,923	98,671	88,247	180,801	2,096,494	996,474	80,876	32,077	65,715	124,514	12	711,889	106,306	1,630,923	98,671	88,247	180,801	2,096,494	996,474	80,876	32,077	65,715	124,514	
1932. 1	530,019	59,067	1,332,187	89,466	53,652	146,905	1,806,374	525,266	70,018	31,123	58,945	74,310	1	530,019	59,067	1,332,187	89,466	53,652	146,905	1,806,374	525,266	70,018	31,123	58,945	74,310	
2	526,632	64,039	1,457,506	94,604	66,981	151,048	1,768,314	515,535	75,675	30,012	40,086	66,165	2	526,632	64,039	1,457,506	94,604	66,981	151,048	1,768,314	515,535	75,675	30,012	40,086	66,165	
3	515,981	64,991	1,316,849	85,539	73,718	151,773	1,720,105	538,971	69,422	31,196	45,505	65,531	3	515,981	64,991	1,316,849	85,539	73,718	151,773	1,720,105	538,971	69,422	31,196	45,505	65,531	
4	472,253	66,383	1,347,542	92,761	68,481	132,543	1,470,577	541,826	64,425	30,197	47,352	80,657	4	472,253	66,383	1,347,542	92,761	68,481	132,543	1,470,577	541,826	64,425	30,197	47,352	80,657	
5	437,922	62,276	1,133,149	73,752	89,373	128,847	1,576,403	708,040	65,681	29,723	39,385	77,989	5	437,922	62,276	1,133,149	73,752	89,373	128,847	1,576,403	708,040	65,681	29,723	39,385	77,989	
6	443,727	61,552	1,255,412	87,352	55,304	109,604	1,576,403	708,040	65,681	29,723	39,385	77,989	6	443,727	61,552	1,255,412	87,352	55,304	109,604	1,576,403	708,040	65,681	29,723	39,385	77,989	
7	432,142	56,743	1,068,215	91,059	47,599	104,210	1,428,256	455,476	62,563	29,294	35,995	75,470	7	432,142	56,743	1,068,215	91,059	47,599	104,210	1,428,256	455,476	62,563	29,294	35,995	75,470	
8	428,233	54,678	1,049,342	86,137	35,926	109,000	1,424,024	530,291	67,141	28,552	47,918	74,105	8	428,233	54,678	1,049,342	86,137	35,926	109,000	1,424,024	530,291	67,141	28,552	47,918	74,105	
9	443,835	1,625,703	...	77,106	26,229	9	443,835	1,625,703	...	77,106	26,229
1931. 9	812,936	119,657	1,991,959	98,988	63,125	177,382	2,434,654	876,495	120,311	29,846	78,000	99,213	1931. 10	861,060	112,726	1,937,039	109,683	76,101	201,390	2,534,630	827,876	111,247	32,832	80,264	107,881	
11	734,458	100,954	1,801,526	103,529	69,380	190,339	2,385,081	804,854	100,585	31,863	71,757	101,484	11	734,458	100,954	1,801,526	103,529	69,380	190,339	2,385,081	804,854	100,585	31,863	71,757	101,484	
12	711,889	106,306	1,630,923	98,671	88,247	180,801	2,096,494	996,474	80,876	32,077	65,715	124,514	12	711,889	106,306	1,630,923	98,671	88,247	180,801	2,096,494	996,474	80,876	32,077	65,715	124,514	

(41) 米國貿易月表 (單位千磅) × 印指數

年月	貨物		金		銀		金銀		輸出國別		輸入國別	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	入	出	對歐洲	其他	對歐洲	其他
1931. 12月	152,940	183,578	30,638	89,509	32,651	3,215	2,168	57,905	92,242	91,336	50,231	102,709
1932. 3月	131,189	155,246	24,053	19,238	43,909	1,809	967	23,829	70,415	84,839	36,482	94,859
4月	126,522	135,369	8,847	19,271	79,009	1,890	1,617	59,965	63,033	72,203	34,239	92,437
5月	112,274	132,194	19,920	16,715	212,229	1,547	1,865	135,832	62,223	70,068	28,713	83,562
6月	111,411	114,875	2,864	18,395	226,117	1,401	1,268	207,589	52,309	61,969	25,688	85,723
7月	79,000	107,000	18,000	16,334	23,474	1,288	828	6,680
8月	91,000	109,000	18,000	24,000	18,000	2,352	869
9月	98,000	132,000	34,000	27,957	60
1-6 { 32年	797,894	841,078	43,186	144,109	797,838	10,753	8,270	651,246	393,100	447,784	207,828	540,055
累計 { 31年	1,107,331	1,315,896	208,565	239,941	788	14,020	14,772	194,562	635,942	680,143	320,961	785,959

(42) 英國貿易月表 (單位千磅)

年月	貨物		金		銀		年		數量		金額	
	輸入	輸出(內國)	再輸出	輸出計	入	入	入	出	百斤	千磅	千磅	千磅
1931. 12月	77,027	32,077	5,536	37,614	39,413	17,780	12,961	4,819	6. 12	2,137,588	4,817	4,817
1932. 3月	61,119	31,196	5,424	36,620	24,439	14,139	13,148	991	7. 4	2,061,093	6,487	6,487
4月	53,487	34,782	4,641	39,423	14,064	12,635	6,039	6,596	5	2,380,105	7,751	7,751
5月	55,735	30,197	4,399	34,596	21,139	11,533	7,128	4,405	6	2,734,229	7,613	7,613
6月	57,518	29,724	4,175	33,899	23,619	16,004	8,891	9,113	7	1,623,100	5,053	5,053
7月	51,921	29,294	3,305	32,599	19,322	13,330	6,021	5,309	8	1,165,040	4,124	4,124
8月	53,313	28,552	3,491	32,043	21,270	11,459	10,323	1,136	9	1,218,522	3,847	3,847
9月	54,267	26,229	2,902	32,130	25,137	12,778	11,592	1,186	10	1,456,197	4,421	4,421
1-9 { 1932	520,215	271,107	39,028	310,135	210,080	126,778	103,181	23,597	17,915,840	54,594	54,594	
累計 { 1931	621,347	292,391	48,255	340,646	280,701	70,590	90,367	19,777	12,817,085	39,700	39,700	

(43) 總輸入高

(44) 鐵鋼生産高			(45) 重要礦山産出額 (単位: 千噸)						(46) 米國生産指數 (1923=100)			
年月	鐵鋼	普通鋼	銅	石炭	石油	硫黃	金	銀	年月	總指數	製造品	鍊業品
6. 12	105,423	166,306	6,192	2,250	222,822	4,916	999,578	13,894	1931. 10	73	71	84
7. 1	119,378	142,605	6,102	2,088	205,077	4,944	988,789	12,511	1931. 11	73	71	81
7. 2	117,711	186,675	6,288	2,410	217,678	5,482	1,115,315	13,752	1931. 12	74	73	85
7. 3	134,297	198,399	5,684	2,162	208,951	5,487	1,010,037	12,560	1932. 1	72	71	77
7. 4	133,900	198,558	5,989	2,231	219,486	6,179	981,881	12,657	1932. 2	69	68	78
7. 5	134,090	213,305	5,899	2,141	205,943	6,466	972,946	12,657	1932. 3	67	68	84
7. 6	138,701	194,147	5,775	2,080	218,273	6,835	1,041,480	14,276	1932. 4	64	61	84
7. 7	135,557	184,145	5,397	1,996	213,088	7,207	1,046,639	14,070	1932. 5	60	59	87
7. 8	117,807	177,524	6,087	1,992	198,470	6,795	1,056,773	14,607	1932. 6	59	59	63
7. 9	101,801	148,358	5,126	1,927	199,753	54,588	9,159,151	119,476	1931. 7	58	59	64
7. 10	108,668	139,850	56,100	19,194	2,309,889	40,840	9,175,968	124,079	1931. 8	94	93	97
7. 11	101,801	148,358	5,126	1,927	199,753	54,588	9,159,151	119,476	1931. 9	58	59	64
7. 12	105,423	166,306	6,192	2,250	222,822	4,916	999,578	13,894	1931. 10	73	71	84
7. 1	119,378	142,605	6,102	2,088	205,077	4,944	988,789	12,511	1931. 11	73	71	81
7. 2	117,711	186,675	6,288	2,410	217,678	5,482	1,115,315	13,752	1931. 12	74	73	85
7. 3	134,297	198,399	5,684	2,162	208,951	5,487	1,010,037	12,560	1932. 1	72	71	77
7. 4	133,900	198,558	5,989	2,231	219,486	6,179	981,881	12,657	1932. 2	69	68	78
7. 5	134,090	213,305	5,899	2,141	205,943	6,466	972,946	12,657	1932. 3	67	68	84
7. 6	138,701	194,147	5,775	2,080	218,273	6,835	1,041,480	14,276	1932. 4	64	61	84
7. 7	135,557	184,145	5,397	1,996	213,088	7,207	1,046,639	14,070	1932. 5	60	59	87
7. 8	117,807	177,524	6,087	1,992	198,470	6,795	1,056,773	14,607	1932. 6	59	59	63
7. 9	101,801	148,358	5,126	1,927	199,753	54,588	9,159,151	119,476	1931. 7	58	59	64
7. 10	108,668	139,850	56,100	19,194	2,309,889	40,840	9,175,968	124,079	1931. 8	94	93	97
7. 11	101,801	148,358	5,126	1,927	199,753	54,588	9,159,151	119,476	1931. 9	58	59	64
7. 12	105,423	166,306	6,192	2,250	222,822	4,916	999,578	13,894	1931. 10	73	71	84
7. 1	119,378	142,605	6,102	2,088	205,077	4,944	988,789	12,511	1931. 11	73	71	81
7. 2	117,711	186,675	6,288	2,410	217,678	5,482	1,115,315	13,752	1931. 12	74	73	85
7. 3	134,297	198,399	5,684	2,162	208,951	5,487	1,010,037	12,560	1932. 1	72	71	77
7. 4	133,900	198,558	5,989	2,231	219,486	6,179	981,881	12,657	1932. 2	69	68	78
7. 5	134,090	213,305	5,899	2,141	205,943	6,466	972,946	12,657	1932. 3	67	68	84
7. 6	138,701	194,147	5,775	2,080	218,273	6,835	1,041,480	14,276	1932. 4	64	61	84
7. 7	135,557	184,145	5,397	1,996	213,088	7,207	1,046,639	14,070	1932. 5	60	59	87
7. 8	117,807	177,524	6,087	1,992	198,470	6,795	1,056,773	14,607	1932. 6	59	59	63
7. 9	101,801	148,358	5,126	1,927	199,753	54,588	9,159,151	119,476	1931. 7	58	59	64
7. 10	108,668	139,850	56,100	19,194	2,309,889	40,840	9,175,968	124,079	1931. 8	94	93	97
7. 11	101,801	148,358	5,126	1,927	199,753	54,588	9,159,151	119,476	1931. 9	58	59	64
7. 12	105,423	166,306	6,192	2,250	222,822	4,916	999,578	13,894	1931. 10	73	71	84
7. 1	119,378	142,605	6,102	2,088	205,077	4,944	988,789	12,511	1931. 11	73	71	81
7. 2	117,711	186,675	6,288	2,410	217,678	5,482	1,115,315	13,752	1931. 12	74	73	85
7. 3	134,297	198,399	5,684	2,162	208,951	5,487	1,010,037	12,560	1932. 1	72	71	77
7. 4	133,900	198,558	5,989	2,231	219,486	6,179	981,881	12,657	1932. 2	69	68	78
7. 5	134,090	213,305	5,899	2,141	205,943	6,466	972,946	12,657	1932. 3	67	68	84
7. 6	138,701	194,147	5,775	2,080	218,273	6,835	1,041,480	14,276	1932. 4	64	61	84
7. 7	135,557	184,145	5,397	1,996	213,088	7,207	1,046,639	14,070	1932. 5	60	59	87
7. 8	117,807	177,524	6,087	1,992	198,470	6,795	1,056,773	14,607	1932. 6	59	59	63
7. 9	101,801	148,358	5,126	1,927	199,753	54,588	9,159,151	119,476	1931. 7	58	59	64
7. 10	108,668	139,850	56,100	19,194	2,309,889	40,840	9,175,968	124,079	1931. 8	94	93	97
7. 11	101,801	148,358	5,126	1,927	199,753	54,588	9,159,151	119,476	1931. 9	58	59	64
7. 12	105,423	166,306	6,192	2,250	222,822	4,916	999,578	13,894	1931. 10	73	71	84
7. 1	119,378	142,605	6,102	2,088	205,077	4,944	988,789	12,511	1931. 11	73	71	81
7. 2	117,711	186,675	6,288	2,410	217,678	5,482	1,115,315	13,752	1931. 12	74	73	85
7. 3	134,297	198,399	5,684	2,162	208,951	5,487	1,010,037	12,560	1932. 1	72	71	77
7. 4	133,900	198,558	5,989	2,231	219,486	6,179	981,881	12,657	1932. 2	69	68	78
7. 5	134,090	213,305	5,899	2,141	205,943	6,466	972,946	12,657	1932. 3	67	68	84
7. 6	138,701	194,147	5,775	2,080	218,273	6,835	1,041,480	14,276	1932. 4	64	61	84
7. 7	135,557	184,145	5,397	1,996	213,088	7,207	1,046,639	14,070	1932. 5	60	59	87
7. 8	117,807	177,524	6,087	1,992	198,470	6,795	1,056,773	14,607	1932. 6	59	59	63
7. 9	101,801	148,358	5,126	1,927	199,753	54,588	9,159,151	119,476	1931. 7	58	59	64
7. 10	108,668	139,850	56,100	19,194	2,309,889	40,840	9,175,968	124,079	1931. 8	94	93	97
7. 11	101,801	148,358	5,126	1,927	199,753	54,588	9,159,151	119,476	1931. 9	58	59	64
7. 12	105,423	166,306	6,192	2,250	222,822	4,916	999,578	13,894	1931. 10	73	71	84
7. 1	119,378	142,605	6,102	2,088	205,077	4,944	988,789	12,511	1931. 11	73	71	81
7. 2	117,711	186,675	6,288	2,410	217,678	5,482	1,115,315	13,752	1931. 12	74	73	85
7. 3	134,297	198,399	5,684	2,162	208,951	5,487	1,010,037	12,560	1932. 1	72	71	77
7. 4	133,900	198,558	5,989	2,231	219,486	6,179	981,881	12,657	1932. 2	69	68	78
7. 5	134,090	213,305	5,899	2,141	205,943	6,466	972,946	12,657	1932. 3	67	68	84
7. 6	138,701	194,147	5,775	2,080	218,273	6,835	1,041,480	14,276	1932. 4	64	61	84
7. 7	135,557	184,145	5,397	1,996	213,088	7,207	1,046,639	14,070	1932. 5	60	59	87
7. 8	117,807	177,524	6,087	1,992	198,470	6,795	1,056,773	14,607	1932. 6	59	59	63
7. 9	101,801	148,358	5,126	1,927	199,753	54,588	9,159,151	119,476	1931. 7	58	59	64
7. 10	108,668	139,850	56,100	19,194	2,309,889	40,840	9,175,968	124,079	1931. 8	94	93	97
7. 11	101,801	148,358	5,126	1,927	199,753	54,588	9,159,151	119,476	1931. 9	58	59	64
7. 12	105,423	166,306	6,192	2,250	222,822	4,916	999,578	13,894	1931. 10	73	71	84
7. 1	119,378	142,605	6,102	2,088	205,077	4,944	988,789	12,511	1931. 11	73	71	81
7. 2	117,711	186,675	6,288	2,410	217,678	5,482	1,115,315	13,752	1931. 12	74	73	85
7. 3	134,297	198,399	5,684	2,162	208,951	5,487	1,010,037	12,560	1932. 1	72	71	77
7. 4	133,900	198,558	5,989	2,231	219,486	6,179	981,881	12,657	1932. 2	69	68	78
7. 5	134,090	213,305	5,899	2,141	205,943	6,466	972,946	12,657	1932. 3	67	68	84
7. 6	138,701	194,147	5,775	2,080	218,273	6,835	1,041,480	14,276	1932. 4	64	61</	

(60) 各國失業状況表 × 印換算 (國際聯盟制)

年 月	獨逸		英國 (國別失業率加入者)		伊太利 (國別)		塊太利 (國別)		波蘭 (國別)		白耳義	
	全體失業	失業率	全體失業	失業率	全體失業	失業率	全體失業	失業率	全體失業	失業率	全體失業	失業率
1931. 12	42.2	22.3	2,263	17.7	982	3.2	312	13.4	129	17.0	129	17.0
1932. 2	44.1	22.6	2,318	18.2	1,148	3.8	350	15.6	169	21.0	169	21.0
3	44.6	22.9	2,233	17.5	1,053	3.3	362	16.3	158	19.3	158	19.3
4	43.9	22.1	2,205	17.3	1,000	4.1	304	15.5	153	18.7	153	18.7
5	43.3	22.9	2,184	17.1	968	5.0	271	14.4	161	18.9	161	18.9
6	43.1	22.4	2,358	16.8	905	5.5	307	11.2	157	18.7	157	18.7
7	43.9	23.0	2,185	17.1	931	5.8	264	10.3	157	19.6	157	19.6
8	44.0	23.2	2,216	17.4	946	5.7	218	10.3	169	19.6	169	19.6
1931. 8	33.6	21.4	2,377	16.8	670	5.2	246	10.6	71	9.9	71	9.9

(61) 失業状況推定概観 (内務省社政局)

年 月	給料生活者			日 傭			其 他			計		
	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率
6. 7	1,649	71	4.32	1,651	155	9.37	3,684	181	4.91	6,984	407	5.83
8	1,651	73	4.43	1,652	159	9.63	3,691	187	5.05	6,994	419	5.98
9	1,656	74	4.47	1,657	164	9.92	3,764	187	4.97	7,078	426	6.01
10	1,659	75	4.49	1,665	174	10.43	3,707	191	5.15	7,031	439	6.24
11	1,663	77	4.60	1,675	181	10.78	3,717	198	5.32	7,054	455	6.45
12	1,664	77	4.65	1,666	189	11.34	3,718	204	5.50	7,047	471	6.68
1	1,663	78	4.69	1,667	193	11.59	3,672	204	5.85	7,002	486	6.94
2	1,664	78	4.71	1,667	192	11.51	3,680	215	5.84	7,012	485	6.92
3	1,653	77	4.68	1,654	189	11.45	3,659	207	5.66	6,966	474	6.80
4	1,663	82	4.91	1,662	190	11.46	3,692	210	5.70	7,017	482	6.87
5	1,669	81	4.86	1,671	193	11.53	3,702	209	5.65	7,043	483	6.86
6	1,670	82	4.93	1,691	189	11.22	3,696	211	5.70	7,047	482	6.83

- 24 南京政府滿洲國海關閉鎖を決定。
- 24 米國東部四大鐵道合同成る。
- 24 イラク國聯盟加入可決さる。
- 25 日本労働組合會議生る。
- 25 チェッコスロバキア中央銀行公定割引歩合を五厘引上げ四分半とす。
- 25 國民政府の滿洲海關閉鎖實施、山海關以南で關稅徵收。
- 26 農村經濟更生部新設閣議決定。
- 26 藏券五千萬圓日銀引受をもつて發表決定。
- 26 英國政府、議會に對しブナー協定採擇を勸告す。
- 26 トルコ輸入制限令改正、本日より實施さる。
- 26 ドイツ農相ブラウン氏は農民の窮迫匡救のため或種外國品の輸入制限と農民賃金の利子モラトリアムの必要を力説。
- 27 政府買上産金千三百三十九貫時價換算千四百萬圓米國へ現送。
- 27 日滿兩國合辦で滿洲航空會社設立の件發表。
- 27 揮發油値上に反對し自動車八百餘臺商工省に押しかく。
- 27 獨逸政府、軍縮會議に關する佛首相の抗議に反駁聲明を發す。

- 27 米國海軍長官羅遜艦三隻即時建造發表。
- 27 各國政府間の負債問題解決の爲め委員會組織さる。
- 28 郵貯利下に伴ふ預金部への預金利率引下に關し大藏省令改正發表。
- 28 預金部運用委員會預金部資金の利下げを決定。
- 28 スノーデン氏他二名マルドナルド内閣を去る。後任直ちに決定。
- 28 南京政府は對日國匪賠償金支拂停止を否認。
- 28 ドイツ政府はアメリカ政府に對し九月卅日満期の債務七百八十萬ドルの支拂延期を通告。
- 29 滿鐵重役會に於て、最後の決定をみた昭和製鋼所並に碓安會社設立案に林總裁は決裁を與へた。
- 29 東京ガソリン爭議調停に商工省が乗出した。
- 29 アメリカ労働聯盟米國失業者千百五十萬と發表。
- 29 勞農政府は農産物增收方法に關する指令を發した。
- 30 米大西洋艦隊明年三月演習終了迄太平洋に殘留延期を發表。
- 30 イギリス軍事公債は九割二分まで借替を了した。

- 六錢と発表。
- 29 生絲千百圓と躍騰、清算市場遂に立會中止。
- 29 英國米佛からのククレヂツト總額八千萬磅を完済。
- 29 滿洲國財政部山海關に海關を設置に決定。
- 29 印度政府はイギリス品以外の綿製品に對し増税決定。
- 30 生絲相場續騰再び立會中止

九 月

- 1 負債整理法案政友會の修正通り衆議院で可決。
- 1 朝鮮銀行では公定割引歩合二厘引下げに決定。
- 1 英紡織業愈々擴大し工場閉鎖九割に上る。
- 2 追加豫算案貴院豫算總會で可決、本會議も通過す。
- 2 露國食糧不足甚しく、食糧配給令を制定す。
- 3 紡績聯合印度關稅引上に反對の聲明書を發表。
- 3 墨西哥、銀貨輸入禁止。
- 3、ダニユーブ經濟會議開催。
- 5 獨逸に戻稅證券制度實施さる。
- 5 米國政府藏券十一億弗發行
- 6 臨時議會通過の不動産融資及損失補償法、産業組合法、外に法律公布。
- 6 英勞働相綿業爭議妥協を勸告。
- 6 支那排日取締に眞剣な態度を示し、公安局より脅迫及び日貨抑留に就て嚴重處罰方發

- 30 爲替下落による外貨債利拂負擔加重のため電力會社の救済運動起る。
- 30 ドイツ國會開會、ナチス先ず議長選舉に勝つ。
- 31 ノールウエ國立銀行公定割引歩合を四分に引下ぐ。
- 31 スエーデン中央銀行割引率合四分から三分半に引下ぐ。

- 令。
- 7 フランスはダニユーブ關稅同盟案の計畫を拋棄した。
- 8 東電日電對市電賣電紛争に電力聯盟顧問會の裁定下る。
- 9 鋼材先物値段一舉七圓上げ決定。
- 9 英國對佛ククレヂツト完済。
- 10 ポリヴィア・パラグアイ兩國軍大衝突。
- 11 獨逸の軍備均等要求の覺書に對し佛國回答、佛國は獨逸と單獨商議を拒絕す。
- 11 チベット軍隊が、英國の援助の下に雲南、青海に向ひ進撃。
- 12 獨逸國會召集、パーベン首相即日國會を解散す。
- 13 イギリス勞働大臣ペタートン氏の斡旋による織布爭議勞資會議開會。
- 14 12月以降人絹操短率全廢。
- 14 佛大統領ゾーメ暗殺犯人ゴルグロフ死刑執行。
- 14 米國全國在郷軍人大會の委

- 員會は聯邦政府に對し恩給證書の即時現金拂を要求する決議案を採擇、但し大統領フーパー氏は要求拒絕を聲明す。
- 15 日本滿洲國を承認日滿兩國議定書新京に於て調印。
- 15 獨逸は軍備均等が容認されざる限り軍縮會議不参加の旨通告。
- 16 國民政府日本の滿洲國家承認に關し九國條約調印各國の在支使臣に同文通牒を手交。
- 16 カナダのアルミニウム會社ソ聯邦と取引契約成立。
- 16 フランス公債低利借換案上下院通過。
- 17 滿洲國政府は滿洲國領事館設置に關する宣言を發表した。
- 18 全國米穀取引所及び取引員組合大會は米專賣制度反對を決議す。
- 18 聯盟支那代表部は事務局長ドラモンド氏に對し日本政府の滿洲國承認に對する抗議書を提出す。
- 18 ロイドジョージ氏は獨逸の軍備均等要求を支持する旨の論文發表。
- 19 第十四師團歸還に伴ふ一部交代兵滿洲派遣の件發令さる。
- 19 國際決済銀行獨逸國立銀行の利下を許可す。
- 19 伊露石油二百萬噸賣買協定成立。
- 19 フィリッピン在留支那商人

- 大會日本品ボイコット決議。
- 20 石炭鑛業聯合會販賣統制案を理事會で決定。
- 20 米國海軍省太平洋根據地に三百萬弗の工業施行を發表。
- 20 フーヴァー大統領は獨逸の軍縮會議復歸を要望する聲明書を發表した。
- 20 ガンヂー氏反英斷食抗爭を開始。
- 21 硫安販賣統制機關創立。
- 21 橫濱生絲取引組合協議會は生絲の販賣統制に關し反對聲明書發表。
- 21 獨逸中央銀行公定割引歩合を五分より四分に引下ぐ。
- 21 アメリカ中西部諸州農民休日組合は相場の騰貴を見るまで農産物を賣止めするやう中西部十一州の全農に同章を發した。
- 22 滿洲の對支關稅規定發表。
- 23 日露石油販賣交渉調印を了す。
- 23 英紡織業一ヶ月ぶりに解決。
- 23 メキシコ金本位復歸の準備として國內産金の政府買上を聲明。
- 23 第六十八回聯盟理事會デ・ザアラ氏議長の下に開會、ボバ兩國紛争調停に關する特別委員會設置さる。
- 24 聯盟理事會日本側提案の滿洲調査團報告審議延期を可決。
- 24 日露石油交渉調印完了。

- 加豫算第一次査定大綱發表。
- 11 百貨店協會「自制案」聲明。
- 11 アメリカ政府關稅局は日本よりポロ輸入制限實施。
- 11 スペイン叛軍首領サンプルホ將軍就縛叛亂鎮壓さる。
- 12 全國農區大會政府の時局對策に就き不滿を決議し陳情。
- 12 英帝國經濟會議卸賣物價水準の國際的引上げ急務を聲明
- 13 日露漁業交渉成立し特別協定の調印完了。
- 13 商工省の中小商工業融資五千萬圓決定。
- 13 夏秋蠶繭の約二割を棚上すべく農林省は共同保管助成金を交付することとなつた。
- 13 ヒットラー組閣交渉決裂。
- 14 洋灰限産率(9.10.11月)現行率五割六分を五割七分五厘に擴張。
- 15 時局匡救豫算第二次査定。各省の四千六百萬圓復活要求を容認。
- 15 國民政府財政部は九月一日より對支輸出品に對する領事證明書添付制度を實施し以後四ヶ月間を準備期間として一月一日より規定通りの罰則を實行するに決定。
- 16 郵貯三分に利下、十月一日より施行と閣議決定。
- 16 滿洲國外交部は國境方面に於ける赤軍の軍事行動に關しハルピンサザエート總領事に抗議した。
- 17 日銀第三次利下(各二厘方)

昭和七年重要日誌(第三四半期)

- 十八日より實施の旨發表。
- 17 逓信省簡保運用委員會救農貸付償還延期と利率引下げ綱要發表。
- 17 獨首相パーベン氏はワイマール憲法擁護派を率ゐて現政府を保持せんとする決意を有する旨言明。
- 18 首相暗殺陰謀暴露し今收博士等起訴さる。
- 18 全日本商店會聯盟成立。
- 18 スペイングラナダ地方にゼネスト起る、原因は帝政派の叛亂に際して官憲の強硬手段に對する不滿。
- 18 上海の排日テロ再び險悪化する。
- 19 米國來月十八日に二大隊を上海に増兵することに決定。
- 19 米國、資金五千萬弗の商品金融會社設置の計畫を發表。
- 19 オッタワ會議に於て英本國とインド、南阿、ニューファウンドランド各政府との間に個別的協定の調印行はる。
- 20 聖上四百八十萬圓御下賜。
- 20 高橋藏相は爲替安定策なく靜觀の外なしと語る。
- 20 第七回大藏省證券八千萬圓日銀及び預金部引受けで發行日歩九厘六毛。
- 20 抗日救國會の活躍により北平の日貨排斥益々激化する。
- 20 漢口の除奸團排日運動を起す。
- 21 日活二百名整理發表、爭議開始。

- 22 第六十三議會召集。
- 22 三菱三百萬圓を政府に寄託
- 22 ブラヂル革命の擴大に伴ひ全市に戒嚴令布かる。
- 22 ヒートラー氏は國粹社會黨員五名の死刑に關し挑戰的抗議を政府に送る。
- 22 關東軍特務部は滿洲移民に屯田式移民法を採用するに決定。
- 22 八月27日アムステルダムに開かるべき反軍國主義大會に出席のソ聯邦代表に對しオランダ政府は旅券の査證を拒絶
- 23 第四十二回預金全部運用委員會時局匡救融通資金一億八千九百萬圓決定。
- 23 時局匡救第六十三議會開會
- 23 愛蘭國衛軍を組織す。
- 23 漢口支那綿絲同業會は九月一日砂糖及び海産物同業會社は廿四日より日貨取引停止決議す。
- 23 オーストリー國立銀行七分より六分に利下げ。
- 24 自治農民協會農村救済の請願書五萬通を議會に提出。
- 24 東歐農業國經濟調査常設委員會開會、東歐諸國が共同戰線を張つて西歐債權へ農産物の特惠待遇要求すべく審議。
- 25 産業組合中央金庫利率及び水曜會館資金利引下決定。
- 25 爲替安で各市場一齊に熱狂的活躍を演じ、綿絲は東西ともに帳簿整理のため市場休會
- 25 アメリカ中西部に農夫休日運動起る。
- 25 米國、本邦ゴム靴に投資稅賦課と報ぜらる。
- 26 中小商工業融資損失補償制度實施要項商工省發表。
- 26 東京、横濱、名古屋、大阪神戸の市中銀行利下げ實施。
- 26 全米産業巨頭會議ワシントンに開催、フウバー大統領は開會演說に於て信用の擴張、労働者就業率の増加及び農業の恢復を力説。
- 26 ドイツ聯邦ツールンゲン議會に於ける閣員改選投票の結果ナチスは三分の二を得票、七閣員中六閣員を獲得。
- 27 東京商工會議書委員會は米穀專賣法案反對の聲明を發表
- 27 ランカシア紡績大罷業開始さる。
- 27 米國輸入硫安にダンピング課税と報ぜらる。
- 27 國際反戰大會アムステルダムに開催。
- 27 ソ聯政府は國境線問題に關する滿洲國政府の抗議に對し事實無根なる旨回答を發す。
- 27 北平の排日運動激化し、平漢鐵道局は遂に日貨の運輸を中止する旨發表。
- 28 率勢米價問題を繞りて政府對政友會の對立硬化。
- 28 魚河岸爭議圓滿解決。
- 28 伊太利紡績賃銀一割引下成功。
- 29 臨時議會會期三日延長決定
- 29 政府産金買上値段八圓四十

昭和七年重要日誌(第三四半期)

- 17 愛蘭に英國商品ボイコット起る。
- 18 政府産金買上値段7圓70銭産金買上指定商三菱鑛業、日本鑛業の二社に決定。
- 18 滿洲事件費公債四千萬圓發行。
- 18 失業救済費國庫補助費五百六萬圓の割當決定。
- 18 獨逸聯邦政府屋外示威運動禁止法令を公布。
- 19 失業對策委員會設置閣議で決定。
- 19 五相會議に於て農村及中小商工業者救済案の大綱決定。
- 19 ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ三國間の關稅引下協定調印さる。
- 20 ドイツ聯邦政府のクーデター斷行で伯林株式取引所は事實上停頓に陥る。
- 20 軍縮一般委員會再開、軍縮決議案につき英米佛伊四ヶ國代表間に妥協成立。
- 21 通信救農事業費三千二百余萬圓を省議決定。
- 21 滿洲四頭政治統一案の大綱決定。
- 21 オッタワに於けるイギリス帝國會議、開會加奈陀首相ペンネット代議長に推し、五委員會設置す。
- 22 全國町村長代表四十余名救農の英斷を首相に懇談す。
- 22 閣議に於て選舉法改正に關し法制審議會に諮問するに意見の一致を見る。

- 22 ランカシアのパーンレー織布工罷業開始。
- 22 滿鐵五千圓社債發行條件決定。
- 22 勸銀は農村貸付中利率の比較的高きものを引下ぐ。
- 23 印度紡績聯合會は日本品に對する關稅引上の請願電報を發す。
- 23 有吉氏駐支日本公使任命。
- 24 全國勞農大衆黨、社會民衆黨合同し「社會大衆黨」結成。
- 24 東北地方の土木事業臨時議會を待たず開始するに内務省主腦部意見一致す。
- 25 全國水産業大會漁村救済を要望。
- 25 滿洲國財政部治氏は關稅擔保外債負擔部分に關する根本原則につき聲明を發す。
- 25 滿洲國內の郵政局を南京政府側閉鎖。
- 25 北九州地方非常時國家總動員現地會議八幡製鐵所内に開かる。
- 26 滿鐵總裁に林博太郎伯就任
- 26 關東軍司令部新京に移轉決定。
- 26 愛蘭緊急關稅法實施。
- 26 滿洲國郵政事務開始、新切手發行さる。
- 26 滿鐵社債五千萬圓發行、三千萬圓はシンジケート銀行引受、二千萬圓は公募。
- 27 農漁村缺食兒童二十萬突破と文部省調査の結果發表。
- 27 水町袈裟六氏滿洲國首席を

- 内諾。
- 28 滿洲國海關封鎖八月一日實施に南京中央政治會議で決す
- 28 米國恩給軍ワシントンで暴動化し、鎮壓の爲軍隊出動す
- 29 滿洲國特使、總務長官駒井徳三氏飛行機で入京す。

八 月

- 青森は八月上旬一週間、北海道は八月四日頃より九月中旬まで洪水あり。
- 1 八月一日支拂期日米穀證券(第五回)五千七百二十一萬七千圓の中四百二十一萬七千圓を現金償還し殘額五千三百萬圓借換發行決定。
- 1 六分半利付米貨公債額面三百萬九千弗買入銷却を大藏省發表。
- 1 滿洲中央銀行は二十數ヶ所の爲替取組地決定發表す。
- 2 滿洲國政府資本金銀五千萬元の勸業銀行設立決定。
- 2 南京政府財政部は七月卅一日期限の對日國匪賠償金の支拂方を發令す。
- 3 第四十一回預金部資金運用委員會、中小商工業、農村其他への資金融通條件決定。
- 3 商工省では中小商業者の組合制度確立するために商業組合法の要綱を決定。
- 3 南京政府は八月四日より輸入稅率引上を斷行に決定す。
- 3 ナチス領袖會議は政府に對し共產黨を違法團體と認め國

- 30 東京市の買電量、東、日、鬼各社割當數量決定。
- 30 支那政府は國匪賠償金の對日支拂停止を聲明。
- 30 ポリヰア・バラグアイ間衝突迫り亞、伯、智の三國調停に立つ。

- 會、州議會に議員選出の資格取消要求をなす。
- 5、魚河岸問屋側と買出人側との間に突如爭議起る。
- 5 白耳義の炭鑛爭議益々險惡化し、九割三分の炭工夫調停拒絶、賃銀五分値上げ主張す。
- 6 國民政府行政院長汪兆銘南京政府宛辭表を提出す。
- 7 南京政府羅文幹氏辭表を提出。
- 8 滿洲國國務會議に於て同國駐日代表は鮑觀澄氏と決定。
- 9 關東軍司令官、特命全權大使關東長官に武藤信義大將親補さる。
- 9 帝國農會は農村非常時匡救斷行を政府に建議すべく臨時總會、開會原案修正の上可決。
- 9 大藏省銀行局議に於て不動産固定貸資金化國家補償に關する原案を決定。
- 9 南京政府行政院副院長宋子文氏以下各部長辭表提出。
- 9 ドイツ聯邦政府政治的騷擾鎮壓令を公布。
- 10 スペイン首都で帝政派暴動
- 11 時局匡救に關する七年度追

昭和七年第三四半期日誌

七 月

昭和七年重要日誌(第三四半期)

- 1 資本逃避防止法實施さる。
- 1 保證準備擴張實施さる。
- 1 滿洲中央銀行開業。
- 1 國際勞動局長後任にパトラ氏選舉さる。
- 2 外貨證券賣買に日銀スタンプ押捺。
- 4 ルーマニアに財政難の爲め各地に暴動頻發。カロール陛下自ら鎮壓。
- 5 第二次日本共産黨事件論告狀求刑。
- 5 關東廳は逃資防止法に關聯して滿鐵附屬地への送金自由の旨發表。
- 5 安東海關の紛糾解決。滿州國の手に依り執務開始さる。
- 6 内田康哉氏外相に就任。
- 6 五千萬圓の滿鐵社債成立。
- 6 特別聯盟總會はトルコの聯盟加入招請案を可決。
- 7 印度帝銀五分より四分に利下。
- 7 米國失業救濟案下院通過。
- 8 撫順炭輸入制限問題の調停案滿鐵石炭聯合會に手交。
- 8 大藏省資本逃避防止委員會の規定と委員決定。
- 8 ローザンヌ賠償協定成立。
- 8 支那元本位採用に決定。
- 9 戦債問題に關し支拂能力以上の額を強請せぬ旨アメリカ政府闡明す。
- 11 白耳義に炭礦爭議勃發し軍兵により鎮壓さる。
- 11 ダンチヒ銀行四分に利下。
- 12 オッタワ會議の議題發表さる。
- 13 アルゼンチン、ウルグワイと國交斷絶。
- 14 農林省土木事業原案一億八千萬圓、内務省の救農費一億四千萬圓各々省議決定。
- 14 上海駐屯の我が陸軍隊は現駐地域より全部撤兵に決定。
- 14 英帝國特惠關稅廢棄を含む。緊急財政法案愛蘭下院通過滿洲國海關分擔の外債償還金確保の旨、謝外交總長中外に聲明。
- 15 撫順炭移入制限問題妥協成立、撫順炭20萬噸、内地炭80萬噸の送炭減少に決す。
- 15 ロザンヌ條約並に英佛伊白西國の紳士協定全文を英國外務省發表。
- 15 大阪綿業團體及び大阪商工會議所は關稅引上に就き印度政府に反省を促す。
- 15 埃國政府外債務支拂禁止す
- 16 官吏身分保證案閣議決定。
- 16 グラス通貨擴張法案アメリカ下院で否定さる。

日本經濟年報各輯目次

第一輯 (昭和第一、第二、四、五年)

- 第一部 現日本を強襲しつつある恐慌の本質
 - 第一節 日本恐慌の特殊性
 - 一、慢性化する日本恐慌
 - 二、世界大戦と日本經濟の歪曲
 - 三、景氣の假装的回復
 - 四、關東大震火災と偽善暴落
 - 五、昭和二年の金融恐慌
 - 六、金融禁問題の切實化と平價切下論
 - 第二節 金融禁實現の過程
 - 一、最悪の時機
 - 二、大銀行大事業家の吐
 - 三、政變
 - 四、短期々限付金融禁實現
 - 第三節 金融禁の所産
 - 一、金融禁實施當時の日本經濟の位置
 - 二、物價下落と購買力減退
 - 三、銀行家と大事業家
 - 第四節 世界恐慌の重疊
 - 一、米國の株式恐慌
 - 二、農業恐慌
- 第二部 各經濟部面の分析
 - 第一節 一般景氣
 - 一、上半期の輸出入激減
 - 二、物價下落と貿易
 - 三、原料品の輸出入大減少
 - 四、生絲と棉花と
 - 五、海外市場の展望
 - 第二節 金融及び資本市場
 - 一、正貨の流出
 - 二、通貨の收縮
 - 三、貯蓄の減少
 - 第三節 恐慌期に於ける金融資本の
 - 一、反動後の米國財界
 - 二、恐慌の全世界化
 - 三、金融の變化
 - 四、日本恐慌への重疊
 - 五、日本恐慌の重疊
 - 六、日本恐慌を深化する銀價の暴落
 - 第四節 主要事業の打撃とそれへの對策
 - 一、生産財の需要減退
 - 二、事業會社の打撃
 - 三、未償有の繰短時代
 - 四、企業結合と合理化
 - 五、企業合理化助成會社
 - 第五節 株式恐慌と其の影響
 - 一、株式恐慌の程度
 - 二、如何に影響するか
 - 三、井上總相の手腕
 - 四、社債の微塵
 - 第六節 失業・減給・買下・争議
 - 一、失業
 - 二、減給・賃金引下
 - 三、小賣物價と生活費
 - 四、争議
 - 第七節 農村の窮迫
 - 一、玉蕊五十が敷島一つ
 - 二、農産物價額の激落
 - 三、農價の激落
 - 四、失業農農の増加
 - 五、借金の激増

- 成長**
- 第一節 日本に於けるカルテル、トラスト
 - 一、生産の集中と資本の集積
 - 二、日本に於けるカルテル、トラスト
 - 第二節 金融資本の登場
 - 一、金融資本と國家及び商業資本

第二輯 (昭和四五年)

- 二、金融恐慌後の金融資本
- 三、金融資本と主要産業
- 第三節 恐慌期に於ける金融資本の成長
- 一、金解禁と金融資本
- 二、金融資本の産業支配への進出
- 三、國産奨励と輸出振興

- 四、小作農の傾向
- 第三節 農業恐慌に對する政府及地主の對策
- 一、對策の主要方向
- 二、農業の合理化
- 三、富みの涵養策

第三部 各經濟部面の分析

- 第一部 世界經濟の地位と日本恐慌**
- 其後の發展**
- 第一節 現世界恐慌の歴史的位地
 - 一、二つの見解
 - 二、資本主義の一般的没落論
 - 三、貨幣用金不足論
 - 四、二見解の對立
 - 第二節 世界經濟の航空機(上)
 - 一、物價
 - 二、爲替、通貨、金利
 - 三、生産、失業等
 - 四、貿易、株價
 - 第三節 世界經濟の航空機(下)
 - 一、北米合衆國
 - 二、英國
 - 三、獨逸
 - 四、佛蘭西
 - 五、其他歐洲諸國

- 六、加奈庇、南米、濠洲
 - 七、支那及印度
 - 八、サウエートナム西亞
 - 第四節 世界經濟の今後と日本の地位
 - 第五節 昭和五年第三四半期に於ける日本恐慌の發展
- 第二部 日本に於ける農業恐慌**
- 第一節 農業恐慌と日本農業の特質
 - 一、農業恐慌の爆發
 - 二、日本に於ける零細農制
 - 三、土地所有の零細化
 - 四、小作地に於ける零細農制
 - 五、零細農制に於ける矛盾と現農業恐慌
 - 第二節 現農業恐慌の分析
 - 一、農産物價格の激落
 - 二、恐慌急性化の直接的モメント
 - 三、農業恐慌の進展と農村の窮迫化

- 第一節 一般景氣
- 一、物價
- 二、株價
- 三、金利
- 四、生産
- 五、鐵道貨物
- 六、倉庫在荷
- 第二節 貿易の状況
- 一、輸出入とも三、四割減
- 二、貿易額減少の内容
- 三、對支輸出の状況
- 四、外國に於ける新關稅と日本政府の輸出振興策
- 第三節 金融及資本市場
- 一、正貨流出と爲替市場
- 二、金融の硬化傾向と金利
- 三、貯蓄の減少
- 四、貸出回収難と證券投資の減少
- 五、大藏省預金部の資金運用
- 六、起債市場の萎微と事業金融の便害
- 七、金融難への政府の對策
- 八、外資輸入計畫擱置と資本流出
- 第四節 各重要生産部門の状況

濟の前途

- 一、紡織業
- 二、製糖業
- 三、製鋼業
- 四、炭礦業
- 五、化學肥料業
- 第五節 資本家的恐慌對策
- 一、生産費切下の主要方法
- 二、企業結合、カルテル運動の盛行
- 三、産業合理局の實績
- 四、産業調査協會と銀行融資聯盟
- 五、生産證券株式會社
- 第六節 労働者の状態
- 一、失業及失業
- 二、勞働及び俸給

- 三、労働階級の闘争
- 第七節 政府の失業對策
- 一、失業救済國庫補助
- 二、失業防止委員會
- 三、失業救済事業の地方債其他
- 第八節 財政に於ける恐慌の影響
- 一、昭和四年度最短期國庫預計
- 二、昭和五年度最短期國庫預計
- 三、昭和六年度最短期國庫預計
- 第九節 倫敦條約問題と海軍補充計畫
- 一、軍令部と政府との抗争
- 二、艦府と政府との抗争
- 三、海軍補充計畫と海軍問題 (附録) 重要統計表

第三輯 (昭和四五年)

- 第一部 金問題と現恐慌の原因**
- 第一節 依然たる恐慌の進行と其原因論
 - 第二節 生産過剩の意味
 - 第三節 國際聯盟の金委員會報告
 - 第四節 金と物價との關係
 - 第五節 現恐慌の原因
- 第二部 現恐慌と朝鮮及臺灣の農業問題**
- 第一節 現恐慌と殖民地問題の重要性

- 一、朝鮮經濟の特質と農業問題の重要性
 - 二、朝鮮農村の土地所有状態
 - 三、農民貧困化の原因
 - 四、現恐慌と朝鮮農業
 - 第二節 臺灣
 - 一、臺灣事件の意義
 - 二、日本經濟と臺灣
 - 三、臺灣に於ける農業問題とその重要性
 - 四、現恐慌と臺灣農業
- 第三部 各經濟部面の分析と日本經濟の前途**

- 第一節 世界經濟の大勢
- 一、恐慌状態更に進展
- 二、支那國民政府の勢力伸張と滿洲問題其他
- 三、農業恐慌の深化
- 四、世界經濟前途の展望
- 第二節 日本の景氣概観
- 一、物價は續いて下落
- 二、金融は續強に推移
- 三、株價著しく回復
- 四、生産界は依然不振
- 第三節 對外貿易及國際收支
- 一、商品輸出入
- 二、昭和四年の貿易外收支
- 三、昭和五年の國際收支推定
- 第四節 金融及資本市場
- 一、地方銀行の動搖
- 二、金融救済策と都市金融
- 三、都市銀行の手計
- 四、資本市場は萎縮のまま
- 第五節 主要産業の状況
- 一、各産業の分析
- 二、重要商品の生産、共販
- 第六節 農業恐慌の發展
- 一、農産價格の激落
- 二、農村收入減とシエーレの擴大
- 三、租稅公課の重壓
- 四、農業労働賃金の激落
- 第七節 労働者の状態

- 一、失業及失業
- 二、賃金と小賣物價
- 三、労働争議
- 四、労働統計實地調査の結果
- 第八節 労働調査の結果
 - 一、全国及府縣の人口
 - 二、市郡の人口
 - 三、所謂大東京の人口
 - 四、帝國全版圖の人口
- 第九節 經濟政策
 - 一、農林合同會社
 - 二、農林關係の引上

第四編 (昭和四、六年)

- 第一部 日本經濟と滿洲問題
 - 第一節 滿洲の地理と資源
 - 一、滿洲問題の重要性
 - 二、滿洲の地理的境界
 - 三、關東州及南滿洲鐵道附屬地
 - 四、北滿及南滿
 - 五、地勢及資源
 - 第二節 滿洲と日本經濟
 - 一、民族と日滿關係
 - 二、滿洲に關する中日外交關係
 - 三、資源問題と米國の對滿進出
 - 四、特殊關係の要約

- 第二部 恐慌下に於ける事業會社の基礎
 - 第一節 代表的百三十二會社の損益決算
 - 一、收入支出及利益の決算
 - 二、株主配當の状況
 - 第二節 百三十二會社資産負債の變化
 - 一、滿洲に於ける日本の投資
 - 二、中日合辦事業
 - 三、日本による鐵道の支配と鐵道問題
 - 四、滿洲に於ける日本の金融網
 - 五、市場割占と原料獲得
 - 六、滿洲問題の主要方面

- 第三部 各經濟面への分析と日本經濟の前途
 - 第一節 世界經濟の大勢
 - 一、小形の恐慌に對する變化
 - 二、米國株式市場の減退
 - 三、生産の減退と失業者の増加
 - 四、未曾有の金利低率
 - 五、二個の根本問題
 - 第二節 日本の景氣概観
 - 一、戻れる物價底入
 - 二、虚偽的株價騰貴
 - 三、商品の品ガスレ
 - 四、大萎縮せる生産界
 - 五、鐵道貨物の減退
 - 第三節 第一四半期の對外貿易
 - 一、輸入超過の減退
 - 二、輸出減少の内容
 - 三、輸入減少の内容
 - 四、悲むべき「貿易の改善」
 - 五、入超は繼續し得るや
 - 第四節 金融及資本市場
 - 一、短資市場の大變遷
 - 二、金利低率の效果
 - 三、資本市場の縮小と見通す
 - 四、地方金融は依然窮乏
 - 五、閉店休業及睡眠銀行
 - 六、地方金融の前途は暗黒

- 第一部 歐洲恐慌の歸來と世界經濟の前途
 - 第一節 歐洲恐慌の歸來
 - 一、第二四半期の中心問題
 - 二、恐慌線が示す世界經濟の台地
 - 三、恐慌が激化するまで

第五編 (昭和四、六年)

- 第五節 カルテルの活動
 - 一、概観
 - 二、主要事業の生産制限
 - 三、事業別カルテルの現況
 - (A)紡織業 (B)製紙業 (C)人造絹
 - 織業 (D)ラミー紡織業 (E)綢緞紡
 - 織業 (F)炭礦業 (G)鑛工業 (H)
 - 鑛業 (I)セメント事業 (J)鑛業
 - 工業 (K)炭化石灰業 (L)石灰鑛業
 - (M)炭化石灰業 (N)鑛工業
 - (O)製紙事業 (P)板紙事業
 - 第六節 労働者の状態
 - 一、就業及失業
 - 二、労働賃金と其實質收入
 - 三、労働者の賃金不付
 - 四、労働争議
 - 第七節 農村の状态
 - 一、恐慌状態は徐々に強化

- 第二部 恐慌下に於ける事業會社の基礎
 - 第一節 代表的百三十二會社の損益決算
 - 一、收入支出及利益の決算
 - 二、株主配當の状況
 - 第二節 百三十二會社資産負債の變化
 - 一、滿洲に於ける日本の投資
 - 二、中日合辦事業
 - 三、日本による鐵道の支配と鐵道問題
 - 四、滿洲に於ける日本の金融網
 - 五、市場割占と原料獲得
 - 六、滿洲問題の主要方面

- 第十一節 經濟政策
 - 一、重要事業の統制
 - 二、統制證券法
 - 三、關稅政策
 - 第十二節 行ける國家財政
 - 一、資本主義經濟内の統制經濟
 - 二、緊縮政策を要する理由
 - 三、昭和六年度豫算の概観
 - 四、五年年度豫算の赤字問題
 - 五、井上總相の選挙
 - 六、依然たる軍事實中心の財政
 - 七、昭和六年度の減稅計劃
 - 八、財政の前途の見通し
 - 第十三節 日本經濟前途の展望
 - 一、重要統計表
 - 二、昭和六年第一四半期重要日誌
 - 三、重要索引—滿洲地圖

- 第二部 歐洲恐慌に對する經濟政策の無能
 - 一、恐慌の擴大及び
 - 二、恐慌の地位と賠償問題の本質
 - 三、賠償問題の沿革
 - 四、賠償問題の内容
 - 五、賠償と賠償との關係
 - 六、賠償金支拂と賠償の經濟

- 第二部 工場統計を通じて見たる我國工業の基礎構成
 - 第一節 商工業工場統計の沿革と其内容
 - 第二節 我工業の構成
 - 一、比重秤量の標準
 - 二、工業別生産額
 - 三、工業別生産附加額

- 四、工業生産額の増加
- 五、工業間に於ける發展の不均衡
- 六、農工業の地方的構成
- 七、生産集中の傾向
- 第三節 工場統計表の資源調査
 - 一、原料及材料使用額調査
 - 二、指定原料及材料調査
 - 三、在庫額の調査
 - 四、使用燃料及原動力調査
- 第三部 各經濟部面の分析と日本經濟の前途
 - 第一節 一般景氣
 - 一、物價の趨勢は未だ暴落
 - 二、株價の特殊な動き
 - 三、生産は依然激減
 - 四、製造貨物も依然激減
 - 五、倉庫在庫の状況も悪化
 - 第二節 上半期の外國貿易
 - 一、貿易戻の改善
 - 二、輸出入額の内容
 - 三、對支貿易と貿易額増加の關係
 - 四、貿易政策
 - 第三節 商品價格の實態
 - 一、總 額
 - 二、生 絲
 - 三、石、炭
 - 四、鉄、鋼
 - 五、銅、材
 - 六、晒粉及苛性氫

- 七、其他の商品
- 八、各商品を通じて
- 第四節 金融及資本市場
 - 一、計畫及拂込資本
 - 二、七月に於ける短資金の渡瀾
- 第五節 小賣商と百貨店の問題
 - 一、日本中堅同盟の成立
 - 二、百貨店の壓迫と東京近郊に於ける實例
 - 三、小賣商救済の政策
- 第六節 農村の狀態
 - 一、恐慌は全面的に進行
 - 二、農産物の價格に生じた影響
 - (A) 預金部調査の農産物急資金
 - (B) 農産物體の價格對策提出
 - (C) 夏秋實の限産案
 - 三、恐慌の諸對策
 - 四、小作争議の傾向
 - (A) 争議の規模
 - (B) 要求事項に於ける主要傾向
 - (C) 團形形態
 - 五、恐慌脱却の望みなし
- 第七節 労働者の狀態
 - 一、就業及失業
 - (A) 日銀の労働人員指數
 - (B) 工場・山労働者の異動
 - (C) 失業状況
 - (D) 大體的解雇の實例
 - 二、賃銀及實收
 - 三、労働争議の新レコード
 - 四、官吏減俸の決定と其意義
- 第八節 殖民地の狀態
 - 一、一般實態

- (A) 小農狀態はなかつた
- (B) 生産品と移輸入品との價格シエレー
- (C) 農民の貧窮化と反抗運動
- 二、朝鮮
 - (A) 物價と製造貨物
 - (B) 上半期貿易の解部
 - (C) 農業の狀態
 - (D) 農民の狀態
 - (E) 農民の狀態
 - (F) 農民の狀態
- 三、臺灣
 - (A) 物價と製造貨物
 - (B) 上半期の貿易
 - (C) 農業の狀態
 - (D) 若干の見通し
- 第九節 滿洲に於ける諸問題
 - 一、第二四半期に生じた諸問題、諸事件
 - 二、萬善山事件の詳細と其意義
 - (A) 三姓堡水田組合の成立
 - (B) 水路工事進捗と中國官民の妨害
 - (C) 萬善山事件の意義
 - 三、農業問題と移民減少の傾向
 - (A) 滿洲農村の特質
 - (B) 土地の所有關係
 - (C) 小作慣習の特質
 - (D) 在滿移民の問題
 - (E) 高利貸の活躍
 - (F) 移民の減少傾向
 - 四、滿洲鐵道問題補遺
 - (A) 中國側諸鐵道の聯絡關係
 - (B) 滿洲鐵道工事實況と今後の展望
- 第十節 財政對迫と其の對策
 - 一、昭和五年年度の財政
 - 二、昭和六年年度の赤字と其補填策
 - 三、臨時行政財政審議會
- 第十一節 日本經濟の動向

- 一、特殊的小農狀態と我國工業の基礎
- 二、小農狀態は悪く

- 重要統計表
- 第四編索引及び昭和六年第二四半期重要日誌

第六編 (昭和六年)

- 第一部 英國金本位停止と國際金融恐慌の發展
 - 第一節 恐慌は過去を去つたか
 - 第二節 英國労働黨内閣の崩壊と金本位停止
 - 一、八月末に於ける歐洲の小農狀態
 - 二、メー委員の報告
 - 三、労働黨内閣の崩壊と労働黨の分裂
 - 四、政變の經濟的根據と英國一致内閣の任務
 - 五、何故に金本位を停止したか
 - 六、金本位停止後の英國
 - 第三節 國際金融恐慌の發展
 - 一、金本位停止と為替管理の盛行
 - 二、金本位停止の破綻と金本位諸國中央銀行の位置
 - 三、國際金融恐慌は國內の危機を尖鋭化した
 - 第四節 新たなる危機
 - 一、米國に於ける金融恐慌の展開
 - 二、マルクは維持出来るか
 - 三、新たなる危機

- 第二部 滿洲事變と極東の國際關係
 - 第一節 滿洲事變の意義
 - 一、事變の經濟的根據
 - 二、何故發展したか
 - 三、國內矛盾の反映
 - 四、國際政局の危機
 - (本節は削除処分を受く)
 - 第二節 滿洲に於ける國際資本對立
 - 一、列強の對滿投資額
 - 二、日本の對滿投資額
 - 三、中國全體に對する列強の投資額
 - 四、滿洲共済問題
- 第三部 日本經濟各部面の分析
 - 第一節 一般實態
 - 一、小農狀態の低迷
 - 二、矛盾の表現として的小農狀態
 - 三、二大事件の續發と小農狀態の惡化
 - 第二節 諸指標の示す經濟活動
 - 一、原料品消費指數上昇の意味
 - 二、製造貨物は依然減少
 - 三、營業倉庫は出入庫共激減

- 四、物價の趨勢は依然暴落
- 五、株價は暴落
- 第三節 外國貿易は急激化
 - 一、第三四半期の帝國貿易
 - 二、内地貿易輸出減少の内容
 - 三、對支貿易と特別貿易の状況
- 第四節 金融及資本市場
 - 一、波瀾多き第三四半期の金融界
 - 二、英國金本位停止と我金融
 - 三、不振を極むる地銀市場
 - 四、地方銀行狀勢愈々惡化
- 第五節 事業界の一般傾向と重要産業の狀態
 - 一、事業界の一般傾向
 - 二、事業界小農の正體
 - 三、各事業成績の分析
 - 四、九月末決算會社の業績解部
 - 五、カルテル活動と重要産業の狀態
- 第六節 地方鐵道及軌道の弱狀
 - 一、地方鐵道及軌道の規模と投資額
 - 二、資本効率の低下
 - 三、被配無配會社の増加
 - 四、乘組總化の原因
 - 五、弱體會社の増加
 - 六、新規事業の不振
 - 七、不況對策とその效果
- 第七節 労働者の狀態
 - 一、就業及失業
 - 二、失業
 - 三、賃 銀
 - 四、労働争議

- 第八節 農業恐慌は一層深化
 - 一、一般的收穫減と價格の低落
 - 二、窮乏は更に加はる
 - 三、無業の破綻と階級分化の進行
 - 四、恐慌対策
 - 五、小作争議の主要傾向
- 第九節 植民地の状態
 - 一、朝鮮
 - 二、臺灣
- 第十節 中小商業者の窮乏
 - 一、中小商工業の其後の状態
 - 二、小賣商與亡調査の分析
 - 三、小賣商窮乏の原因
- (A)高利貸の搾取—百貨店の壓迫—
(B)公設市場、消費組合の進出—(C)

第七輯 (昭和四、五、六、七、八年)

- 第一部 中國經濟と帝國主義の攻勢
 - 序 問題は面前に提出されてゐる
 - 第一節 中國經濟の特殊性
 - 一、半植民地としての中國
 - 二、中國經濟の全貌
 - 三、農業及農民の状態
 - (A)水利經濟の問題に就いて—(B)主要農産物—(C)土地所有の状態—(D)小作慣行並に農民の状態
 - 四、中國に於ける資本主義の發達

- (A)工業の發達—(B)中國に於ける資本主義發達の問題
- 第二節 中國に於ける列國資本の樹立
 - 一、中國貿易の分析
 - 二、列國の對支投資
 - 三、中國政府の借債
- 第三節 國民政府の危機と中國サヴェートの生長
 - 一、財政の窮乏
 - 二、黨面の諸問題
 - 三、中國サヴェートの急進なる生長

- 第四節 上海事變の意義
- 第二部 我國軍需中工業の調査
 - 第一節 金屬工業
 - 一、鑛山—鑛業
 - 二、非鐵金屬製錬工業
 - 第二節 機械器具工業
 - 一、航空機自動車工業
 - 二、砲彈火具製造工業
 - 第三節 化學工業
 - 一、火藥製錬工業
 - 二、海軍製造工業
 - 第四節 工場動力によつて生ずる社會的諸結果
- 第三部 日本に於ける金本位停止
 - 第一節 國際金融恐慌と金本位制の破綻

- 大工場商店の街買進出
- 四、救済策期待し得ず
- 第十一節 窮乏せる財政の諸問題
 - 一、昭和五年度國庫預算
 - 二、恩給法の改正
 - 三、省廳合同と拓務省の廢止
 - 四、六年度豫算の節約案
 - 五、七年度豫算の編成問題
- 第十二節 時局急變と恐慌急性化の諸局面
 - 一、證券市場の混亂と商品相場の低落
 - (A)株式市場の混亂—(B)公社債も暴落—(C)商品相場も低落—(D)商品相場下落率の鈍い理由
 - 二、正貨流出と金融界の急動搖
 - (A)在英資金の縮減—(B)資金流出始

- まると—(C)正貨流出二億圓を超過—(D)正貨流出に對する感死的防止策—(E)國內金融界の急動搖
- 三、對支輸出の急減と十月の帝國貿易
- (A)對支輸出に對する對支貿易—(B)十月の帝國貿易
- 四、事變界の窮乏
- (A)市場恐慌化の打撃—(B)事變金融の逼迫—(C)金融的緊急救済策
- 第十三節 日本に於ける金融再禁止問題
- 重要統計表
- 昭和六年第三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百
- 第五輯索引

- 一、國際金融恐慌の諸原因
 - 一、金本位制と金本位停止の分布
 - 二、日本に於ける金本位停止の意義
 - 三、金本位停止の目的としたか
 - 二、再禁止の必然性
 - (A)インフレーションへの轉換—(B)銀行資本の逃避—(C)銀行恐慌の危機と再禁止—(D)財政の破綻—(E)再禁止の形式
- 第三節 解凍中に於ける我が經濟機構の變化
 - 一、企業合同の實例
 - 二、大企業に於ける協定
 - 三、カルテルの新結成
 - 四、金融資本の進出
- 第四節 再禁止後の諸原因
 - 一、再禁止の効果
 - 二、再禁止の効果を制約する諸條件
- 第四部 各經濟部面の分析と日本經濟の前途
 - 第一節 世界經濟の動向
 - 一、世界經濟は分割された
 - (A)金融恐慌の完全な發展—(B)爲替管理と關稅障壁—(C)外國貿易の大減退
 - 二、轉換の兆候は見えない
 - (A)ローザンヌ會議とベルリン短資協定—(B)米國復興金融會社と自由金の解放—(C)生産と物價
 - 三、轉換の可能性は無いか
 - 四、西班牙・世界の諸

- 第二節 日本經濟の諸指圖
 - 一、事業活動
 - (A)原料品消費指數の動き—(B)生産能力と生産額
 - 二、鐵道貨物
 - 三、營業倉庫貨物
 - 四、物價
 - (A)一般物價と其内容—(B)カルテル物價
 - 五、株 價
- 第三節 金融及資本市場
 - 一、非賣りの内容
 - 二、非賣りの内容
 - 三、正貨流出と金準備
 - 四、正貨準備率三割
 - 五、貸出擴張と政府預金の放出
 - 六、金利の激騰
 - 七、地方金融益々窮乏
 - 八、再禁止直後の金融情勢
 - 九、全滿狀態の資本市場
- 第四節 外國貿易及國際狀況
 - 一、第四半期貿易の急激化
 - 二、排日貨と對支貿易の大惡化
 - 三、六年外國貿易の諸相
 - 四、國際收支
- 第五節 再禁止前後の事業界
 - 一、配當から見た事業界
 - 二、重要事業のカルテル活動
- 第六節 日貨排斥と紡績業の再惡化
 - 一、綿織物諸狀況

- 二、綿織物の投算狀態
- 三、在華紡績の打撃
- 第七節 労働者の状態
 - 一、就業失業
 - 二、賃 銀
 - 三、労働争議
- 第八節 農村の狀態
 - 一、重要農産物の收穫狀況
 - 二、價額の變動
 - 三、政府の對策
 - 四、小作争議の激増
 - 五、農村に於けるフアツシヨ
- 第九節 東北地方及び北海道の凶作恐慌
 - 一、禍根は深々
 - 二、被害の程度
 - 三、金融恐慌への發展
 - 四、悲劇、飢饉、疾病、死亡
 - 五、救済政策と農民の闘争
- 第十節 滿洲事變の發展と滿洲新國家の成立
 - 一、錦州入城
 - 二、「臨時時代」と哈爾濱占據
 - 三、滿洲新國家の獨立宣言
 - 四、今後の外交問題
 - 五、滿洲に於ける中國共產黨
- 第十一節 定期航空業の重要性
 - 一、定期航空業の經濟的意味
 - 二、定期航空業の政治的意味
 - 三、定期航空路の分布
 - 四、廣東に於ける航空路
 - 五、日本の定期航空路

- 六、飛行機の運搬
 - 七、定期航空輸送成費
 - 八、定期航空に對する國家の補助
- 第十二節 財政窮乏と軍事費の膨脹
- 一、六年度十一月末現計
 - 二、七年度豫算の概観
 - 三、前年度豫算との比較
 - 四、減債基金繰入停止
 - 五、歳出の減少と節約

- 第十三節 我が國に於けるフアシズムの役割
- 一、フアシズムとは何か
 - 二、日本に於けるフアシズムの役割
 - 三、社會フアシズム
- 重要統計表
- 昭和六年第四半重要日誌
- 第六編索引
- 中國地圖

第八輯 (昭和七年)

第一部 國家總動員計畫に関する調査

- 序 計畫は實行に移される
- 第一節 國家總動員計畫の意義
- 一、戰爭の擴大と戰闘方法の變化
 - 二、戰闘方法の變化による國家總動員の必要
- 第二節 國家總動員の方法
- 一、國家總動員の種類
 - 二、歐洲大戰交戦國の國家總動員の經驗
 - (A) 國民動員 (B) 産業動員
 - (C) 交通動員、財政動員等 (D) 資本主義と國家總動員
- 第三節 我國軍需工業動員法

第二部 恐慌下の婦人労働と當面の重要性

- 第一節 婦人労働當面の重要性
- 第二節 婦人労働者の比重及びその變化
- 一、全労働者數に於ける比重の増加傾向
 - 二、工場労働に於ける男女工比重の變化
 - 三、産業別職工男女工比重
 - 四、礦山労働に於ける比重の減少
 - 五、運輸交通通信労働に於ける女子絕對數及び比重の増加
 - 六、日僱労働に於ける比重
- 第三節 婦人労働者労働條件と合理化の實現
- 一、労働時間
 - (A) 労働統計實地調査と工場所定作業時間労働時間 (B) 工場統計による

第三部 我國銀行組織の解剖

- 序 勸業場機關は語る
- 第一節 銀行業に於ける合理化と資本の集中
- 一、最初に小銀行が産設された
 - 二、銀行業に於ける合理化の進行
 - (A) 主要な段階 (B) 戦後恐慌と貯蓄 (C) 昭和二年の金融恐慌と銀行法改正 (D) その他
 - 三、銀行業に於ける資本の集中
- 第二節 地方銀行の特殊性
- 一、普通銀行の重要性
 - 二、規模が非常に小さい——合理化は比較的進行してゐない
 - 三、農業との結びつき

第四部 日本經濟各部面の分析

- 第一節 世界經濟の動向
- 一、恐慌一層の深化
 - 二、細分化は續いてゐる
 - 三、農業恐慌も尙深化
 - 四、金融恐慌も續いてゐる
 - 五、労働者農民状態の悪化と政治的危険の尖鋭化
- 第二節 日本經濟の諸指標
- 一、生産の一時の増加と挫折
 - 二、鐵道貨物も不振を續く
 - 三、營業倉庫貨物在庫の増加
 - 四、物價再び反落
 - (A) 卸賣物價 (B) 小賣物價 (C) 日本物價の國際的地位
- 第三節 外國貿易内容の激變

第一節 入超激増

- 一、入超激増
 - 二、棉花の大洪水
 - 三、綿織物と生絲の輸出減
 - 四、爲替下落の效果
 - 五、對滿輸出の激増
 - 六、爲替相場推移
- 第四節 金融及資本市場
- 一、短期市場の逼迫
 - 二、長期金融の枯渇
 - 三、債券の供給不足
 - 四、日銀の金利引下げ
 - 五、公債發行と金融市場
 - 六、「國家的大問題」と金融
- 第五節 重要産業の状況
- 一、紡績業
 - 製品市場と供給——合理化と採算——カルテル活動
 - 二、製糖業
 - 製品市場と供給——合理化と採算——補償並に共保の處分
 - 三、毛織業
 - 製品市場と供給——合理化と採算
 - 四、製紙業
 - 製品市場と供給——カルテルの活動——合理化と採算
 - 五、鑛山工業
 - 製品市場と供給——合理化と採算——輸入許可制度
 - 六、鑛銅業
 - 製品市場と供給——カルテルの活動

第六節 北洋漁業合同と日ソの對立

- 一、合同の成立とその内容
 - 二、社會主義ソ聯邦の漁場經營
 - 三、資本主義日本の漁場經營
 - 四、ループル問題の経緯
 - 五、當面の時局と漁業問題
- 第七節 労働者階級の状況
- 一、就業度の低下
 - 二、賃銀切下げと不勞
 - 三、労働争議
 - (A) 争議減少の原因 (B) 労働組合別争議 (C) 昭和六年中の争議
 - 四、労働者の組織状態
 - 第五節 農村の状況
 - 一、五年度農林省統計
 - (A) 土地所有及經營に於ける一層の零細化 (B) 農業生産力の萎縮
 - 二、恐慌は深化する
 - (A) 六年度の農家収入減 (B) 買價の重墜
 - 三、小作争議規模の擴大と大專院の新判例 (A) 争議規模の擴大 (B) 大專

- 第九節 國民の動向
 - 一、朝鮮に於ける農業恐慌
 - 二、この春期期の恐慌
 - 三、火田民の激増
 - 四、小作争議の傾向
 - 五、朝鮮に於ける労働賃金の激落
 - 六、朝鮮労働者の争議
 - 七、軍用列車妨害
 - 八、朝鮮共産黨再建事件
 - 九、清津方面の暴はひ
 - 十、臺灣に於ける農業恐慌
 - 十一、豫慮の動向
 - 十二、その機構
- 第十節 滿洲國の組織内容
 - 一、その機構
 - 二、政府組織法
 - 三、滿洲國の日本人官吏

第九編 (昭和四七年)

- 第一部 ソヴェート聯邦の經濟的發展と日ソの對立
 - 第一節 日本の極東政策と日ソの對立
 - 一、「日本の國是は決まつて居る」——日本の極東政策
 - 二、支那及外蒙古の共産主義運動と日本

- 四、自治指導部の設置
- 第十一節 上海事件の經過と停戰協定の成立
 - 一、事變の經過
 - 二、日支戦争死傷者
- 第九二節 七年度豫算の決定と軍事費の影響
 - 一、軍事費の激増
 - (A) 滿洲軍費——(B) 軍事費の財源
 - 二、七年度豫算の決定
 - 三、恩恵取附費百四十萬圓
 - 四、巨額の赤字と巨額な公債發行の影響
- 第十三節 ファツシヨの動き
 - 一、無産階級の分解作用と一部のファツシヨ化
 - (A) 社民黨の分裂——(B) 労働大黨の動搖——(C) 「社會自由黨」の創立——(D) 國民社會黨——
 - 二、日本國家社會主義聯盟と學生聯盟
 - 三、右翼團體の活動と其の變遷運動

附 録

- 第十四節 非常時軍國一致内閣の成立
 - 一、歐洲大戰當時國家總動員計畫一覽表
 - 第一表 平素準備及戰時新設の機關及工場の新増設、轉用
 - 第二表 人員に對する處置
 - 第三表 軍需品及原料に對する處置
 - 第四表 器具機械其他の設備に對する處置
 - 第五表 製造作業、科學發明、運輸交通に對する處置
 - 二、銀行地方別明細表
 - 三、重要統計表
 - 四、昭和七年第一四半期日誌
 - 五、第一——八號目次
 - 六、工場礦山等労働者數圖(別表)

- 四、ソ領沿海州と日本領土との地理的接近
- 五、日ソの貿易關係
- 第三節 ソヴェート聯邦の經濟的發展と「恐嚇」
 - 一、日本資本家の「恐嚇」
 - 二、ソ聯邦の經濟的發展——資本主義國との比較
 - (A) 重工業——(B) 動力生産——(C) 農業生産——(D) 消費手段生産

- 三、第一次五ヶ年計畫の成果と第二次五ヶ年計畫の見通し
- 第四節 世界的反ソ動向と日本
 - 第二部 我國官公營事業の解剖
 - 第一節 國家總動員計畫と官公營事業
 - 一、官公營事業の定義と種類
 - 二、官公營事業
 - 三、官公營事業の發生
 - 四、官公營事業の發生
 - 五、官公營事業の發生
 - 六、官公營事業の發生
 - 第二節 官公營事業の内容
 - 一、官公營事業の投資
 - 二、官公營事業の労働者
 - 三、官公營事業の所在地、重要生産品及男女職工別
 - 四、官公營事業と事業員數
 - 五、官公營事業と民間工場との工場數及職工數比較
 - 六、官公營事業に就いて
 - 第三節 官公營事業と財政
 - 一、官公營事業と國家財政
 - 二、官公營事業と地方財政
 - 第五節 主要官公營事業の内容と最近業績
 - 一、通 信
 - 二、國有鐵道
 - 三、製鐵所
 - 四、專 賣
 - 五、工 廠

- 六、土 地
- 七、市 電
- 八、其 他
- 第六節 官公事業と労働運動
 - 第七節 官公營事業の統制
- 第三部 政治不安と日本農業恐慌
 - 第一節 内地に於ける農業恐慌の新局面
 - 一、凶作地を中心とする飢饉
 - 二、小作争議の激化
 - 三、農産物價格の深刻化
 - 四、農民の支拂不能とモラトリアム運動の擡頭
 - 第二節 農村モラトリアム運動の重鎮
 - 一、農家負債七十億圓
 - 二、借金増大の過程
 - (A) 商品經濟への轉入——(B) 依然たる零細經營
 - 三、借金増大の必然性
 - 四、モラトリアム運動の主要方向
 - 第三節 恐慌對策の主要方向
 - 一、不動産抵當債權の資金化
 - 二、預金部低賃償還延期
 - 三、恐慌對策の主要方向
 - 四、小賣増産五ヶ年計畫
 - 第四節 朝鮮及び滿洲に於ける農業恐慌
 - 一、朝鮮の農業恐慌
 - 二、封建的地主高利貸に依る借金の重壓
 - 三、火田民の増加
 - 四、農民の運動
 - 五、農民地米の移入統制

- 第四部 日本經濟各部面の分析
 - 第一節 世界經濟の動向
 - 一、物價騰貴の急激
 - 二、工業狀態は未だ悪く
 - 三、農産物價格收縮高の減少
 - 四、蓄積的インフレーションの效果
 - 五、競争とインフレーション
 - 六、ローザンヌ會議と四ヶ國紳士協定
 - 第二節 日本經濟の諸指標
 - 一、生産は未だ回復しない
 - 二、鐵道貨物の動き
 - 三、倉庫在庫の激増
 - 四、物價の騰貴・株價の追價
 - 五、生産と消費の矛盾は少しも解消してゐない
 - 第三節 重要産業の状況
 - 一、産業の一般情況
 - 二、石炭礦業
 - 三、金屬工業
 - 四、石油工業
 - 五、織物業
 - 六、造船業
 - 七、セメント工業
 - 八、紙工業
 - 九、製紙工業
 - 一〇、人絹工業
 - 一一、製粉業

- 二、製糖業
 - 三、羊毛工業
 - 四、製絲業
 - 五、紡績業
 - 六、製作工業
 - 七、主要産業操縦一紙
- 第四節 爲替暴落と外國貿易
- 一、輸出入共に増進す
 - 二、輸入増加の原因
 - 三、輸出増加の原因
 - 四、支那市場に於ける日英米の抗争
 - 五、爲替暴落と貿易の好調
- 第五節 戦時財政の概況
- 一、七年度実行豫算の大膨脹
 - 二、軍事費の劇的増大
 - 三、見積り差入の激減
 - 四、時局匡救豫算の編成
 - 五、公債發行の著増とその意味
 - 六、賦金による軍事費の調達
- 第六節 インフレーションの準備と金融及び幣市場
- 一、如何なるインフレーション政策が準備されつゝあるか

- 二、預金部の調査計書
 - 三、預金は一層のデフレーション
 - 四、爲替の未會有の暴落
- 第七節 労働者階級の状況
- 一、就業と失業
 - (A) 就業度の變化と最近に於ける其の特質——(B) 軍需品工業活況——(C) 日銀人員指数と調査工場——(D) 失業
 - 二、賃 銀
 - (A) 定額賃收兩指数共本統計作製以來の最低數字となる——(B) 定額賃收兩指数間の推移關係——(C) 日銀調査賃銀指數の低下——(D) 日銀調査賃銀指數
- 第八節 婦人労働者の状況
- 一、女工移動
 - 二、賃銀は低下の一方
 - 三、婦人労働者の参加せる程度
- 第九節 植民地に於ける婦人労働
- 一、朝鮮婦人労働者の産業別
 - 二、朝鮮の業別生産額と婦人労働
 - 三、朝鮮女工労働争議の實情

- 第十節 滿洲國の諸問題
- 一、協和黨の成立
 - 二、三井・三菱からの借款成立
 - 三、中央政府の人事異動
 - 四、駐滿武蔵全權の就任
 - 五、海關接收と郵務局開領問題
 - 六、北滿の大洪水
- 第十一節 第六十二議會より第六十三議會へ
- 一、第六十二非常時議會の意義とその成果
 - (A) 滿洲事件——(B) 關稅引上——(C) 滯貨生絲善後處理——(D) 資本逃避防止法——(E) 國債優遇法——(F) 日銀保證準備發行限度擴張——(G) 國債償還資金繰入停止——(H) 時局匡救決議、滿洲國承認決議
 - 二、第六十三議會の展望
 - 一、官營工場所在地、主要生産品、男女別職工數表
 - 二、官公營事業關係労働組合表
 - 三、重要統計表
 - 四、昭和七年第二四半期日誌
 - 五、第七、八號索引

勤者數調

勞 民

備

者

備 山 勞 働 者

運 輸 交 通 通 信 勞 働 者

日 常 勞 働 者 其 他

合

計

(昭和七年六月末現在) (内務省社會局調)

職業	01. 農		02. 林		03. 漁		04. 畜		05. 採		06. 工		07. 商		08. 運		09. 通		10. 信		11. 其		合 計				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
01. 農	12,100	10,500	10,000	8,500	8,000	7,000	6,500	6,000	5,500	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	500	500	500	500	500	10,000	8,500	
02. 林	1,000	800	800	700	600	500	400	300	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	800	700
03. 漁	2,000	1,500	1,500	1,000	1,000	800	700	600	500	400	300	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,500	1,000
04. 畜	3,000	2,500	2,500	2,000	2,000	1,500	1,500	1,000	1,000	800	700	600	500	400	300	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	2,000	1,500
05. 採	4,000	3,500	3,500	3,000	3,000	2,500	2,500	2,000	2,000	1,500	1,500	1,000	1,000	800	700	600	500	400	300	200	100	100	100	100	100	3,000	2,500
06. 工	10,000	8,000	8,000	6,000	6,000	5,000	5,000	4,000	4,000	3,000	3,000	2,000	2,000	1,500	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	6,000
07. 商	1,000	800	800	700	700	600	600	500	500	400	400	300	300	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	800	700
08. 運	1,000	800	800	700	700	600	600	500	500	400	400	300	300	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	800	700
09. 通	1,000	800	800	700	700	600	600	500	500	400	400	300	300	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	800	700
10. 信	1,000	800	800	700	700	600	600	500	500	400	400	300	300	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	800	700
11. 其	1,000	800	800	700	700	600	600	500	500	400	400	300	300	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	800	700
合 計	30,000	25,000	25,000	20,000	20,000	18,000	18,000	15,000	15,000	12,000	12,000	8,000	8,000	6,000	6,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	25,000	20,000

昭和七年十二月十二日印刷
昭和七年十二月十六日發行

定價壹圓
送料六錢

日本經濟年報
(第十輯)

編輯者 東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一 神原周平

印刷者 東京市牛込區藤町七 堀修造

發行所

東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一

東洋經濟新報社

振替東京六五八番
電話日本橋一四八七番
一四八七番
二七八五番

印刷所 日清印刷株式會社

